

要旨とす」とある、蓋し教育勅語は國民教育の大方針國民全體の大精神であつて古今を通じて謬らざる國民道德の大道である故に此趣旨を根本基調とし修徳の理想として徳性を涵養し道德の實踐を指導することが教育の本旨であり又修身科の任務である。徳性の涵養とは道德的品性の陶冶をなす意にして善惡正邪に對する判断明確にして事にあたり物に處し理非曲直を識別判断する能力健全なること情意方面では正善を愛し邪惡をにくむ醇眞なる情操の所有者であつて正善は事の大小を問はず實行をせねば止まん。邪惡は如何なる場合にも犯さなまいといふ善良なる心の習慣を養成すること道德の實踐指導とは兒童生徒をして實際に道德を實行すべき機會地位に立たしめ之れを實行せしめ獎勵し批判しそれが徳性たらしむることである。之れを要するに徳性の涵養も道德實踐の指導も正善實行の人たらしめる方便にして修身科終局の目的は常に道德を愛好し隨時隨所に信念を持つて國民道德を實行し永遠に自己を修め自己を研きて有徳の人たらしむることである。斯く考へると修身科は矢張訓育の目的を達する有力な重大な方便であつて訓育の目的と合致する譯である。此見地に於て教材を眺め教材を研究し實際の取扱をなすべきである。

二、教材 觀

1 教材は到達點である

修身科の教材である。例話、訓辭、格言等は他人が特殊の地位に立つて順應し統制した結果である。換言すれば他人の特殊經驗其のもの或は特殊經驗より歸納した道德的法則であつて到着點がある。故に一足飛びに之を注入し傳達しても到底時代境遇年齢を異にする現在の兒童の生活には懸隔大であつて直に模倣追従の出来るものでない。例へそれが出来るとしても模倣追従の道德は靜的であつて直ぐ行き詰るものである故に教材は傳達せんとしては價値がない。

2 教材は兒童の經驗成長の資料として價値あり

兒童が特殊の地位に立つて修徳の必要感即ち需要興味を感じ時、醇眞に自己反省し自知し修徳の方法に苦心するに至つて他人の善行美談に感じ格言訓辭にヒントを得て道德の理想を向上し更に自己の道德構成に資料たるに於て價値があるのである。要するに兒童生活の醇化の爲の教材であつて、教材に兒童を引つけるものではない。

3 教材の機能構造的見解

教材は機能構造的見解をとるのが有利の場合が多い。益々個人も市町村も國家も社會も存續發展の欲求即ち機能がある而して此の欲求を満足し實現せんとして各種の擴張活動を行ふ。即ち構造をなすのであつて善行美徳はよりよく生きんとする活動過程である。例へば

A 個人の場合

衛生を守り勤儉を行ひ禮儀を正しくすることは自己の存續發展上必要な活動過程であると考へる。

B 市町村の場合

國家の要求又は自治體自らの要求により土木、勸業、教育、衛生の施設をなし納税の義務を責め各種の條例を定むるは自治體の存續發展の構造である。

C 國家の場合

世界の趨勢と自國內の要求により政治、軍備、教育、交通、産業等各種の施設を行ひ國民は國家の存續發展といふ要求のために議員を選び兵役に服し産業の發展改良を圖る。即ち構造をなすと考へる。

三、教材 研究

1 研究の着眼點

教材研究の必要なるは今更論するの要はないが唯其研究の着眼點を誤ると勞して効なき結果に陥るから茲に其着眼點を考察して見たい。

イ、勅語の御趣旨に添ふて徳性涵養をなすべき點を發見すること。

ロ、修養動機の惹起條件を考へること。

ハ、例話訓辭の具體化すべき點を見出して調査すること。

ニ、教科書外の例話或は偶發事項に適切なるものなきや。

ホ、實踐指導の連絡點を考へること。

ヘ、教科書の情化すべき點。

ト、挿畫の情化すべき點本文との連絡點徳目の主眼點を表現する點等を考へること。

2 補充教材蒐集の必要

日々の新聞記事學校及郷土の出來事等の中で修身教育の資料となるものは切抜し或は摘要して必要により其中より教材を選択することがよい。生きた事例兒童の境遇に適切なものが多々得られて兒童の修養を動機つけること深刻である。

四、修身科の自學訓練

自學に關する訓練

自學自習に關する理論及一般方法は別に調査せし所あるも此所では省略して直ちに修身科の自學訓練を述べることにした。

1 修身科の自學

修身科に於ては自主的に過去經驗を反省し道德に對する効果を自知し更に罪過を改善すべく修養案を工夫し修養資料を蒐集して理想を向上し進んで實行案を改造して實踐躬行の良習慣を作り品性を醇化して自力にて正善實行の出來得る人となる様修養する事が自學である。

2 修身科の自學訓練法

イ、徳目に對する内容考察の訓練

徳目に對して直に會て如何なる事を學んだか、どんなえらい人の話をきゝしか自分の家庭或は近所に此の徳目に合致せる行爲の人はないか、若しありとせば如何なる行爲か等を默想し必要によりて發表の出來ること。

ロ、靜思反省の訓練

靜かに自己の過去及現在を省み眞實に實現の出來てゐる點出來てゐない點を考へ成功に對しては自功興味を感じ失敗に對しては懺悔の念を以て今後如何なる點に修養精進するかの問題を決定すること。

ハ、實行案の工夫

修養問題に對して經驗の改造法即ち實現の仕方を自己の境遇能力に適應して考察する事。

ニ、修養資料の蒐集

例話訓辭を教師よりきゝ或は参考とすべき嘉言善行録を読み或は他生の行動を直觀し又其の修養案を聞き更らに教師の經驗談をきゝて讚美し共鳴すること。

ホ、實行案の改造

修養資料の蒐集により先きに工夫せし實行案に改造を加へより有効により適切に實行案を改造すること。

ヘ、實踐修養録の記入

實踐の結果は修養録に記入して効果を自知し更らに實行に努力する習慣をつくること。修養録の形式は左記の如きものを使用しつゝあり。

日	月	
	徳	目
		反省事項
		実行案
		改善案

四、自學訓練に對する注意

- (1) 前述の訓練法は一般的のものであるから學年の高下により多少の手心を要するは勿論であるが尋常三年位からは大体此の順序によつて差支ない事を経験してゐる。
- (2) 反省の結果を發表さすと往々虚弱の成功を報告したり又失敗談を何等恥とも思はん態度が見へる事がある。之れは特に個別指導を行ひて成功を要求せざると共に失敗は直に心から懺悔の告白である様にせねばならぬ。
- (3) 實行案の工夫は自己として最も緊要と考へる問題の選定が大切なので其の選定が自己判斷で出来なければ教師に相談せしめてよいのである。教師は兒童の個性及家庭の状況より批判してやるがよい。

五、方法に關する概観

修身教育の方法は劃一でない。況んや型式に拘はるべきものでもない。深き教師の修養研究と兒童に對する熱愛の情と崇高なる人格とが渾然として發露する所、そこに兒童をして道徳を愛しこれを實行して善美な徳性の人たらしむるので即ち方法は自然に生るゝのである。然らば方法の研究は不必要かといふに決して左様ではない。前記の如き教師にても下級幼年生は教師を理解することが出来ない。又兒童には學習慾修養慾がない故に人格一點張りでは徹底せんのである必ず其所に成案的で巧妙に兒童の心意に即して歡喜の學習たらしめ事理明晰であつて理解の容易に出来る所謂教育方法の研究が亦重大問題となる。教師の人格教師の修養は教育方法と共に車の兩輪の如き關係にある。此の點は中等以上の學校と小學校と其の趣が異なる點である。登校を喜び學習を歓迎し修徳に興味を感ぜしめ日々新善なる生活の向上を自覺するに至らしむるは方法の巧拙に關する點が大である。

六、取扱上の一般的注意

1 例話の取扱

(イ) 直觀的なること

兒童は元來感覺的であるから彼等の興味注意の集注は矢張り繪畫掛圖黑板等の方便物を利用し成るべく直觀に訴へて説話をなすこと。

(ロ) 具體的なること

本文又は挿畫等に矛盾衝突の生ぜざる陽り具體的に説話し人情の機微に觸れて情操の喚起につとめ抽象的に流れざるこ

と。

(ハ)藝術的なこと
説話の表現方法は或程度迄藝術的なべく言語の調子抑揚身振り等を考へ兒童をして話中の人たらしむること。

(ニ)不道徳的な行爲
道徳的な行爲の對象として非道徳的な人物或は行爲が引證される時がある。此の時は前記イ、ロ、ハの取扱ひは不可である。簡潔に通つて善行の色彩を濃厚ならしむる程度でよい。

(ホ)例話の主眼點に觸れること

徳目主義の場合例話は其徳目に一致せる點を見出し其所を中心として具体的に直觀的に取扱ひ其の他は前後の關係を明かにする位に連絡することよい。

(ヘ)人格の發揚

人物主義の取扱ひに於ては個々の道徳的行爲を崇高善美なる其人物に歸結し個々の行爲は人格の發露として取扱ひ道徳を孤立せしめない。

(ト)説話に對する讚美

教師は多方面より例話を研究して其の行爲又は人格に充分共鳴し讚美し尊敬し信仰した態度と精神で矢張其の人になつて居ることが大切である。

2 訓辭格言の取扱

(イ)訓辭は例話の隨時隨所に必要に應じて挿入し孤立せしめない事がよい。

(ロ)訓辭は個々の道徳的事實或は行爲を抽象して實踐實行の指針たらしめるものであるから簡明で生氣ある力強いもので

なければならぬ。

(ハ)高學年に進むにつれ訓辭の分量が多くなるから既習の例話格言或は道徳律他生の經驗等を想起して之れを蒐集して具体化をはかり乾燥無味に陥らない様にする。

(ニ)訓辭は比喩法を用ひ卓近通俗的に成程と感ぜしめる事が多い。此比喩法を巧に適用することは肩のこらない訓辭の會得法である。

(ホ)格言は兒童をして此の心持此の覺悟此の感動を何とかしたいといふ態度が出た時に提出すべきである。

(ヘ)格言は右の心持を自己の信條或は座右銘とせんには何といふべきかを一考したる後提出するがよい。

(ト)訓辭格言は自己の生活の實際に比較反省せしめるがよい。

(チ)或は反省標準とせしむるがよい。

3 教科書の取扱

(イ)修養資料として

兒童が自ら實行案に苦心工夫して而して他人の理想實現の狀況を知らんとする場合に時には教科書の例話を自分で誤解せしめ書中の事例に對して過去經驗より意味づけ修養資料を探究せしめる事がある。

(ロ)説話の統合として

教師が説話をなして修養資料を提供した時は、其の説話を統合して感讀或は意讀を行ひ感銘と實現を深刻ならしめると。

(ハ)感讀の場合

教師或は優等生が情的に讀み劣生には讀ましめんのがよいと思ふ。何となれば餘り所々讀詰ると失笑したり又訂正者が

出たりして感興を削減することがあるから、尙次には本文の情化扱ひをするのがよい。それには

A 文に情の内容を附す

例へば其の行はどんな心の表れか、普通の人であつたら、此人が此の行をせなんだら世の中はどんなになるか等問答を挿みつゝよむ。

B 讚美共鳴の言辭を引用しつゝよむ。

例へばよみつゝ教師は適當なる所で如何にも立派な行だ眞に感心な心掛だ嗚呼此人にして始めて等。

C 挿畫の説明より感動を深刻ならしむること。靜的に説明せず活動的に心情の發露した様にする事。

(ニ) 意化するには

強き實行の念を喚起する様暗示をあたへつゝ讀むこと。

A 暗示的に

諸子は彼様な行が出来るであらうか彼様な善行が出来たらどんなに嬉しいだらうか、先方の方はどんなに感謝するであらうか等の問題を挿みつゝ讀む。

B 推奨的に

生徒の實情よりして此點は出来てゐるか此の點は大部努力の成績が見へるとか此事は餘程成巧してゐるとかいふ風に推奨しつゝ讀む。

(ホ) 挿畫の取扱

A 修養動機の惹起として

人物の有象をよく觀察せしめ容貌服装等よく如何にも立派な人と感ぜしめ如何にして斯の如くなつたかと修養の方

法を探知せんとして動機を惹起する。

B 理會感興を助ける

本文と對照しつゝ動的に説明を加へて成程と理解せしめ又は全面に表れたる活動狀況より感興を喚起すること。

C 人物挿畫は作法と關連し其容儀服装態度等を批判し推奨すること。

七、實地教育過程

1 徳目主義による場合

甲、主として理想向上の場合

(イ) 修養徳目の意義内容

兒童の經驗或は事實問題等より問答して修養徳目の意義を明かにし更に自分は此道德に合する行爲があるか、或は自分の家庭、近隣にた様な人はないか、若しあるとせばどの點がよく適中してゐるか等を考へて徳目の内容を豊富にするこ
と。

(ロ) 修養必要感の喚起

兒童をして道德的地位に立たしめ其道德修養の必要感

即ち道德に對する需要興味價值感を感じしむ。

(ハ) 靜的 反省

自分は其の道德について如何なる點が出来て居るか如何なる點は不成功であるか等各自其の功過を自知すべく靜思反省する。

(ニ) 修養問題の決定

反省の結果各自己の改善すべき点につき選擇考慮して最も自分として緊要重大とする點を決定する。

(問題として)

(ホ) 実行案の工夫と個別指導

修養問題が決定せば其實行簡條に對して具体的に實行の仕方を工夫せしむ。

教師は机間を巡り或は膝下に兒童を呼びて其功過自知の狀況修養問題の決定狀況及實行案の良否等を個別的に指導し各自の境遇能力に應じ適切に實際的な案たらしめ個性の發展醇化に深刻なるヒントを與へる。

(ヘ) 修養資料の蒐集

兒童の經驗改造及個性の醇化發展資料として例話、格言、訓辭を聞かし又は自分で研究せしむ。嘉言善行につき讚美共鳴點を評價する。而して兒童が反動を正しくせしや否やを検する必要あれば一、二、共鳴點感心の點を發表せしむるも可なり。

(ト) 修養資料の蒐集

教科書の感讀をなす(本章第二項教科書の取扱参照)

備考

1 以上は教育の一過程であつて時間行程ではない。故に此一過程を一時間で終る事もあれば二時間を要する場合もある。

2 學年の高下と教材の性質により此順序を全部踏むには及ばない。又順序を變更するも差支ない其所は教師の識見にまつべきである。尋常二年以下にては其必要が特に多いのである。

乙、主として理想實現の場合

(イ) 修養資料の蒐集

兒童は己に前回に於て実行案を工夫せるもそれは貧弱なる過去經驗を中心として比較的不完全なる確信なき權威なき實行案であつた。然し例話訓辭格言の研究によりて道德に對する理想は大に向上せられ實現的道念誘發せられて中には己に多少の實現の機會を捉へたるものもあるであらう。故に更に確信ある實行案作製のために重ねて修養資料蒐集の必要がある。即ち

A 例話を復演すること。

B 他生の實行した行爲或は見聞せし事實を聴取。

C 教師の經驗談聴取等。

(ロ) 実行案確定

以上の豊富なる資料より更に靜思反省して自己の經驗を改造し實行の簡條を定め之が實行の仕方を考へさして修養録に記入せしむるのである。此場合に以前の實行案が完全であつたら別に改造の必要ないのであるから信條或は格言を記入してもよい。教師は矢張個別的に指導する事は必要である。

(ハ) 教科書の取扱

主として意的讀方をなす(本章第二項教科書の取扱参照)

(ニ) 實踐指導

A 教師は環境を整理して實踐の機會と氣分を作ること。

B 常に注意して實踐の結果を批判し推獎すること。

- C 學校生活家庭生活を通して訓練すること。
- D 修養録に功過を記入すること。

備考

- 1 修養録の記入は四年以上ならば出来る。
- 2 実行案の作製は毎課必ずなさしむる必要はない。此學校學級として特に其必要を感じたる時でよい。
- 3 徳目によりては學級全體として実行案を決定する事が有力な場合もある。

人物主義による場合

(イ) 模範人物に對する研究動機の惹起
人物に對して憧憬私淑の念を起さしむ其方法としては

- A 他教科に於て已に學習せし事項あらば其事項及び所感を發表せしむ。
- B 人物の幼時及晩年を概括的に説明して如何なる生活過程が斯く偉大ならしめたかに動機を持たしむ。
- C 人物の社會的地位を評價せしむ。
- D 教師がまづ人物につき讚美共鳴の態度をとること。

(ロ) 例話の取扱

取扱方については本章第二項例話の取扱参照。

(ハ) 評 價

人物全體を通じて特有の色彩ある點、人格の圓滿なる點、偉大なる點高潔なる點等。

(ニ) 教科書の取扱

本章第二項教科書の取扱参照。

八、作法に關する見解

作法は善の理想を日常生活に適用せる禮的習慣即ち善良なる品性の發露であつて對者の満足好感を本旨とする故に作法の正しいといふことは訓練の出來て居るといふ事である。隨に修身教育は徹底して居るといふことであるといふても過言ではないと思ふ。故に形式に流れたり虚飾に陥たりしては眞の作法ではないのである。斯く考へると作法の任務は頗る重大となるので作法即ち解釋してよい事になる。少くとも小學校の作法は斯く考へて誤りでないと信ずる。

九、作法教育の機會

(1) 修身科に關連する場合

修身科の理想實現の仕方形式に表れたものは作法である。故に實踐指導と相俟つて練習を要するのである。例へば皇大神宮のことを學べば神を崇拜する心の表はれが禮拜となるのであるから正しく精神發露の形式を練習する。

(2) 他教科教授の場合

道徳的教材に出會した場合勿論其の他にても一般訓練として教室の出入戸障子の開閉他人の發表を聞く態度、姿勢言語、應答振、物品の收受取扱等これ皆作法である。

(3) 會合諸儀式の場合

三大節は勿論其他の學藝會、運動會、記念會等皆平素修得せる作法訓練の實習試練の機會である。

(4) 家庭 生活

家庭に於ける生活即ち寢食、座作、進退、洒掃、應接等これ作法訓練の好機會にして「氏より育ち」の古語の如く家庭の躰けの良否が作法に表はるるものであるから家庭生活は又作法訓練の場所である。

(5) 時間を特設する場合
上學年中特に女子は時間を特設して日常の學校生活や家庭生活に遭遇しがたい事項を練習する場合がある。

一〇、作法教育の方法

(1) 直 觀 法

父母、兄弟、教師、友人の言語動作を直觀して自然模倣し不知不識良習慣を獲得すること。

(2) 馴 致 法

學校生活の全體を通じて健實なる校風の中に全職員一致して良風美慣を馴致し指導すること。

(3) 特 定 法

特定の時間に特殊の教材につき之れを實習せしむるものであつて大要左の方法による。

(イ) 修養動機の惹起

兒童の經驗より又は特殊の地位に立たしめて作法修養の必要感を起す。例へば來客の應接を教へるとせば諸子が他人の家へ行つた時案内を乞ふも家人が一向出て出て來なかつたらどうかと問へば兒童は腹がたつたとか疝癪が起るとかいふ。然らば來客に對してはどんなにしたらよいかといふ風に地位に立てて動機を起す。

(ロ) 作 法 研 究

如何にせば對者を満足せしめ得るかにつき各自實行法を工夫せしむ。此際參考資料として掛圖參考書(他人の經驗)

等を提供する。

(ハ) 研 究 發 表

各自プロジェクトにより發表せしめ批判を加へる。

(ニ) 練 習

各自練習する。

一一、訓育に關すぬ諸規程

兒童謝恩會規定

第一條 本校兒童をして師弟の情誼を温め報恩の精神を涵養すべく本規程を定む

第二條 謝恩の方法は大要左の通り定む

一、書信發送

本校に在職後他校或は他郷に在る舊師に對しては其の受持たりし學級の總代より毎年四回左記の季節に書信を發送して安否を伺はしむ 春 (四月) 夏 (七月) 秋 (十一月) 冬 (二月)

一、訪 問

本校に在職後現に市内或ひは附近に居住する舊師に對しては其の受持たりし學級の總代をして毎年左記の季節に訪問して安否を伺はしむ (七月) (十二月) (三月)

一、墓 參

本校に在職せし舊師にして死亡し市内或ひは附近に墓碑あるものは其の忌日に關係學級兒童をして墓參せしむ

- 一、其他舊師或は現在教師中特に吉凶ありたる時は適當なる方法を以て慶吊の意を表はさしむ
- 第三條 謝恩の意を表する爲に必要なる經費は其の都度之を徴收す

學級德育會規程

- 第一條 兒童をして自治的に訓育の向上を圖らしむる爲尋常科第三學年以上の各學級に德育會を設けしむ
- 第二條 學級德育會は毎月一回放課後に開催し大要左記の事項を行ふものとする
 - 一、學級として反省改善すべき事項の協議
 - 一、修身其他訓話に關連せる實行問題の協議
 - 一、共同盡力すべき公共事業の研究
 - 一、善行美事に關する談話會
 - 一、善行者の表彰等
- 第三條 學級德育會には左の役員を置く
 - 會長 一名 副會長 一名 幹事 若干名 顧問 一名(受持教師之に當る)
- 第四條 會長副會長は全級兒童中より互選せしめ幹事は教師の指名とし任期は何れも一ケ年とす
- 第五條 會長は協議會の座長となり副會長は之を助け且つ會長事故ある時は代理をなし幹事は會務に服すると同時に部落及往復の途上等の取締をなす
- 第六條 各學級は德育會記録を作ること
- 第七條 德育會成績良好なるものは學校長に於て表彰することあるべし

遠足運動規程

- 第一條 本校兒童の體力練磨する爲遠足運動を行ふ

第二條 遠足運動を分ちて左の二種とす。

- 一、強行遠足
- 二、週末遠足

第三條 強行遠足は毎學期一回尤記里程を標準として之を行ふ 但し時日場所は其の都度に定む

尋常一二年往復 一里半：二里半 尋常三四年往復 三里：四里 尋常科五六年男往復 五里：六里

尋常科五六年女往復 四里：五里 高等科男往復 六里：七里 高等科女往復 五里：六里

第四條 週末遠足は毎週土曜日始業前約一時間以内にて之を行ふ 但し學年及場所に依り所要時間を減定することあるべし。

第五條 週末遠足を行ふ場合は當分左記の場所を選定す。

城山登山 城山一週 青野山登山 山北八幡 土器八幡 金倉川 土器川 中津公園 鹽屋別院 新濱

第六條 遠足運動の出發に當りては受持教師は特に左の點に留意すべし。

兒童健康狀況 人員調 服裝 携帶品

第七條 遠足運動より歸着したる時は受持教師は左記の事項を點檢して狀況を學校長に報告すべし。

兒童の健康或ひは疲勞の狀況 所要時間 人員 其他重要と認むる事項

第八條 遠足運動の際は兒童の知見開發に資すべき地理、歴史、理科等の事實は豫め調査し置き現地講話或ひは觀察せしむるものとす

偉人記念規程

第一條 兒童をして古今の偉人を尊崇し人格訓化に資せしむ爲偉人記念會を開く。

第二條 模範人物及記念日當分左の通選定す。

- 二月二十五日……菅原道真 三月廿一日……弘法大師 四月十三日……伊能忠敬 五月廿五日……楠 正成
- 六月二十三日……井上通女 九月十三日……乃木大將 十月二十日……二宮尊徳 十一月三日……明治天皇
- 十二月十四日……赤穂義士

第三條 記念會に於て行ふべき事項大要左の如し。

一同着席敬禮 開會を告ぐ 講演を行ふ 場合により遺墨或は遺品等の展覽

第四條 記念會の講演は職員輪番にて之に當るものとす 但し時宜により外部より講師を聘することあるべし。

第五條 記念會は訓育部長指揮の下に本校級長會をして諸般の準備に當らしむ。

第六條 記念會の狀況は記録し且成るべく各學級に於て綴方話方等の資料に利用するものとす。

兒童水泳規程

第一條 本校兒童の身心を鍛練し兼ねて海事思想養成に資する爲め水泳練習を行ふ。

第二條 水泳は毎年七月初旬より同月末頃約三週間之を行ふ。

第三條 水泳練習中左の係員を置く 水泳主任一名 水泳に關する一切の事務 助役若干名 泳法の教授及び練習

陸上監督若干名 出席調 人員點呼 日誌 記録等

第四條 水泳希望者は毎年六月末迄に水泳部加入願を提出せしむるものとす、但し當分尋常五年以上の男女とす。

第五條 願書提出者にして學校醫の身體検査に合格せしものを以て水泳部員と定む。

第六條 水泳部員を分ちて左の三段とし赤青の帽章をつけしむ 上段(赤)兩鬘斗の一般或は千間以上泳ぐ者

中段(青)片鬘斗の一般或は三百間以上泳ぐ者

初段(白)中段以下のもの

第七條 一回の游泳時間は二十分以内一日二回を限度とす 但し海水の溫度により伸縮することあるべし。

第八條 水泳開始前には必らず準備運動を終了後は直ちに人員點呼を行ふものとす。

第九條 練習獎勵の爲め左の事項を行ふ。

進級検査約三回 遠泳約二回競泳競技一回

第十條 練習すべき泳法は次の七種とす 大の字 目つけ 顔上げ 左右片鬘斗 兩鬘斗 平拔手

第十一條 水泳場は本市遍照庵浦とし脱衣場湯呑場救急藥品及救助船の準備をなすものとす。

第十二條 服裝は男兒は禪、女兒は游泳服とし何れも手拭を携帯せしむること。

第十三條 氏名入の木札二枚を持たしめ一は衣服に附し一は出席調に便するものとす。

兒童端艇練習規程

第一條 兒童身心の鍛練と海事思想養成に資する爲め端艇練習をなさしむ。

第二條 練習期間は水泳練習に準ず。

第三條 練習用端艇は左記三艇とす 第一城乾號 第二城乾號 第三城乾號。

第四條 左記事項處理する爲係員三名を置く 端艇の使用、格納、使用順番制定、其他修理等。

第五條 練習は當分區域を出でざるものとす 但し練習熟達者にして學校長の許可を経たるものは此限にあらず 東福

島、大堤坊、北同上最北端、西鹽屋、番所

第六條 端艇練習は尋常五年以上の男子にして特に希望するものに行はしむ。

第七條 練習の定員は各艘共五名とし一回の練習時間は二十分にて交代するものとす。

第八條 練習者は端艇及附属品の使用を大切にし若し破損、紛失等の場合には係員を経て學校長に申し出づべし 但事情によりては實費を辨償せしむることあるべし。

兒童參宮旅行規程

第一條 本校兒童をして皇祖の靈德に感銘せしめて國民志操の涵養に資し兼ねて知見の開発を目的として毎年參宮旅行を行ふ。

第二條 參宮旅行を行ふものは卒業學年に限るものとす。

第三條 參宮旅行の季節及日程は其都度に之を定む。

第四條 旅行實施に當りては左の事項につき特別教授をなすものとす。

天照大神の靈德 皇祖建國の由來 我國體の精華(特に敬神崇祖忠孝一致) 其他經由地の山川都邑名勝古跡商工業の狀況等

第五條 旅行費は第四學年の始めより貯蓄せる參宮旅行貯金を以て之に充當す。

第六條 旅行準備心得及旅行後の處理等は一般修學旅行の方法に準ず。

第七條 引卒教師は歸校後左記各項を詳細に學校長に報告するものとす 神宮參拜の狀況 見學せし主要點其他經費等

第三章 各科の教授中に於ける訓育

一、學習訓練の意義

學習態度學習訓練或は自學の態度何れも異名同實であつて自ら正善な動機を以て目的を立て學習の資料を蒐集し工夫構案研究を行ひ表明批判練習を持續する心身活動であるが、この學習中に徳性良習慣の涵養される點が多大であらう。一般學習中の訓練は學校に於ける道德教育實施の好機會であつて修身科教育の實踐指導と共に徳性涵養上大切な問題である。特に校訓及訓練細目の如き特殊方面は機會を逸せず一般學習中に實現實行せしむる形式價值とが肝要である。

二、學習訓練大綱

學習訓練は學習能率の伸展擴充を圖る實質價值と精神陶冶を行ひて將來の生活に順應統制せしむる形式價值とがある而して訓育としては勿論形式價值の方が大切な問題でそれが兒童の將來を通じて生活に直面し正善な品性を發揮せしむる譯である。而して學習訓練の概論としては次の五項を常に念頭に於て取扱ふこと。

1 目的ある活動

常に有目的な學習をなすことで我は今何を爲にこの作業をなしてゐるかといふ目的の觀念を明確に懐裡に置いて學習作業に従事すること。之れやがて實際生活に於ても漫然と無意味なことに時間や勞力を空費せざる習慣の養成となる。

2 創意活動

學習の方法は他人の糟粕をなめず常に自ら考案工夫を凝して創作的な活動をなさしめることが必要である。之又實際生活に於て傳統的なことに捉はれず何時も局面を展開して行詰らない創造進歩的な生活に入らしむることになる。

3 具體的な活動

兒童各自の境遇能力に適應した學習方法をとらしむることでは道德教育上最も大切なことである。例へば慈善といふことを授け之れを實行せしむる場合子供が大人と同様な方法はとれない。同じ子供でも家庭の貧富によつて異なる道理である。孝行といふやうなものでも家庭の事情により又兒童によつて其の仕方は一樣でない。そこに自己獨特な慈善や孝行の自由創造があることになる。

4 吟味的活動

學習の過程と結果に錯誤はないか或ひは他に研究の良方策はないかと吟味反省をなすことであつて實際の生活に於て自己の行爲を省慮し懺悔し改善して品性の向上をはかることになる。

5 全力的活動

學習に専念し全力を傾法して研究を持續し獨力完成を期すること此所に誠實勤勉とか堅忍努力とかいふ徳性を涵養して他日自己の職業に修養に獨立自力の奮闘的生活に入る素地が養はれることである。

三、學習中に於ける訓育の實際問題

1 算術科に於ては

注意周到に物事を考へ條理整然として合理的な生活に導くこと及沈着にして敏活な理知的な人たらしむる様に指導し訓練する機会が多し。

2 國語科に於ては

讀方に於ては實質方面としては文章によつて道德的理想を向上し善美なる情操を養ふと共に形式方面では他人の思想

感情を味讀して自己の思想感情を擴充し醇化し靜化する。

綴方に於ては自己の思想を正確、明瞭に表明する習慣を養ひ、併せて創作鑑賞の間に美的陶冶を圖ることが出来る。書方に於ては清潔、緻密、沈着なる態度を作ることが出来る。

3 國史科に於ては

國體を嘆美し祖先崇拜の念を養ひ先輩偉人を憧憬し理想を向上し國民志操を練り忠君愛國の志念を養ふことが出来る。4 地理科に於ては我が國の自然及人文を知悉して愛國心を養ひ國勢の進展向上に寄與する精神を作ることが出来る。

5 理科に於ては

造化の妙理を體得し萬物相互依存の關係より感恩の念を養ひ併せて緻密な物の見方調方の習慣を作り創造工夫の能力を練ることが出来る。

6 圖畫科に於ては

創造工夫の能力と美的情操を練り清潔緻密な習慣を作ることが出来る。

7 唱歌科に於ては

優美高尚な心情を養ひ併せて創作鑑賞の能力を練ることが出来る。

8 體操科に於ては

規律、服従の精神と勇往、果斷、敏活、忍耐、剛健、快活等の心を鍛練することが出来る。

9 手工科に於ては

整理、整頓と習慣と創作工夫力を練ることが出来る。

10 裁縫科に於ては

注意周到にして節約利用及整理整頓の習慣を養ふことが出来る。

要するに各科教授中に於て以上の陶冶を行ひ良習慣の養成を半面に考へつゝ取扱ふことが大切である。

第四章 儀式と訓育

一、儀式の訓育的價值

1 儀式は感情陶冶の好機會である。學校に於ける諸儀式は兒童生徒の感情を陶冶するよい機會である。全校兒童は森嚴なる場所に入ることにて既に一種敬虔な態度となるが更に式目相當の訓話を聞き特に四大節の如きは陛下の御眞影を禮拜して一層皇室尊崇の念を高める等によい機會であることを考へ形式的な儀式でなく精神的教育的の儀式である様行はねばならん。

2 意志の修練にもよい機會である多數の者が集合する所であるから我儘や不規律や不作法は許されん従つて規律節操を守り靜肅を保ち秩序を維持し不便不自由をも辛抱せねばならん。又禮儀作法に關することも實際に實演すると共に來賓職員全生徒同一行動同一意識になる等意志の修練によい機會であると共に平素の訓育の徹底状況を試すことも出来る譯である。

二、儀式執行上の注意

學校の儀式は訓育上の重大なる意義あるものであるから何時も尊嚴にして整齊なるものでなければならん。

1 式場は清潔と整頓とに注意し參列者の席次を正しくし壯觀森嚴自ら襟を正すの感ある様にする。

2 四大節の儀式は特に尊王愛國の精神を涵養することに留意し其由來を會得して報恩感謝に徹底せしむことが大切である。

3 御眞影の禮拜勅語の取扱は最も謹嚴であつて特に勅語の捧讀は一字一句心肝に感徹せしめんことに努め最も明瞭嚴格であること。

4 教師の訓話誨告は簡單莊重であつて欲しい饒舌多辯長時間に亘るは宜しくない。

5 地方では來賓等に往々遅刻者があつて儀式の最中に入り來て多少嚴肅を害することが多いから豫め適法を講じて置く必要がある。

三、教育上必要な諸儀式

- 1 四大節拜賀式 2 地久節 3 臨時皇室御大典 4 勅語及詔書捧讀式 5 入學式及卒業式 6 創立記念日
- 7 始業式及修業式 8 職員新任披露及告別式 9 職員兒童表彰式 10 職員兒童慰靈祭 11 偉人記念式
- 12 國民記念日 (陸軍記念日、海軍記念日) 13 國旗掲揚式

第五章 會合教育と訓育

一、會合教育の價值

1 會合教育は師弟間の温情を増す。平素の教育教授には教師の作業と兒童の作業とが相違して立場が異なるのと學級本位

になつて居るので他の教師に接觸する機会がないが會合教育に於ては全校の職員児童が同一作業に従ひ同一心情になる所に師弟間の情味が増して報恩の感も深くなる。

2 會合教育は自治心及規律共同の習慣を養成す。會合教育の中には児童自ら考案工夫を凝らして自治的に實施せしめることの出来るものが段々ある。例へば學藝會、音樂會、運動會、お伽會等そこに自治自律の精神が養はれる。又共同操作の間に規律共同の習慣を養成される点が多い。

3 會合教育に於て訓練の統一を圖る。學級が多くなると往々訓育方針及方法が不統一になる虞れがある。所がそれが會合によつて甲乙の狀況が判明すると共に或は注意を與へ或は宣傳し或は善行を賞譽する等訓練の統一を圖ることが出来る。

4 會合教育は偶發訓話の機會である。社會事象中には児童訓育上必要な問題が多々ある。又學校内にも善行美德があれば又惡習慣不良遊戲等もある。此れ等は時機を逸せず訓話して訓育の改善徹底を圖るによい機會である。

二、教育上實施を要する各種會合

- 1 朝會 毎日始業前 兒童職員整列敬禮、皇居遙拜、校訓朗讀訓話、校歌合唱等。運動場集合の場合は必ず喇叭を用ふ
- 2 お伽會 毎月一回 兒童をしてプログラムを作製せしめ其の順序に教師或は兒童に於てお伽會を行ふ。
- 3 朗讀會 每學期一回 各學年學級より文章朗讀の巧なるものを選抜して順次文章の朗讀をなさしめ一般生徒をして此れを聴講せしめ鑑賞批評すこと。
- 4 音樂會 每學期一回 矢張りプログラムの作製、會場準備、會場整理、開閉會の挨拶等は兒童相談計劃に一任して順次實演せしめる。

- 5 運動會 每學期一回 同前
- 6 學藝會 每學期一回 同前
- 7 德育會 學級德育會、全校德育會の二種類ありて學級德育會は其の學級に於て正副會長及係員を選舉せしめて會務をとらせ仕事としては毎月一回全級會合して其學級として實行事項(級訓の如きもの)を協定し或は改善事項を反省したり學友の善行を表彰したりする。全校德育會は每學期一回開催して各學級德育會の役員を集め全校の訓育上改善及實行事項を協定しそれを又學級に於て實行方法を定めさす。
- 8 展覽會 小展覽會、每學期一回、大展覽會、毎年一回、成績品を展覽し會場準備、陳列、見張、受附、接待等は兒童にやらせる。

第六章 作業教育と訓育

一、作業の訓育的價值

- 1 作業教育は責任感と義務心を養ふ。
一定の責任を與へ其責任を全ふせしめることは作業教育の骨子であつて其所に誠實に義務を果し責任を重んずるといふ良慣が生れる。又兒童の個性の發露をも洞察することが出來て個別指導も出来ることになる。
- 2 作業教育は勤勞の習慣を作る。
各種の作業によりて勤勞操作に馴れ着實事に當れば目前に良結果をもたすが怠惰をやると不良な成績を表はす事がよく見えるので自然によく働くといふ良慣を得、他日職業に對してもよい素養を養ふことになる。
- 3 作業教育は立案計劃の修練となる。

各種の作業を行ふ場合に如何にすれば時間が少くて良成績を得るか立案し計劃して實施せしめ順次改善活動を持続せしむることが有力な効果をもたらす、若し計劃を立てさゝづに部分的に断片的の仕事に課するのであつたらそれは作業でなく労働である。故に作業には立案活動を奨励することが大切である。

二、作業の實施狀況

1 級長制度

各學級に正副級長を置き毎學期交代して任務に當らる。主なる仕事は教室出入の指揮、出缺席の調査會合の傳達、教具の準備補助、成績の取まとめ或は配布等

2 掃除當番

一、二年生を除いた外の學年は自己の教室及共同の場所例へば講堂、特別教室、等掃除を分擔し、清潔整頓の風習をつくる。

3 學校園の手入

學校園の除草中耕、播種、施肥等五年以上の兒童は場所を定めて分擔せしむ。

4 臨時作業

運動會學藝會音樂會等に當りて準備或は終仕末を分擔作業をさすこと。

5 喇叭部制度

高等科男兒より選出し約二十四、五名を教師毎日始業前或は放課後に教育す（休日に特別練習することあり）本作業に依りに得る利益亦頗ぶる多大である。これを吹奏させる場合。

- イ、國旗掲揚式
- ロ、毎日の朝會式
- ハ、兵式教練
- ニ、遠足其他校外に全校的に出る場合
- ホ、校旗を送迎する場合………等

第七章 鍛鍊教育と訓育

一、鍛鍊教育の訓育的價值

- 1 鍛鍊教育は質實剛健の氣風を作る。
- 2 鍛鍊教育は堅忍持久の精神を練る。
- 3 鍛鍊教育は剛毅果斷の精神を練る。
- 4 鍛鍊教育は協同和親の情を増す。

二、鍛鍊教育の實施狀況

- 1 遠足 毎月一回全校兒童の遠足運動を行ふ。而して其距離は學年により左の如く定む。
 - 尋常科 一二年 往復二里以内
 - 尋常科 三四年 往復四里以内
 - 尋常科 五六年 往復五里以内
 - 高等科 往復六里以内
- 2 駢足 毎日朝禮式後直に校庭に劃線せる二百米のコースを教師兒童共に駢足を行ふ。

尋常 一二年 一回 尋常三、四年 二回
 尋常五六年及高女 三回 高等科男子 四回
 水泳及端艇練習

毎年夏季に尋常五年以上の男子女子に約三週間水泳及端艇練習を行ふ。

4 剣道及剣道基礎教程

五六學年以上の男兒童には毎週二回剣道或は剣道基礎教程を課す。此の教程を次に示せば。

大正六年五月編
 大正七年五月修正
 大正十五年五月修正

訓育、体育としての剣道基礎教程

總論

一、小學校に於ける體育の目的

小學校令施行規則第十條に「體操は身體各部を均齊に發育せしめ四肢し動作を機敏ならしめ以て全身の健康を保護増進し精神を快活にして剛毅ならしめ兼て規律を守り協同を尙ふの習慣を養ふを以て要旨とす」とある
 今此教則を分解して味ふて見ると次の様になると思ふ

- 1 身體各部の均齊な發育 → 正齊とした體形 → 善良な体格
- 2 全身健康の保護増進 → 強健な體質 → 有爲な國民
- 3 快活、剛毅、規律、協同等 …… → 鍛鍊された精神

而して此目的を達する爲に尋常小學校に於ては體操遊戯教練の簡單な動作から始め高等小學校に於ては一層其程度を進めて之れを授くる様注意されて居る。

二、小學校に於ける體育の現状と將來

全國の小學校は前記教則の趣旨に従つて體操教練遊戯それに最近は競技をも幾分加味して一同體育の向上に努力中には極端に此方面に熱中して所謂體操學校の美名を誇つて居る者もある。成程其技術の巧妙な點よく熟練して居る所等推賞の價値がないでもないけれども兒童は此體操を好んでやつて居るであらうか自覺して體操を愛用して居るであらうか特に一度校門を去つた後迄も矢張り準備運動だ矯正運動だ向上運動だと合理的に體操を持続して居るものが何人あるであらうか市町村に體育設備のないことも一つの原因をなすことと思ふけれども心身の元氣旺盛なる十六七才から二十才前後の青年が此なまぬるい體操を金科玉條として體育の向上にどれ程役立てゝ居るであらうか吾人の憂慮する所は此點である

例へ小學校の時代に命令的に規則的に體育を向上せしめて置いても青年期の體育指導を怠つたら忽ち破壊頓挫萎微してしまふことは人間の身體が石膏細工でない限り止むを得んことと思ふさらばといふて學校體操を全然無用視するものではない學校生活の時代特に小學校時代の體育としては最も教育的であり合理的であることは充分信じて居るが之のみを以て兒童特に男兒の將來に對して體育の守本尊としては安心し満足し得ないのである。

三、缺陷補足の道

- 1 前述の缺陷を補ふの道多々あるが武道特に剣道を最も適切有効なりと信ずるものである今其理由を考察して見ると
 1 剣道は我國固有の國技として士氣を鍛練し剛健勇武の精神を養ひ得ること
- 2 剣道は我國固有の國技として精神教育上裨益する點が多々ある特に剛健進取の氣象を練り謙讓節操を尊び禮儀作法

を重んずること

- 3 健實なる思想を養ひ比較的輕佻の氣風に陥ざること
- 4 技術の進歩を自覺し得て運動の趣味多く終生持續し得ること
- 5 運動方法が部分に偏せず同時に全身統一的なること
- 6 筋肉の運動方向が伸縮兩様なること
- 7 運動方法が危険少きこと
- 8 短時間に運動量多く且つ体力を養成すること
- 9 自己防衛の技を体育すること等

四、劍道教育上の順序

劍道の教育的効果は前述の如くであるが兒童の年齢身體の強弱等によつて無考慮に之を課することの出來ぬことは勿論であるが大要次の様な階段を踏むことが適當であると思ふ

- 1 劍道基礎教程 尋常 五、六年男女
- 2 劍 道 高等科男及び尋六男

五、基礎教程教授上の注意

一、教授 學年

第五學年の第二學期頃より課して差支ない

二、教授 時 數

毎週二回一回三十分宛課外運動として課すること

用具及服裝

木劍を使用するを適當とす而して身長力量等により目下大小二種を使用す

大 二尺七寸	〔柄身〕	二七 尺寸	重量	百十匁内外
小 二尺五寸	〔柄身〕	六寸五分 一尺八寸五分	重量	百 匁内外

服裝はシャツに袴を着用せしむ

四、教 師

劍道に多少の素養と趣味を有する人が最も適當であるけれども要は熱誠兒の爲に勞を惜まない人ならば儘に教授し得ると信するのである

五、演習上の注意

- 1 教程は基本形式のみを羅列したので實際教授に當りては適宜に組合せて變化と趣味あらしむることが必要である
- 2 本教程は劍道を体操化して可成的運動の均齊を期圖した爲眞の劍道の立場から見ると非實際的の點があるのは誠に止むを得ない次第である
- 3 本教程教授に當りては充分運動の目的及利益の點を講話し意識的に練習さす事が必要である
- 4 本教程教授開始の前に演習兒童の身長體重胸圍腹圍握力等を検査し置き其身體的方面發達の狀況を比較考察するがよい
- 5 氣の充つる所即ち動作の發する所心身一致氣合の充實は本教程の眼目であつて專念秋毫の油斷なく無我の内に心眼の閃活するものあるは本教程の妙趣である教授者は技功の末にのみ拘泥せないで本旨の徹底に腐心せねばなら

六、教育的價值

一、精神方面

- 1 精神を統一し注意力集注の慣習を得
- 2 沈着の間に勇往敢爲の氣風を養ふこと
- 3 身體の動作をして意志の命に従順ならしめ應變機敏の判斷と處置に熟さすこと
- 4 兒童の本能に適し運動の趣味を高潔にする
- 5 自己の意志を以て制他的氣骨を練る

二、生理的方面

- 1 全身筋骨の緊張充實に依り血行循環を促進し呼吸機能を旺盛にすること
- 2 丹田に氣力を集注し體の重心歸着點を此處に求むるを以て姿勢を齊正にすること。
- 3 脚力 腕力（握力、打撃力） 體力腰力の増進に適すること

三、經濟的

用具簡易で廉値又合同運動として時間が僅少で運動多大であるから小學校兒童の運動としては頗る經濟的である。

四、禮儀的

禮儀を貴び秩序を重んずるの氣風を涵養するのに適すること

五、運動趣味の涵養

本教程より進んで實際劍道に入り漸次自然的に運動持續の趣味を養成し身心鍛鍊を怠らない人になる

第一教 徒手呼吸教練

一、配列法

體操教授の時に準じ二列（四列八列等）とし各人は約五歩の距離間隔に開列せしむ

二、姿勢

1 正座姿勢 號令 正座姿勢とれ

- 一、右膝をつく
- 二、左膝をつく

三、臀部を兩踵の間に落し兩趾の拇指を少しく重ね（右を上、左を下）

四、兩手を下腹部にとり力を入れる

2 元姿勢に復するには號令直れ

- 一、兩手を伸ばして膝上に置き
- 二、上體を起して體重を膝頭と兩趾端に支へ
- 三、左膝を立て

四、右膝を伸ばすと共に體を起して起立す

注意上體を正しく保ち胸を張り眼は充分に開き常に前方を正視す

1 前進姿勢 號令 前進姿勢とれ

- 一、右足を一步前方に急に出すと共に兩手を下腹部にとる
- 二、左踵を少しく上げ上體を眞直にし體重を腰の上に落ちつけ下腹部に力を入れる

2 元姿勢に復するには 號令 直れ

- 一舉動にて不動の姿勢に復す

注意同前

三、教程

1 緩吸緩呼 號令 (告示的) 呼吸法 靜に吸へ……靜にはけ
 教師が手を靜に上ぐる間鼻吼より充分吸氣を行ひ暫時吸氣を殺し教師が手を靜に下すに連れ鼻吼より充分呼氣を爲し暫時呼吸を殺して丹田に意力を集注す (一分間約六回の速度)

2 緩吸急呼 號令 (告示的) 呼吸法 靜に吸へ……急にはけ
 緩急同前 教師が手を急速に下すに連れ口より急に呼氣を爲し暫時呼吸を殺して丹田に意力を集注す (一分間約十回の速度)

3 急吸緩呼 號令 (告示的) 呼吸法 急に吸へ……靜にはけ
 教師が手を急に上ぐるに連れ鼻吼より急吸して暫時呼吸を殺し緩呼は(1)の要領に同じ (一分間約十回の速度)

注意 三種類の呼吸法は毎回區別的に行はしむるに及ばず而して三種類を連続して行はしむる場合には緩吸緩呼四 緩吸急呼四 急吸緩呼二位の割合にて可なるべし
 漸次熟するに連れ急呼の場合に「ヤ」「エイ」「ト」等の掛聲を用ひて氣合を練ること

第二教 進 退 教練

- 一、配 列 第一教に同じ
- 二、姿 勢 前進 姿勢
- 三、教 程
- | | | | | |
|-------|----|--------|------------|--------|
| 1、前 進 | 號令 | 一步前へ進め | 軽く一步右足より飛進 | 吸氣(呼氣) |
| 2、背 進 | 同右 | 一步後へ進め | 軽く一步左足より飛進 | 同右 |

一、刀の各部名稱

第三教 執刀基本教練

- | | | | | |
|----------|---|------------|---------------|---|
| 3、前連進 | 同 | 二步(三步)前へ進め | (1)の要領を連続す | 同 |
| 4、背連進 | 同 | 二步(三步)後へ進め | (2)の要領を连续す | 同 |
| 5、交背進 | 同 | 一步前へ進め | (1)(2)を交互に行ふ | 同 |
| 6、右側進 | 同 | 一步右へ進め | 軽く一步右側方に飛進 | 同 |
| 7、左側進 | 同 | 一步左へ進め | 軽く一步左側方に飛進 | 同 |
| 8、右側連進 | 同 | 二步(三步)右へ進め | (6)の要領を连续す | 同 |
| 9、左側連進 | 同 | 二步(三步)左へ進め | (7)の要領を连续す | 同 |
| 10、交互左側進 | 同 | 一步(二步)右へ進め | (6)(7)を交互に行ふ | 同 |
| 11、交互右側進 | 同 | 一步(二步)左へ進め | (1)(2)の要領を连续す | 同 |
- 注意 熟するに従ひ「ヤ」「エイ」「ト」等の掛聲を用ひて氣合を練る呼氣の終には下腹に力を入るゝこと



二、不動の姿勢 號令 氣を付け

左手にて刀の鍔元を軽く握りて自然に下げ（刃を上）小指を少しく圓め右手は列中に下す其他は體操の要領に同じ
三、行進及停止 號令 前へ進め 全隊止れ

豫令にて刀を握り占めて腰部にとる其他は體操の要領に同じ止れにて止ると同時に左手を伸ばし列中に下す
四、集合開散 號令 二列横隊（二列側面縦隊）に集れ 別れ進め

距離間隔は右手を舉げてとる其他は體操の要領に同じ
五、整頓 號令 右（左、前）へ準へ 直れ

整頓する爲に前後左右に進退する時は刀は常に腰部にとり整頓線につきたる時は刀は列中に下す
六、右（左）轉向 右（左）轉廻 號令 右（左） 向け右（左） 廻れ右（左）

豫令にて刀を握り占めて腰部にとり體操の要領にて右（左）轉向或は右（左）轉向を行ひ運動終れば刀は列中に下す
七、敬禮 號令 敬禮

上體を少しく前方に曲げ注目の禮を爲す

第四教 執刀構方教練

精眼の構 號令 精眼に構へ

一、右足一步前進すると共に右手を以て刀の鍔元を握る 二、刀を右上方に抜き放し左踵を少しく上ぐ 三、刀を體前に持ち來し左手を以て柄頭を握り臍上に置き下腹部に力を入れ體重を腰の上に落ち付け刀の切尖は相手の眉間（或は咽喉部）の方向につけ眼は常に前方を正視す、熟するに連れ（二）（三）を連続して行ふ
元姿勢に復するには 號令 直れ

一、右足を左足に引き付くると共に刀を面前に持ち來して立て（刃左） 二、右腕を上げて刃を體の左側に倒して

左手に移し 三、右左手を列中に下す

二、右上段の構 號令 右上段に構へ

一、二、精眼の構へに同じ 三、右臂を頭上に振りかさし左手を舉げて柄頭を握り兩臂を稍開き左拳の下より概ね體の全身を見得る如くし下腹に力を入れ體重を腰の上に落ち付け刀の切尖は水平より稍上る

元姿勢に復するには 號令 元へ（精眼の構に復す） 直れば 精眼の場合に同じ

三、左上段の構 號令 左上段に構へ

一、二、三、右上段の構に同じ 四、右足を一步後に引く前に出す 其他右上段の構に同じ

元姿勢に復するには 號令（元へ精眼の構へに復す） 直れば 精眼の場合に同じ

注意 各構共握りは輕寛なるを可とす

第五教 執刀呼吸教練

一、配列法 第一教に同じ

二、姿勢 精眼の構 右（左）上段の構へ

三、教程 第一教に同じ

第六教 執刀進退教練

一、配列法 同 前

二、姿勢 同 前

三、教程 第二教に同じ

第七教 執刀撃方教練

- 一、配列法 同 前
- 二、姿勢 精眼の構(上段の構)
- 三、教程

1、面撃 號令 正面を撃て 右(左)面を撃て

一、刃を眞向に振りかざし 二、一步急に前背進すると共に氣合をかけて面を撃つ

三、靜に一步背進すると共に刀を體前にとり元姿勢に復す

注意 撃込む時は「ヤー」「エイ」「ト」等の掛聲をかけ終りは呼吸を殺して下腹に力を入れ兩臂は充分伸び切ることに熟するに従ひ一、二を同時に行ふ上段の構より行ふ場合には一の動作を除く

2、甲手撃 號令 甲手を撃て

一、刃を眞向に振りかざし 二、一步急に前(背)進すると共に氣合をかけて甲手を撃つ

三、靜に一步背(前)進すると共に刃を體前にとりて元姿勢に復す

注意 同 前

3 突き 號令 突を突け

一、少しく刀を體前に引くと共に一步急に前進して双手を強く伸ばす

二、靜に一步背進すると共に刀を體前にとりて元の姿勢に復す

4 胴撃 號令 左 右 胴撃て

一、刀を眞向に振りかざし 二、一步急に前進(右足一步後へ)すると共に兩手を少しく外方に廻はして斜右左

に撃ち下す 三、靜に一步背進(右を元へ)すると共に刀を體前にとりて元姿勢に復す

注意 同 前

第八教 執刀連撃教練

- 一、配列法 同 前
- 二、姿勢 精眼の構
- 三、教程

1、面撃 突き 號令 面を撃ち 突け

2、面撃 甲手撃 同 面を撃ち 甲手撃て

3、面撃 胴撃 同 面を撃ち 胴撃て

4、突き 面撃 同 突を突き 面撃て

5、突き 胴撃 同 突を突き 胴撃て

6、突き 甲手撃 同 突を突き 甲手撃て

7、甲手撃 面撃 同 甲手を撃ち 面撃て

8、甲手撃 胴撃 同 甲手を撃ち 胴撃て

9、甲手撃 突き 同 甲手を撃ち 突き突け

10、胴撃 面撃 同 胴撃ち 面撃て

11、胴撃 突き 同 胴撃ち 突き突け

12、甲手撃 甲手撃 同 甲手撃ち 甲手撃て

注意 第七條の要領に依りて運動を連続して行ふ熟する時は三運動を便宜組合せて行ふも可なり
第九教 執刀受方教練

- 一、配列法 同 前
- 二、姿勢 精眼の構
- 三、教程

1、面受 號令 右(左)面を受け

一步急に前背進すると同時に右(左)に撃拂ひ 二、一步背(前)進すると同時に刀を體前にとりて元の姿勢に復す

注意 左臂の前膊は常に水平位的位置にあること 受けたる時に下腹部に力を入れること
2 甲手受 號令甲手を受け

一、一步急に前(背)進すると共に右甲手を少しく外方へ廻はす氣味にて兩臂を伸ばす

二、一步背(前)進すると共に刃を體前にとりて元姿勢に復す

3 胴受 號令 胴受け

一、一步急に前(背)進すると共に右下方へ双手を伸ばして撃拂ひ 二、一步背(前)進すると共に刀を體前にとりて元姿勢に復す

第十教 執刀連受教練

- 一、配列法 同 前
- 二、姿勢 精眼の構

三、教程

- 1、面受 甲手受 號令 面を受け 甲手受け
- 2、面受 胴受 同 面を受け 胴受け
- 3、甲手受 面受 同 甲手を受け 面受け
- 4、甲手受 胴受 同 甲手を受け 胴受け
- 5、胴受 面受 同 胴 受 面受け
- 6、胴受 甲手受 同 胴 受 甲手受け

注意 第九教の要領に依りて二運動を連続して行ふ

第十一教 執刀返撃教練

- 一、配列法 同 前

- 二、姿勢 精眼の構

三、教程

1、面受 面撃 號令 右(左)面を受 右(左)面を撃て

一、一步急に前(背)進左(右)面受け 二、直に一步前(前)進んで右(左)面撃 三、元姿勢に復す

2、面受 胴撃 號令 右(左)面を受 胴撃て

一、一步急に前(背)進右(左)面受 二、直に一步前(背)進胴撃 三、元姿勢に復す

3、面受 甲手撃 號令 右(左)面を受 甲手撃て

一、一步急に前(背)進右(左)面受 二、直に一步前進甲手撃 三、元姿勢に復す

- 4、面 受 突 き 號令 右(左)面を受け 突を突け
- 一、一步前(背)進面受 二、直に一步前進突 三、元姿勢に復す
- 5、甲手受 面 擊 號令 甲手を受け 面撃て
- 一、一步前進甲手受 二、直に一步前進面擊 三、元姿勢に復す
- 6、甲手受 胴 擊 號令 甲手を受け 胴撃て
- 一、一步前進甲手受 二、直に一步前(背)進胴擊 三、元姿勢に復す
- 7、甲手受 突 號令 甲手を受け 突を突け
- 一、一步前進甲手受 二、直に一步前進突 三、元姿勢に復す
- 8、甲手受 甲手擊 號令 甲手を受け 甲手撃て
- 一、一步前甲手受 二、直に一步前進甲手擊 三、元姿勢に復す
- 9、胴 受 胴 擊 號令 胴受け 胴撃て
- 一、一步前(背)進胴受 二、直に一步前進胴擊 三、元姿勢に復す
- 10、胴 受 面 擊 號令 胴受け 面撃て
- 一、一步前(背)進胴受け 二、直に一步背(前)進面擊 三、元姿勢に復す
- 11、胴 受 突 號令 胴受け 突を突け
- 一、一步前(背)進胴受け 二、直に一步前進突 三、元姿勢に復す
- 12、胴 受 甲手擊 號令 胴受け 甲手を撃て
- 一、一步急に前(背)進胴受け 二、直に一步前甲手擊 三、元姿勢に復す

注意 第七教及第九教の要領参照 面撃の場合は上段姿勢よりも行はしむること 熟するに従ひ二列(四列)に對向演習せしむべし

第十二教 整理運動

- 一、配 列 同 前
- 二、教 程

- 1、頭の運動 頭の右左轉向(屈) 頭の前屈 姿勢手腰直立
 - 2、軀幹側方運動 上體の前後(右左)屈 上體の右左轉向 姿勢手腰開脚
 - 3、呼吸運動 號令 呼吸運動 始め
- 豫令にて刃を腰部に取り右手を以て柄を握り 始めにて氣合を掛けて刀を體前に抜き精眼の構の如くとする
 (一)上段の構の如く刃を頭上に取り (二)兩臂を左右に開く (三)靜に兩臂を體前に取る (四)元の姿勢に復す

第八章 圖書館教育と訓育

一、圖書館の訓育的價值

- 1 兒童圖書館は讀書の趣味を涵養し閑暇の時間を高尚な娛樂に費す習慣を養ふ。
- 2 圖書の選擇宜しきを得れば思想を豊富にし道德的知見を開發し純良なる感情を養ひ正善實踐の品性を高める。
- 3 圖書閱覽室の規律を守らしむることによつて公德心を進め規律秩序を尊ぶ風習を養ふ。
- 4 圖書の管理出入整理等を兒童交代に行はしめ事物の整理分類保管等の修練をなさしむ。

5 自學自習の良慣を養ふ。

二、兒童圖書館の實施

1 圖書の蒐集標準

(イ) 各教科の參考資料たるもの、修身的なもの、地理的なもの、歴史的なもの、理科的、生理衛生に關するもの、家事裁縫に關するもの等。

(ロ) 趣味的なもの　お伽話　童話　和歌俳句　童謡等。

(ハ) 各種統計　圖表　辭書類等。

2 閱覽方法

(イ) 隨意閱覽は最も望む所なるも兒童類及設備の關係上各學級時間割を定め置くが多數混亂の虞なくして都合宜しき様思ふ。

(ロ) 閱覽時間は各學級毎週二回一回一時間を標準とす

(ハ) 上級の女子をして一週間交代にて圖書の出入保管に任せしめ別に教員中より係を置き圖書の購入檢閲整理を掌らす。

第九章 敬神訓育

一、敬神の訓育的價值

敬神崇祖は我國古來の美風であつて、忠孝の道も自己自重も子孫の繁榮幸福も敬神崇祖の精神より生る。特に嚴肅な神の前にひれ伏して雑念や雑識を去いて一心に禮拜する五分間は其所は純潔な吾を顯現して尊き將來を形成するものがある。

二、敬神訓育の實施

1 毎月一回早朝に氏神に參拜する。

2 例年祭及大祭日には氏神に參拜する。

3 附近の神社境内の掃除を行ふ。

4 伊勢參宮旅行をなす。

毎年卒業學年は約一週間の豫定を以て參宮旅行を行ふことによつて皇祖の靈徳に感銘し國民志操涵養に資するので此經費は平素から參宮貯金として毎月貯金せしめてある。

第十章 經濟教育と訓育

一、經濟思想涵養の必要

直接の生産的方面は學校教育に關係する場合が少いが消費の方面では學用品被服は勿論時間及勞力の節約利用の方面に於て經濟的思想と習慣の養成に適切なる場合が多々ある此機會を逸せず此良習慣を養成することは將來國力の充實進展に多大の關係を有することはいふまでもないことである。

二、養成法の實現

1 勤勉精勵の習慣

イ、早起獎勵

常に遅参を戒め特に夏季休業中は早起會を組織して毎朝午前五時―五時半迄に登校し日誌の檢閲合同體操神社参拜作業を行ひて開散す。

ロ、時間尊重

教授時間の始終を嚴守し且つ始業前に於て毎朝二十五分間自習作業を課す。

ハ、教授時間作業時間は其仕事に専念ならしむ。

ニ、時の記念日其他機會ある毎に時間尊重の訓話を行ふ。

2 質素儉約の習慣

イ、衣服、髪飾、帽子、履物等も時々檢閲し華美の風習を戒むと共に保存の良否を見る。

ロ、學用品の消費に注意し時々檢閲を行ふて亂費を戒むると共に毎月記帳せしむ。

ハ、學校に於て學用品の購入部を設け廉價に販賣する。

ニ、間食費及興行物觀覽等の費用を節約さす。

3 廢物利用の習慣

反古紙糸屑布片を妄りに拋棄せず適當に利用の途を考案さす。

4 貯蓄の習慣

學校貯金或は家庭貯金の方法を設け左記の性質の金額は成るべく貯蓄を獎勵すること。

イ、自己の所用又は嗜好を節して得た金。

ロ、自己の勤勞によつて得た金。

ハ、父母又は親戚より貰つた小使錢等。

ニ、參宮旅行の爲毎月拾錢宛。

第十一章 謝恩會と訓育

一、謝恩養成の必要

師弟の情誼白に薄く足一度校門を去れば師恩なしといふ様な有様であるのは誠に一般思想の輕薄より來る影響とはいへ概かほしいことである。蓋し他の徳目は修身科其の場合に於ても度々反覆されてあるが師恩といふ徳目は尋常六年の修身に一回出て居るだけで又平素にも教師自ら教師に對する謝恩といふ様なことは何かいひかねる點もあるので兒童は教師を教育する道具位に考へて居る。甚だしい者になると有力家の師弟等は父兄の權勢で教師はどんなにも左右することが出来る様な心地のものがないでもない。故に特に此施設をなして師恩奉謝の思念を養成することが大切であると思ふ。

二、謝恩心養成の施設

1 書信發送

毎學期一回會て教育を受けたる教師に對しては書信を發して安否を伺はす。

2 訪問 挨拶

同右にして附近に在住する舊師は惣代として訪問挨拶を述べさす。

3 慶 弔

教師の吉凶ある時は全級或は全校兒童(必要によつては惣代)慶弔の意を表さすこと。

4 墓 參 燒 香

舊教師にして死亡せし者は其墓地近き場合には毎年一回其忌日に墓參燒香禮拜をなす。

第十二章 個人接見と訓育

一、個人意見の必要

教室に於ける兒童運動場に於ける兒童作業中の兒童等多數の他の兒童と共に群集せる所の兒童は必らずしも兒童の眞の個性を率直に表現するものとは限らない。特に訓戒懲罰を行ふ時概して多血質及神經質の兒童は往々群集心理に支配されて意表な言動を取えて行ひ爲に或は人の誤解を招き不良性の如く見られる事もあり又時には非常に人を感じしめる様なこともある。故に善惡の言動共に眞價とは見られがたい點も往々あるものである。教育者は其取扱に餘程慎重な冷靜な態度を持つて判断せなければならん。又態度容貌等の餘り(てきはき)せない子供等は往々教師の方から色眼鏡で見なれ易いものである。けれども個人／＼に接觸して交際して見ると案外に不良性とか惡傾向とか云ふ様なものは少いものであることは事實である。感化院や監獄の様な所へ收容されたものでも眞に彼等を理解同情してやれば實際惡人でない

者も多々ある況や學校の兒童生徒おやである。所が學校の兒童生徒中教師と接觸少なく交渉淺くして顧みられない可憐なものが決して少くない様に思はれる。然し個人接見には時々弊害の伴ふものがないでもないから學校はあらかじめ計劃的に周到な準備をして之れが効果の方面のみを採入れる様に施設することが大切である。

二、個人接見の訓育的價值

- 1 教師の人格が兒童に直射し教師の心に兒童を取り入れることが出來やすい。
- 2 兒童の長所短所を忌憚なく話しても兒童をして惡感を起こすことが少い。
- 3 兒童の所感を遠慮なく發表せしめやすい。
- 4 教師の打解けた生活になじみて儀式的な所を離れて親密な溜か味が出來る。
- 5 教師の言動の美點をよく體得せしめ正善實行を有力に動機づける。
- 6 教師の人格を比較的良好よく理解せしめることが出來て今後の取扱が爲し易いことになる等。

三、個人接見の方法

- 1 時間を定めて談話を交換し或は食事を共にする。
- 2 時間を定めて作業を共にする或は教師の仕事の中で兒童の出來る分を手傳つて貰ひつゝ話をする。
- 3 時間を適當に考へて郊外に散策しつゝ談話を交換する。
- 4 教師の住宅に召集して訓戒することもよいことであると思ふ。特に不良性の男學生等は寢食を共にしたり作業を共同したりすることが善導に効果が多いのである。

第十三章 賞罰と訓育

一、賞罰には絶對の價値なし

賞罰は道徳的品性陶冶の手段として又補助として必要であるが畢竟は外部的の處置であつて内部的自覺に及ぶものはない。賞罰に對しては古來學者教育家の是非論は随分澤山あるが要は賞は獎勵的積極的手段で罰は制裁的消極的である。蓋し正善の行爲に對して之を賞讃して其正善に確實性を保證すると共に他生をして之を模範としつゝ正善實行を誘導するものである。罰は幼兒の非行は確立した意志から發したるものでなくとも其儘捨置く習慣となつて遂には惡化する處がある。之を抑壓制裁して善なる方面に導き改善せしむるのであるから決して賞の爲の賞又は賞の爲の罰ではない。

二、賞罰の種類

1賞

イ、教師の與ふる無言の満足

兒童の道徳行爲に對して顔色表情等によつて内面的に無言の内に其正善なることを認めてやる。

ロ、稱讚の辭

兒童の行爲に對して教師の與ふる賞詞で兒童は之によつて本能的感情の満足を得自己の行爲に確信を持つて經驗は構成すると共に他生を獎勵する。

ハ、褒賞

兒童の行爲に對して賞狀賞品等と與ふるもので感奮興起益々善行美德を發揚するに至ると共に他生をも獎勵することになるのは前者よりも有力である。

2罰

1 教師の與ふる不満足の表情

兒童の行爲に對して教師が與ふる不同意の感不満足の情が幾分表情され或は教師の暫次沈黙することが兒童をして反省せしめ懺悔せしむるに至るものである。

2 訓誨

兒童の行爲に對して自ら反省懺悔の出來ない點を訓諭して理性に醒めさせます。

3 黙想

兒童をして一定の時間を與へ靜に自己の行爲を默想して反省せしめ冷靜なる理性に立ちかへらしめることで此の場合には偉人の像或は鏡面に向つて訓言の前等で行ふのがよい。

4 其他の罰

登校停止休罰等があるが往々非教育的に陥りやすいことに注意せねばならん。

三、賞罰を行ふ場合の注意

イ、幼年者は叱責訓誨を多く用ひるよりは賞讃によつて導くことの多い方が有効である。然し結局は他人の賞讃を待たないで自ら正善を行ふことが出来る様な習慣を作ることが大切である。

ロ、過賞過責は反て兒童を誤らしむることになる。例へばアナタは非常によい事をしたとか或は汝は到底見込みない悪

人だと云ふが如き極度の言辭は往々ウヌボレに走らしめ自暴自棄に陥らしむるものである。特に罰の場合には児童の行爲が非常な悪意から出たものであつても尙其所に善良なるものになり得るといふ自信を失はしめない様にする事が大切である。

ハ、凡そ賞罰は児童の個性と境遇を考へ同一行爲であつても賞罰の程度方法を考慮すべきである。特に罰の場合然りである。例へば神經質の児童は輕々訓誨でもよく感じるが粘液質の児童は強く叱らなければ効果がない。又同様に遅參をしても甲は家庭に何等の故障はないが全く児童自身の不注意より出たもの、乙は登校前家の仕事を手傳はなければならん事情にあつた等境遇上の影響を參酌せねばならん、

ニ、罰の場合に教師は興奮してはならん。冷靜に親切に條理を盡して公正なる判断をなし訓諭善導をなすことが大切で決して罵聲を連發したり侮辱的な態度をとつてはならん。特に上學年の児童ほど謹まなければならん。さうでない児童は却て教師の人格を看破して児童の方から教師を輕侮する様な傾向を生じ威服しても心服せんことになる。中等學校等に往々ストライキを勃發することの原因には罵侮に對する恨情が一部に潜むことも珍らしくない。

ホ、教師は児童を賞罰する場合には單純に其児童の行爲のみを眺めて批判してはならん。少くとも各種社會事象及國民性の長所短所と云ふ方面からも靜に考察して判断を下さねばならん。特に國民性の短所である所の感情的であつて輕躁粗瀆物に厭き易く事物の結果をつけず喜怒哀樂切であつて能く笑ひ高く語り氣勝つて力足らざるものがある等は獨り其児童のみを責める譯にはいかん事があるので深く思を致さねばならん。

ヘ、賞罰は教師の人格によつて價值づける。甲の學級はよく訓練が出来て居る。乙の學級は訓練が出来て居ないとか或は甲の教師には児童がよく心服するが乙の教師には服さない。そして服さない教師の方が反つてよく児童を叱責したり訓誨したりして居ると云ふ様な現象

は事實に見られる。之何を物語るものであらうか。其所に賞罰方法の適否児童操縦の巧拙もあらうけれども最も大切なのは教師其の人の人格と云ふ背景の相違高下に關するものが多大であることを教師自ら反省せなければならぬ児童の罪、家庭の罪とのみ考へ責任を轉嫁せない事を必要とする。生徒の非行を責めずして我自らを鞭打つた某教育家の名教訓は千古に生きて居ると思ふ。

第十四章 連絡教育と訓育

一、學校家庭の連絡と訓育

學校と家庭との連絡は知能教育方面より寧ろ養護とか訓育と云ふ方面の方が其必要多大である。若し連絡協調宜しきを得ない時は父兄は教師を非難し輕視し學校の教育と家庭の教育とは事毎に衝突矛盾を起して到底兩者共に不成功に終ることは恰も同一家庭に於いて父母が子供に對する衝突の予盾と同様で非教育的も之以上ないといふてもよい程である。親は親、學校は學校と云ふ様に教育を區々にしては児童の善き品性は作られるものではない。是非とも兩者が接近し連絡して協力一致の方針で進まねばならん。

二、連絡教育と實施狀況

1 家庭訪問によるもの

父兄の職業の閑なる時を考へ可及的度々父兄に面接して家庭に於ける児童の性行を聞き學校の方針及児童を訓育せし過去の狀況等を談話して將來の方針を協調することは非常に有効である。

児童名		住所		家庭調							
智	育	資	料	德	育	資	料	智	育	資	料
父兄の好學心	家庭の讀物	課外教授	學用品の供給	主なる訓練者	從順なるや	性僻なきか	家事を手傳ふや	起床就眠の時刻	食物の嗜好	間食を食るか	既往の疾患
児童の好學心	復習の状況	父母の希望	學校の希望	小使錢は如何	興業物を見るか	父兄の希望	學校の希望	父兄の健否	留意せる衛生事項	父兄の希望	學校の希望

2 父兄を招待すること。

父兄母姉を學校に招待するも比較的出席が少なかつたり會々來ても余り父兄側も學校側も有効と考へなんだりするこ
とは矢張兩者の間に隔意があつて打ち解けた談話の交換がないことも其一の原因であるが然し一面からは學校の準備
が不徹底で父兄の満足を得ない點も大いにある。故に父兄招待の機會には相當苦心して其施設を徹底せしむるとが

大切である。其主なる機會は

- イ、學藝會
- ロ、運動會
- ハ、音樂會
- ニ、教授參觀
- ホ、父兄懇談會
- ヘ、儀式參列等

3 通信法によるもの

イ、善行通信簿

従來の通信簿は學校成績、身體検査、出席等の記入に操行の甲乙位の形式で殆ど價値がない。中には児童自ら之
を父兄に示すことを好まないこともある。然し訓育上では之を有効に役立てる爲成るべく喜んで児童が之を父兄に
見せ父兄も喜んで之を見る様に改めたいものと思ふ。それには次の様にすればよい。

A 児童の惡徳方面は面談に譲り通信簿には記入せぬ事。

B 児童の善行爲は細大となく記入して兩者が相互に通知し合ふ。例へば家庭よりは昨日はよく復習して家のお掃
除を手傳ひました。學校よりは今日はお友達から無理をせられたがよく辛抱しました等具體的に善行録の様にも
のにすれば見る者も見せる者も氣持がよくて利益が多い。

ロ、成績回覽

児童の成績物を回覽することも其成績を通して児童の性質の長所短所勤惰の状況を他生と比較することが出来るの
で有効である。

ハ、統計表の配布

一學級の児童を部落別(町別)にし其勤惰状況、學業成績、身體検査状況、貯金状況等を統計表示して家庭に配布
する。又時には或特種の徳目を實行せしめ其成績を表示して家庭に報告する。例へば勤儉週間に於て學校は児童へ
勤勞と節約を奨励したとせば次の週間に於て其實行状況を調査印刷して家庭に配布する等。

ニ、學報（校報）の配布

學校の施設及教育狀況其他の出來事或は計劃等を小冊子として時々家庭に配布して學校の了解を求めること。

ホ、父兄の布望集

學校に對し兒童將來に對し父母の布望を集めて見ることも訓育上參考資料を得ることが多大である。

4 卒業生（青年團、處女會）の指導

在學生の訓育は卒業生特に青年團員、處女會員の風儀と密接な關係がある。若し青年團員の風紀亂れ處女會員の心得不良なからんか日々接觸する在學生に吃度惡化不良の空氣を傳染するは事實に認めることが出来る。此の意味に於て學校は卒業生の行爲を善導すること。即ち青年處女の修養に盡力することは常に青年處女のみではないことを自覺して此方面の感化善導にも骨を折ることを要する。

三、連絡教育實施上の注意

1 父兄と面接

父兄より聴取したる兒童の惡徳は直に翌日兒童に暴露することはよくない。それは腦裡に秘して適當な機會に多少喚はす位でないと兒童は教師が父兄と面接することを嫌ふ様になる。

2 父兄に態する態度

兎角人は批判したがるものであるから其態度言辭は餘程注意せんと誤解を招いたり信用を失ふたりすることがある。さらばとて阿諛的になつては更によくない。眞摯、着實と高潔熱誠敢へて氣どらない方がよい。

我が校の訓練

綾歌郡坂出東部尋常小學校

一、序言

今や我が國は古今未曾有の非常時に直面し國難日本の聲は朝野に満ちてゐる。曰く思想國難、曰く外交國難、曰く經濟國難、曰く政治國難、曰く何々と、殊に一昨年滿洲事變勃發して以來、日支の關係極度に逼迫し、國際聯盟と所見を異にしては遂に之を脱退して焦土外交を叫ばしめ、聯盟軍縮會議の不成功が豫想されるに至るや、所謂國難は更に一步を進めたものである。かの大角海相のいふ危險線が眼前に横たはれる現代日本の情態は、正に、肝馬に鞭うつて千仞の巖壁を渡らんとするにも似てゐる。執るところの手綱にして、一つ誤らんか、不測の災禍は如何に招來するやも測られず恐るべき危機に立つものである。

この國難を打開し、鬱積せる黒雲を拂つて、速かに明朝日本の眞の姿を現出させることは、我ら國民の共同任務であり、義務であつて、局に當る爲政者にのみ依頼すべきものでない。否、爲政者の努力のみを以てしては到底なし能はざるところのものである。國民の學國一致、協同團結して之が打開に猛進してこそ、初めてその目的に到達し得るものである。

而して、この國難を打開するには自ら二つの道がある。即ち應急策と根本策とである。眼前に横たはれる難局を打開し、國民生活の安定を圖る爲には、先づ應急策として軍備と政治の手段に依らねばならぬ。併しながら根本的にこの種

の不安を根絶せしむるには、國民の魂を作る教育を外にしてはその方法を發見し得ない。

文部當局もこゝに見るあつてか、「時弊を匡救する根本策は、模倣教育を排して建國の大精神に基きたる創造的制度を確立せねばならぬ」と叫んでゐる。いふまでもないことで、教育立國こそ非常時日本を救ふ唯一の根本策であり、非常時對策として先づ留意すべきは教育の再検討、再認識乃至再建である。

二、我が校訓練の實際

一、教育の目標

小學校に於ける教育目的は小學校令第一條に明示されてゐるが、これには民族的國家的具體性が少しも表はされてゐない。更に教育學の示す「教育の目的は人格陶冶にあり」に至つては、より抽象的であつて、直ちにとつて以て我が校の實際教育の目的目標となし得ない。我が國には我が國獨特の教育がなければならぬ。他國に施し得ざる日本獨自のものなければならぬ。即ち我が校に於ては、この見地、日本獨自の立場から「日本精神を体得せる人を作る」ことに目標をおいて教育道を進みつゝあるものである。

日本精神とは何か、曰く日本魂である。曰く盡忠報國の精神である。千數百年の昔大伴家持の口ずさめる「海行かば……」の精神である。先祖四代の志を承け國家の爲に農學の大成に苦闘した佐藤信淵の心である。更に又「忠ならんと欲すれば孝ならず……」と血涙をしばつて苦諫せし平重盛の心である。この精神こそ、三千年の光輝ある國史を作り來つたものであり、更に皇運を扶翼して天壤無窮たらしめるものである。

而してこの日本精神は、單なる觀念でもなければ抽象的論理の體系でもない。ゆたかな情意に體系づけられた國民的意識であり、民族的感情であり、三千年來の我らが祖先の血と汗とで作得た國民的生産物である。故にその内容は複雑多岐であり、論理的には説明し得ないものが多く包容されてゐる。今その主なる特色を擧げるならば、次の如きものであらう。

- 一、盡忠の報國の精神 忠、忠君愛國、皇室中心
 - 二、孝悌尊祖の精神 孝、崇祖敬神 } 日本精神の核心
 - 三、勤勞健闘の精神 勤勞愛好、なにくその精神
 - 四、平和協調の精神 平和愛好、協同と自治、相互扶助、奉仕、犠牲の精神
 - 五、尙武剛健の精神 質實剛健、節義、廉恥の精神
 - 六、淡泊清爽の精神 淡泊、純眞、清明心の精神
 - 七、樂天的感激的精神 樂天性、熱狂的感激精神
- 以上は日本精神の主なる美點であるが、その反面の缺點もないではない。例へば

- 一、隣保團結相互扶助のよくできる反面に、獨立自營、自律、工夫、創作等の積極的向上的精神に乏しい。
- 二、感激性の強い反面に、冷め易く、厭き性がある。

等の如きものは、今後の教育の力によつて改善進歩させねばならぬところのものである。

要するに、忠と孝、しかも一体二面であるこの忠孝一本の精神を中核として形成せられた日本精神を涵養することは、我が國教育の古今を通じて絶對不變の根本精神であり、目標でなければならぬ。殊に現下の如き國家非常時に於ては、特に過去教育の再検討を行つて教育を、この精神体得を目標とする正道に復歸せしむることに先づ着眼せねばならぬ。

二、教育の方針

教育の作用を教授訓練養護の三に分類すれば、教授は主として知的方面を擔當し、訓練は主として情意の方面を對象とし、養護は身体的方面を顧慮するものである。教育の目的を達する爲には、この三者が相倚り相授けて行かねばならない。而して、訓練とは所謂躰のことである。古來教育一切を躰といつた場合がある程、それ程重視されてゐたものである。然るに明治維新後、科學文明を輸入するに當り、知識攝取に急なる餘り摸倣、注入等の教授偏重となり、この方面は輕視されるの傾向があつた。特に中等教育、高等教育に於て甚だしいものがあつた。その弊害影響は現代に到つて如實に現れた。物質萬能主義、共產主義、階級闘争、エロ、グロ、ギヤングの横行等々忌はしい事件は頻々として起り、社會の不安は益々甚だしくなるかとさへ思はれるに到つた。勿論この世相不安、思想混亂の依つて來る原因を全部教育の罪とは斷じ難いが、往々にして國家愛を忘れ、教育愛を忘れた知識の切賣式の、義務的の教育の行はれたことあるに一素因をもつものであることも認めねばならぬ。即ち單なる知育偏重、訓練輕視の教育の弊が現代に結實したものと考へられる。

非常時の鐘は鳴る。

須く偏知教育を脱却せねばならぬ。情意陶冶の訓練方面を重視せねばならぬ。頭のみ、理屈のみ言ふ人を作ること、現代は勿論將來も國家の爲にはならぬ。頭と共に腕のある人を作らねばならぬ。正道を實行し邪惡を嫌惡する堅實な人を作らねばならぬ。而してこの正しい行爲に指導し、正しい生活法に向はしめるに最も力あるものは、實行を通して主としてその情意方面を陶冶する訓練の外にはない。この意味から我が校に於ては、非常時は勿論、平素より訓練重視の教育を目ざしてゐるものである。

三、訓練の目標

教育の目標を「日本精神を体得する人を作る」ことにおける我が校に於ては、訓練の目標も亦これより外には出ない。即ち教授によつて、理に訴へ感情を通して理解させ之を發揮する素地を作ると共に、訓練によつて、實行を通して情意方面から之が体得と顯現の素地を作るものである。

而して訓練の實際的方法としては、全一的なこの日本精神を分析的に考究し、その樞要なる特色を抽出し、その特色を体得せしむる様立案せねばならぬ。即ち我が校に於ては、次の如き精神を体得せしむることに努力精進してゐるのである。但しこの目標は教授—知育の目標と全然同一のものである。

- 1 忠の心—國体精神
- 2 孝の心—孝悌尊祖の精神
- 3 勤勞健闘の精神
- 4 平和協調の精神

1、國体精神の涵養
忠を根幹とせる忠君愛國、皇室中心の精神は、皇國日本の國体から生じた世界無比獨特のものであつて之を國体精神とも云ふ。狹義の日本精神は常に之を意味してゐる。

滿洲事變、國際聯盟脱退、國防の危機來る、と全國民の血を湧かせる最中に、頻々として起る共產黨員檢舉、左傾運動は、吾人に何を教へるか。秦の滅亡は萬里の長城を破られて生じたものでない。ドイツ帝國を滅亡せしめたのは敵たる聯合國でなくて、ドイツ國民自身であつたのである。吾人は皇國日本の爲に、軍備を擴張し財力に餘裕あるアメリカ

合衆國よりも、五ヶ年計劃によつて國力充實せりと唱へられる勞農ロシヤよりも、獅子心中の虫たる國內に蔓る共產主義、無政府主義、反帝主義者をより大に恐れるのである。

然らば彼等が、なぜ左傾し共産黨員となつたか、就職難、失業苦、生活難等の經濟問題にその素因も持つてゐるが己を空うして皇國日本の爲に身を鴻毛の輕きに比すの日本精神—國體精神の缺除が最も重要な原因となつたのではあるまいか。唯物主義の科學文明、國體を異にする西洋の個人主義の飾れる美しさに幻惑され、明朗清明な神國日本の光、皇國日本の有難さを忘れた故でなくて何であらう。

教育の道は永久不變でなければならぬが、強いて非常時教育の特色をあげるならば、先づ日本國民から國體精神を覺醒せしめ、少國民に根強い國體精神を植まつけるところにあるであらう。

2、孝悌尊祖の精神の涵養

日本精神の核心が忠と孝、所謂忠孝一本にあることを思ふとき、忠孝の實踐的生ひ立ち、孝道の心を養ふことが如何に大切なるか明らかな事であらう。殊に忠孝の兩者は二にして、一、しかも同一の根「まこと」より出でたることを思へば、更に又、日常生活に於て三度の食事よりも尙必要な實踐上の問題で、「孝は百行の基」といはれる程、人間生活に於ける最も根本的なものであることを思へば、孝の心、更に進んで崇祖敬神の心の涵養は現代教育上最も緊要なる一事であらう。

しかも、こゝにも又物質文明、國體を異にする國々の風習、個人主義思想の災禍は及んで、この人間生活に最も大切な美しい孝心、崇祖敬神の心、敬虔な感情、神秘的精神は、漸次國民の心から離れ去らんとする傾向があるやうに思われる。覺醒すべきときである。

更に又、孝は家族生活の中心で、同時に我が族制國家では、國家生活の源泉であることを思へば、孝心を養ふことは

人間生活の上からも、國家生活の上からも必要なることで、教育上最も努力すべき部面である。

3、勤勞健闘の精神養成

「働くことを嫌ふ」之が現代日本人の大きな缺點ではあるまいか。身体を動かすことを出来る限り少くして、収入の多い体裁のよい職業を得ようとする者が多い爲に、就職難を生じ、或は失業者となり、高等遊民、ルンペンの洪水を起し生活苦からひいては思想混亂、社會不安の現代非常時を形成したものと考へられる。「働くに職なし」の一面には必ずやこの思想の多分に含まれてゐることだらう。勿論、社會組織の不合理、社會政策の不徹底、資本主義組織の欠陥等理由は一に留まらぬが、勤勞精神の弛緩も有力な理由であらう。

而して、我が國は古來農を以て立國の基礎となし、御歴代の天皇も常にその範を垂れ、國民に勤勞を勸奨なされた。故に國民は總べて勤勞を旨とし、國家の爲に一日の勞働を樂しんでゐた。然るに明治維新後、學校教育の振興は目覚ましく、しかもその教育たるや「えらい者になれ主義」であり、勤勞を自らする人を作るよりも、計劃者、指導者を作るに急ぎ、爲に學校教育を受けることは「自ら働くよりも、他人を働かせて、己は之を指揮する人となる爲なり」との心を抱かせ、従つて修學者は勞働することを恥と思ひ、之を厭ふやうになつた。之が社會一般の風潮となり、修學者も無修學者も共に勞働を厭ふに到り、之に都市文化の發達、都市生活の向上は人口の都市集中となり、農村疲弊となり遂に現在に如き都市農村共に行詰りの状態に立到つたのである。

高僧大徳和尚の言へる「一日働かざれば一日食はず」の心を以て事に當る人が、先づ現代日本の要求する人である。

4、平和協調の精神の涵養

我が國民は、古來血族的家族的生活をなし、共存共榮、相互扶助の精神を以て農耕を主生業としてきた。殊に上代に於て外患も少く、美しい國土、國民生活の安定等の影響により、平和愛好、隣人協調、奉仕犠牲の精神は自ら民族性と

なつたのである。尙武的精神は日本民族の特質であるが、その武は古來國家として徒らに用ひられたことなく、より大なる平和を希ふ爲に止むを得ず動かした兵戈にしか過ぎなかつた。

然るに個人主義、自由主義思想の移入は、國民の思想を殆んど一變せしめた程の變革を與へ、階級闘争、個人競争は激増して古來の隣保團結協調、社會奉仕、犠牲的精神の美風は甚だ影が薄くなつた。社會を離れて個人はない。かの個人主義、自由主義は封建時代への反動思想として、既に過去のものにならうとしてゐる。かの經濟界に於ても、自由競争に放任された國、團體の事業は次第に衰へ、經濟統制の完全に行はれる所のみ、發展の現象が見られるといふ。

社會生活は、協調、奉仕、犠牲の心持を除いては成立せぬ、しかも眞の日本人は之に向つて動いてきた。過去教育を清算して、眞の日本人を作るべく教育は進まねばならぬ。尙之と共に社會生活に必要なものは自治、自律の精神であつて、之は特に日本人の缺點と稱されてゐたもの、協調の精神と共に、養成に努力しなければならぬものである。

四、訓練の方針

- 一、訓練は小學校に於て最も重要な部面である。教師と兒童の直接間接を問はず相接する所、常に訓練の機會なることを思ひ、兒童本位により愛を以て導びくべきこと。
- 一、訓練の方法原理の第一は、直接經驗の尊重と善導である。先づ彼等をして經驗せしめよ、實行せしめよ、そして彼等自らをして反省せしめよ、教師は之が適切なる批正善導をなし、兒童をして反覆練習せしめ良習慣の養成をなすべきである。
- 一、兒童の家庭、郷土社會等を調査研究し、之を基調として實踐的指導と之が連絡に留意し、その生活状態に適應すべきこと。

- 一、作業を重視し、學習に、各種役員に、協同事務に、特殊作業に幾多の作業生活をなさしめ、之を通して生活實行をなさしめ、之が善導をなすこと。

- 一、兒童の活動性を重んじ、自律的自治的に導き、自重、自信、自治の精神を鼓舞すべきこと。
- 一、低學年に於ては指導を主とし、學年の進むに従つて自治主義に導入すべきこと。
- 一、教授と訓練とは單なる方法上の差異にして、歸する處は一である。故に訓練は常に教授を基礎とし、或は整理の手段として、常に密接不離の關係を保つべきこと。
- 一、訓練は教師の模範、共同一致、堅忍持久の精神によつてその實効を擧ぐべく努力をなすこと。

五、訓練施設

訓練の方法としては、兒童の學校生活、家庭生活、社會生活を問はず、あらゆる機會に行はれる個別的訓練と團體的訓練に分けることが出来る。而して最も効果ある方法は、その個性に應じ、直接生活を通じて實際的に指導する個別的訓練であつて、寺小屋式教育の訓練の優れた所はこの點であつた。故に兒童に接するあらゆる機會を捉へて直接間接を問はず指導しなければならぬ。

併しながら、學校教育、學級教育は團體本位の教育であるから、團體的訓練を施すに最も適して居り、更に全體的な劃一的な訓練施設を以てして、一齊的に行ふも教育能率上効果多きものなるを以て、本校に於ては次の如き特殊施設をなして訓練を實行してゐる。

- 一、國體精神涵養を主とするもの
- 1 皇居神宮遙拜 運動場又は講堂にて朝會時に行ふ。嚴肅な態度、敬虔な心情を以て皇室の御繁榮と皇國の隆昌を

- 2 奉安所拜禮
校長室にある御眞影奉安所に對し、毎日登校下校の際に玄關にて各自拜禮す。
- 3 國旗掲揚
毎月十一日、國旗制定記念日、祝日には運動場に東向集合し、君が代奉唱中に國旗を掲揚し皇居遙拜後、學校長より皇室國家等のことにつき訓話す。
- 4 奉讀式
教育に關する勅語、戊申詔書、國民精神作興に關する詔書は我ら國民の寸時もゆるがせに出來ない御教訓であるから、毎月一回その奉讀式を行ふ。奉讀後、奉答歌を奉唱し、學校長之に關し學校訓練要目と連絡して訓話をなす。
- 5 四大節、祭日
國家的式典は極めて壯嚴靜肅に行ひ、特に御眞影拜禮に注意して、兒童の敬虔的神秘的情操の陶冶をなす、尙祝日、祭日、記念日等には當日又はその前日に於て、その由來、皇室の御様子等につき訓話し、當日の心得、國旗掲揚は自己の手にてなすこと等につき注意す。
- 6 各種の記念日
各種の國家的記念日には、當日講堂にて記念式を行ひ、記念日の由來、それに対する心得等を訓話し、その後、之に因める作業、學習、運動等をなす。又陳列場、揭示場には數日前より準備させ、兒童の手を通してそれに関する物品、統計、繪畫、地圖、標本等を陳列して全兒童に觀察せしめる。
 - メートル法記念日（實測練習の會）
海軍記念日（海濱にて運動會）
 - 時の記念日
（時間尊重の宣傳實行）
國旗記念日（お話の會）
 - 詔書記念日
（奉讀式、催し日、勤勞日、克己日、奉仕日等として之を實行す）
 - 震災記念日
（黙禱、避難演習、克己日）
陸軍記念日（登山と軍人墓地巡拜）

- 7 御陵參拜
九月二十一日の白峰御陵祭には、全校兒童が左記の所に參拜し、主任訓導より崇徳天皇の御蹟、讚岐に於ける天皇、御陵に對する心得等の講話をなす。
 - 一、二年 白峯神社 雲井御所 三年 高家神社
 - 四年 鼓岡 五六年 白峯御陵
- 8 入退營兵の送迎
二、孝悌崇祖の精神涵養を主とするもの
 - 1 神社參拜
毎月一日坂出町立三小學校聯合して八幡神社に參拜し、社司の社頭訓話を聞く。
毎月二十五日天満宮に參拜し、境内の掃除をしたる後、學校長の社頭訓話を聞く。
 - 2 神事尊重
神饒田の田植式、拔穂式、祈年祭、新嘗祭には兒童總代を、例祭、入學卒業報告祭には全員を參拜せしめ、毎月十日二十五日には我が校區域内の谷内、鳥洲、横津の神社、天満宮の境内をそれぞれ分擔の上掃除をなす。
 - 3 偉人追慕の會
日頃兒童の崇敬する忠臣、義士、郷土の恩人等の誕生日又は逝去の日を選んで記念日とし、神社遙拜、墓參、訓話等をなし、音楽會、學藝會等を催して、その嘉言善行を追憶し、感激を深めることは訓育上甚だ大切なことである。
 - イ、久米祭、坂出町興隆の恩人久米榮左衛門翁逝去の日五月七日を記念日とし、坂出町主催の久米祭に尋四以上を參列せしめ、訓話を聞かせる。更に全校兒童を引率して久米翁の墓に參拜し、鎌田郷土博物館の遺物を觀覽せしめ、午後は相撲大會をなす。
 - ロ、乃木會
校長訓話後上下二組に分れて主任訓導より大將の事蹟について講話を聞く。當日を克己日とし

て大将を偲ぶ。

- ハ、尊徳會 記念式後、順次玄關前の銅像に禮拜し、當日を勤勞日として、共同作業をなす。
- ニ、義士會 訓話の後、童話の會を催し、午後登山をなす。五六男有志にてその夜試膽會をなす。
- 4 孝子善行者表彰 毎年紀元節に校内に於てよく孝道に勵みし者を選びて表彰し、その他隨時善行兒を表彰す。
- 5 弔慰 兒童に不幸ある時、校長擔任訓導及び學級全兒童が會葬し、據出した金を香奠として贈る。家族に不幸ある時は、擔任訓導と總代とが會葬し弔慰す。
- 6 銅像拜禮 玄關前にある二宮尊徳翁の苦學時代の銅像に對し、毎朝夕、拜禮し遺徳を偲ぶ。
- 7 家庭に於ける神佛禮拜の勵行

三、勤勞精神涵養を主とするもの

- 1 共同作業 教室校庭の掃除、毎日二回の教室掃除、月曜日大掃除、十日の一齊細密大掃除。學校園の手入、學校園、學級園の管理手入、教材用觀賞用植物の栽培手入、泉水其の他に於ける動物の飼育等
- 2 奉仕作業 毎月十日を特に社會奉仕日と定め、各自の能力相當の社會奉仕を、或は團體的に、或は個人的になさしむ（神社佛閣の境内掃除、樂書の抹消、道路の整理修繕、用水路の掃除等。）
- 3 道路撒水 毎年六月一日より九月末まで毎日早起して自家附近の道路に撒水し掃除をする。
- 4 貯金 毎月十五日、二十七日を貯金日として勤儉貯蓄の習慣を養ふ。
- 5 勤儉週間 毎月七日より十四日までを勤儉週間として、特に學校家庭に於ける勤勞作業を獎勵し、間食費其を節約せしめ貯金となさしむ。

6 學用品の經濟的使用とその檢閲。
四、平和協同、自治的精神涵養を主とするもの

- 1 兒童自治會
 - A 組織 全校兒童を會員とし、役員會を次の如く組織し、決議實行をなす。
通學區域を八地方に分け、それらの男女部長副部長と尋四以上の正副級長とを以て組織し、校長及び訓導は顧問として相談を受け、或は指導する。

○ 事業

- イ、道德生活上の申合せ、實行の勵行。
 - 1 本月特に實行すべき道德事項
 - 2 社會奉仕事業について
 - 3 學校に於ける、自由時間の行動について
 - 4 校舎、校具等の使用について
 - 5 通學途上の行儀作法、心得について
 - 6 學校の兒童文庫の管理閱覽について
 - 7 其の他兒童の實踐道德につらての反省、注意、勵行につらて
- ロ、知識開發上の諸計劃及び實行。
 - 1 學藝會、音樂會、學習發表會、地方學藝會等の計劃、實行又は教師の補助
 - 2 學校新聞、成績揭示、陳列場の管理、陳列品の蒐集等

- 3 其の他學習に關することがら
 - ハ、身體鍛鍊上の諸事業について。
 - 1 運動時間限の學年、地方の對抗リレー
 - 2 遠足、登山、夏季早起會等の計劃、事務、世話
 - 3 其の他身體鍛鍊上必要な諸施設の計劃、實行
 - 2 兒童役員の勤務
 - イ、兒童監護當番 終日兒童監護の上兒童監護日誌を記す。
 - ロ、教室 當番 學習の準備、教室の管理に、教師を援け教室日誌を記す。
 - ハ、兒童文庫室當番 兒童文庫室の管理、書籍の整理、入室閱覽者の監督等をなす。
 - ニ、應接室當番 休憩時間、放課後四時迄應接室に居て來客、電話の應接をなす。
 - 3 旅行遠足校外學習等に於ける自治的訓練
- 五、全體的の訓練施設
- 1 揭示教育 時事問題、教訓、兒童讀物、學校行事豫定等を訓導、兒童それ々々分擔して行ふ。
 - 2 訓話訓辭 朝會訓話、講堂訓話、儀式訓話、記念日訓話、個別的訓辭。
 - 3 映畫教育 毎月行はれる鎌田社會教育館主催の映畫會及び隨時常設館の映畫を觀覽せしめる。
 - 4 校外學習 豫定表による校外學習により郷土の神社佛閣に參拜し、海山に接し、會社工場等を視察せしめて有意的、無意識的に訓練をなす。
 - 5 服裝檢閲 毎週月曜日朝會に行つて端正なる服裝と衛生を守らしむ（爪、紙、ハンカチ、髪、ボタン、入浴等）

6 教授 特に修身教授を最大最要の訓練施設とす。

結 語

要するに訓練は、實行を通じて兒童の情意方面を陶冶し、完全なる日本人—日本精神を體得せる人—を作らうとするものである。併しながら彼等兒童に、確固たる日本人的道德意識と判斷力とが缺除せる場合には、教師が如何に努力して、命令し實行せしめ指導しても、それは殆ど徒勞に歸するであらう。こゝに於て訓練の實際的方法としては、國史國語地理等の學科、就中修身科と密接なる關係を保ち、之によつて訓練の基礎ともなるべき國民的道德知識情操を涵養し道德實行の意志の喚起を促さねばならぬ。過去の訓練が著しく不成績であつた理由として、この教授と訓練との關係に於て圓滑を缺く所多大であつたことは識者のよく指摘する所である。今後の教育に於ては、この二者を密接不離常に一體として實施し、教授即訓練の境地に到らねばならぬ。更に之を進めて教育即訓練、訓練即教育にまで到達せしめてこそ、初めて教育の眞の價値を現はすものである。

最後に、教育は結局に於て教師の問題である。教師に強き信念と努力と兒童愛とさへあれば、設備其の他の不備不全は末梢的缺陷に過ぎない。かの吉田松陰の松下村塾はどうであつたか、かれは單なる知識教育ではなかつた。即ち訓練第一主義の教育であつた。熱と信念の教育であつた。而してその教育こそ當時の國難を救ひ、明治維新の大業を翼賛し奉つたのである。

非常時日本を救ふものは教育である。その教育を生かすものは、教師の確固たる日本精神と燃ゆるが如き熱と愛とである。即ち非常時日本を救ふ者は教育者であるから、吾々教育者はその責の重大なるを思ひ、猛省精進せねばならぬ。

以上

全村教育に於ける 青年訓育と社會訓育の實際

綾歌郡山田尋常高等小學校

指導精神の根柢

一、緒言

訓練に關する問題は、教育作用上の重要問題として、過去に於ても現在に於ても、常に研究もされ實施もされて來たのであつたが、その實績に至つては何時も殘された問題となつて、課題視されて來たのである。しかもこれが小學校の方面に於ては、常に統制ある研究に實施に終始してゐるのであるが、社會教育方面に於けるこの問題については、小學校のそれに比べて、理論的にも實際的にも、そこに或る程度の遜色あるを認めなければならぬと思ふのである。然しながら、小學校方面のそれを完くしようとすれば、必然的方面の訓育についても考慮せねばならぬことだし、又一方、教育のことが單に小學校だけに止るべきものでなく、廣く社會的に働きかけねばならぬと唱へらるゝ今日、又一方、所謂非常時局に際して、村を擧げ國をあげこの奮起を要すべき秋に於ては、更にこの青年教育、社會教育に努力せねばならないのではないかと思ふ。

こゝに述べようとする問題は、我が校に於ける全村教育體系の一部面である青年教育、社會教育の實際上の一斑を示すもので、今回の問題たる「非常時局に於ける訓練を徹底せしむる方案」の答申案として、我が校に於ける青年訓育社

會訓育の實際を述べ、大方の御批判を仰ぎ、これな契機として、益々この道のために精進したいと思ふのである。

二、指導精神の根柢

我が村は明治四十四年に模範村として内務大臣から表彰され、大正四年の御大典にあつては主基齋田が卜定され、昭和五年には青年團が文部大臣から、昭和七年には在郷軍人分會が内務、陸軍、海軍大臣から表彰されてゐる。その他小學校、補習學校、各種團體が、それ々の理由により賞されたことも多い。

かうした名譽と光榮をもつ五千餘の村民は、老も若きも齊しく、この名譽と光榮に對しての特殊な感激にひたり、この光榮と感激を末永く傳へようとして、これの由つて來つた淵源を顧み、將來を約して絶えない努力をつゞけてゐるのである。この全村民の感激と自覺と努力は、取りも直さず、我が村の發展をねがひ、理想郷を建設して、よりよく擴充した山田村たらしめんとする希求の具體相であつて、この精神はすべての方面に現實となつて現はされてゐるのである。

この現實を將來したものは言ふまでもなく過去に於ける教育の力によるものであり、全村民の努力によるものであるが、要は教へるものも教へられるものも、これを助けるものも打つて一丸となり、強い自覺と絶えない努力をつゞけ精進した結果に外ならないのである。我が校に於ては、かうした全村民の發展的精神的結合をよりよく淨化し、よりよく鞏固ならしめ、それを助長して益々發展せしめようとするを、村の教育の方針としてゐる。大正十四年以來實施して來た全村教育の根本的指導精神もこゝにあるし、我が校が小學校だけでなく、それ以外の諸機關の教育に努力する理由の一もこゝにあるわけである。

村の學校の教育は、小學校の子供だけを目當てにしてゐたのではない。學校が狭い垣の中にとぢこもり、その働きを萎縮してゐては意味をなさない。村のすべての方面に、學校としての立場から働きかけねばならぬ。それと同時に村

民にも亦、學校を唯單に子供たちの勉強場とだけ考へさせず、村民の研究場であり村の圖書館であり村の講習所であり村の指導者であると考へさせねばならぬ。かうして兩者が相和してこそほんたうの教育は成立つし、學校の意味も擴充されるわけである。我が校が「全村教育」を目ざして經營してゐる所以もこゝにあるのである。社會教育といひ、全村教育といふのは理論的には誰しも口にする處であるし、その必要も認めてゐるが、學校が垣から外に手を伸し、村民がこれを握つて共に教へ教へられて行くことは容易なことではない。村の學校の教育の對象が、小學校の兒童だけでは、學校としての使命を半分しかはたしてゐないことになる。我が校が青年處女一般村民の指導に力を致してゐる第二の理由は、この學校の使命をより完全にはたし、指導者としての學校の意味を擴充したいためである。學校の教育を充實し、その成績の向上をはからうとすれば、單に學校それ自體の力に待つただけではいけない。家庭社會より受ける教育の効果をも併せ考へねばならぬ。しかもこの三者が相應じてこそはじめて全き姿の教育が成立つのである。がしかしこの教育すべき立場にあり、成績向上に努力すべき立場にある家庭が社會が、或は家庭人が社會人がともすれば兒童をそこなひ、學校教育を破壊すべき場合もある。かうした結果を招く事由は多々あるであらうが、その根本をなすものは、家庭、社會が教育に對しての理解が足りない結果であり、家庭、社會に對しての教育が徹底してゐないためでもある。家庭、社會の淨化をはかり、兒童の環境を純正にすれば、教育の効果をより向上せしめることも容易である。又一面家庭、社會の淨化をはかることは、それ自體の向上を意味するものであることは論をまたない。學校教育の擴充をはかりその効果を大ならしめるためには、内と外が相呼應して兒童の生命の伸展をはかるべく有形無形の力を彼等に與へねばならぬ。そのためには外の淨化をはかることが大切である。我が校が社會的方面の教育に力を入れる第三の理由はこゝにある。

又一方かうして育てた兒童の教育は、學校卒業と共に完成するものではない。その生涯を通じて一步々と完成すべ

く指導せねばならぬ。青年期、壯年期とその期に應じ、その人に應じ、環境に應じての指導部面があるわけである。小學校の教育は言ふまでもなく國民教育の基礎的陶冶である。基礎を基礎のままに放任することは教育の本質にもとる。この基礎の上に立つて、國民として全き生活をなさしめるべく指導することは、教育の本質的使命をはたすことであり彼等の小學校教育を完成してやる所以でもある。この無限の教育道を追ひ、基礎の上に樓閣を築く意味を實現したいため、特に青年處女乃至は一般社會人の教育に精進してゐるのである。これが第四の理由である。

更にこれを近代的に眺めて、非常時局に處する國民の指導としても、この方面の教育に力を注がねばならぬと思ふ。時局匡救の道は一に教育の効果に俟たねばならぬ。公民的訓練といひ、職業的陶冶といひ、更には自力更生、農村更生等いふも要は教育の力によらねばならぬ。しかもこの時局匡救の意味に於ける教育の重視は、單に小學校のそれに對しての基礎的陶冶だけではいけない。所謂中堅をなすべき青年或は一般村民をその對象として指導せねばならぬ。こゝにも亦社會的方面の教育を重視せねばならぬ理由が存するやうに思ふ。又一面村の發展を希ひ、その内容を擴充して國家の發展を希ふにも、この方面の教育に力を注がねばならぬ。

以上は我が校が、社會的方面の教育を重視する所以の主な點をのべたのであるが、この他にも種々な理由があるであらう。しかし要はその觀方の差によるもので結局こゝに落付くものと思ふ。我が校に於てはかうした理由のもとに、この方面の教育を重視し、これを次の如く具體化してゐるのである。

三、社會訓練の根本方針

訓練に於ける方針もその根本は教育全體に亘る方針である。我が校に於ては、補習學校、青年處女、一般村民の教育にあつて、一貫したる指導方針を決定し、それをそれ／＼に應じて具體化してゐるが、その主な點を示すと

- 1 農業立村の精神を確立し、農村愛好の精神、愛業力行の態度を養成する。
 - 2 郷土を重視して、郷土により郷土の上への教育を目ざし、郷土に順應すると共に郷土開發への教育を施す。
 - 3 共同連帯の社會的精神の涵養につとめ、社會團體形式の個人として相互の共同的精神を養ひ、連帯的態度を養ふ。
 - 4 敬虔感謝の念の養成につとめ、敬神崇祖、奉仕報恩の美風を發揚する。
 - 5 浮華放縱の風を避け、質實剛健にして困苦に耐ふるの習慣を養ふ。
- これを教育綱領として指導にあたつてゐるのである。我々は彼等の指導にあたつて、常に「本當に役立つ人、本當に働く人」を作りたい。「社會人として正しい人、正しい社會意識に生きる人」を養成したいと考へてゐる。それと同時に出来るだけ精神生活の扉を開いてやつて精神文化を建設したいと思つてゐるのである。
- かうした指導精神は、我が村の村是として具體的に指示して、これが實行にあたつてゐるのである。これを示すと、
- 一、敬神尊祖の遺訓を道奉して皇國の美風を發揚すべし
 - 一、和親協力して自治の實績を擧げ益々我村の聲譽を高むべし
 - 一、教育を尊重し衛生に留意して村人相互の幸福を増進すべし
 - 一、勤儉産を治め忠實業に服し各々一家の繁榮を計るべし
 - 一、至誠を旨とし相誠め相導きて克く其の責任を果し其の義務を盡すべし
- これは各家庭にかゝげてその實行に、村をあげてあたつてゐるのであるが、我々は常に、子供にも大人にも男にも女にも「山田村としての自覺を忘れるな、山田村民としての責任を果せ義務を盡せ」と説いてゐる。これは決して順應のみを意味するものではなく、開發をも意味し、特殊性をもたせると同時に普遍性をもたせてゐるのである。

四、訓練の實際

以上の指導精神を根本として、これを具體的に實施してゐるのであるが、今これを便宜上、補習學教育青年訓練所、青年團、處女會、一般村民にわけてその實際を説明したのである。

補習學校、青年訓練所生の指導の實際

本校に於ては、男子補習學校生徒と青年訓練所生徒を打つて一丸とし、青年學校を組織して、兩者の連系を圓滑にしその組織を考慮して、二者の目的を達成する様編成してゐる。本稿に於てはこれ等の訓練方面の實際を主として示すべきであるが、説明の順序上、次に一般般的方面の事項をも極く簡単に示したいと思ふのである。

一、教育の要旨

小學校の教課を卒へ實務に従事するものに對し、職業に關する知識、技能並びに國民生活に必須なる教育を施すと共に、その心身を鍛鍊し、以て國民たるの資質を向上せしめんとするものである。

二、教育の方針

- 1 國民精神の陶冶により、國家的自覺を促し、郷土愛を旺盛ならしむ。
- 2 團體精神の陶冶により、自治協同公正友愛奉仕、共存共榮の公民を養成す。
- 3 職業的陶冶により、經濟的能力と産業的知識を體得せしめ、郷土の福利増進に資す。

- 4 體育的鍊磨により、國民體位の向上と規律的節制ある國民を養成す。
 - 5 普通學科の修得により、生活に必須なる常識の向上をはかる。
 - 6 性別取扱により、男女特性の天賦に對する自覺を喚起す。
- を根本方針としてゐるのである。

(これについて、補校、青訓の組織、教授等について一應の説明をすべきであるが、紙數の都合上省く)

三、訓練の實際

1 訓練の方針

○訓練の目標

「世態に鑑み、強健なる體力と、質實剛健なる氣風を養ひ、堅忍不拔の精神を以て事に當り、眞面目でよく自他のために働き、責任感の強い然も郷土愛國家愛に燃ゆるしつかりした人物を強要す」これを目標としてその實踐にあつてゐるのである。

○實踐の方針

堅忍不拔の精神によつて、自裁實行を促す。

常に生徒に接し、個性と環境を凝視し、適應せる訓育指導をなす。

2 實施上特に留意せる點

慈にしてしかも嚴なるやうつとめてゐる。

一時に一事を強調して根氣強くつとめしめてゐる。

具體的事項を示して實踐實行につとめ、時機に乗じて機先を制する態度である。

家庭との連絡をはかり、その徹底を期す。

小學校との聯絡に留意してゐる。

教師は常に修養につとめ、生きた教育の人格的感化によつて、その目的を達するやう考へてゐる。

常に熱と愛のこもれる膝下訓練をなすやうにしてゐる。

人格無視の言動を避け、親切公平を旨としてゐる。

3 實施上の施設

イ、村是の徹底

講堂には三土忠造氏の撰書にかゝる山田村是をかゝげ(前に示したもの)一般家庭にも配布して、これを掲げしめ、この精神實踐の徹底を期してゐる。

ロ、校訓の徹底

教室には校訓をかゝげ、朝夕之に接せしめ、折にふれこの精神を説き、實行要目を指示して、訓練の目標としてゐる。

校訓……補習學校、青年訓練所

「世態に鑑み、強健なる體力と質實剛健なる氣風を養ひ、堅忍不拔の精神を以て事にあたり、眞面目でよく自他のために働き、責任感の強い然も郷土愛、國家愛に燃ゆるしつかりした人物を強要す」

ハ、訓練要目の決定

○皇國の美風發揚のため

敬神尊祖の實をあげ、朝夕皇居、神宮、神佛を禮拜せしむ。
祝祭日には國旗を掲揚せしめ、必ず儀式に參列せしめる。
報恩感謝の生活をなさしめる。

勅語、詔書、令旨の御旨を體得せしめる。

○勤勞を尊び、家業に精勵し、各一家の繁榮を計るため
職業を理解せしめ、確然たる職業觀を得しめる。

勤儉の行、ゆるみなき生活をなさしめる。

各自己の職業、業務に精勵せしむ。

あらゆる誘惑障害に抵抗し、己が任務に突進すべく努力せしめる。

○質實剛健の實を擧げるため

公的席上に於ては團服を着用すること。

日常の服装は縮服たること。

冗費を節し、つとめて貯蓄すること。

時間を尊重して能率を増進せしめること。

冠婚葬祭その他に於ける無駄をなくすること。

頭髮は五分刈とすること。

禁酒禁煙を勵行すること。

規律節制を重んずること。

膽勇を尙とび、血氣の小勇に走らぬこと等をあげてゐる。

○協力親睦の實を擧げるため

協同事業に参加しては極力努力すること。

生徒は兄弟の如く相和して事に當れ。

青年團、處女會支部の事業を興せ。

奉仕の精神を以て事に當れ等をすゝめてゐる。

○進取の實を擧げるため

諸事には研究的態度であたれ。

諸事に工夫創造をめぐらせ。

よく出席してよく學べ。

獨立自營進取向上的たれ。

海外發展の氣象を養へ等を示してゐる。

○至誠を旨とし義務と責任を果させるため

何事にも眞面目であれ。

信用を重んぜよ。

責任を重んじ、義務を果たせ。

利己心を去り他人の名譽、公衆の利益のために働け。

禮儀作法をわきまへ、長上を敬せよ等をいましてゐる。

ニ、學習上の訓練要目

○通學に關しては

始業前に登校して自習をなすこと。

往復の途中は左側を通行して靜肅になすこと。

途中に於ては道草せず、殊に飲食店、菓子店等のみだりに立寄りぬこと。

途中に於て、みだりに朋友知人の宅に立寄りぬこと。

夜間登校の際は、歸宅後直ちに寝につくこと。

風雨寒暑の時は、特に修養の心を以て往復すること。

止むを得ず欠席する場合は必ず届出をなすこと。

○學習に關しては

常に自學自習を怠らぬこと。

自己研究を第一とし、質疑を怠らぬこと。

常に學用品の整備に心掛けること。

新聞、雜誌、書籍の閲讀を怠らず、發表につとめ、知識を鞏固にすると共に、その交換につとめること。

常に研究的態度を持すること。

○實習に關しては

専心家庭實習をなすこと。

家庭實習は技能の熟達と研究的とを兼ねて行ふこと。

實習は經濟に重きをおくこと。

設計日誌の記載利用につとむること。

米麥作は勿論蔬菜、養蠶、養鶏、農産加工等各方面にわたり研究をなし、農業經營の技能熟達、村産の開發に貢献するの意氣を以て進むこと。

ホ、其他日常生活に於ける訓練要目

○言語は簡明を尙び、生意氣なる言葉、野卑な言葉を用ひることをつゝしみ、寡言なること。

○容儀服装については常に端正にし、質素を旨として、頭髮は五分刈とし、指環眼鏡はみだりに用ひざること。

○禁酒、禁煙たることは勿論、暴飲暴食をなさず、外出時には辨當を持參し、みだりに會食をなさず、飲食店等に入入することをやめ、みだりに買食をせざること。

○金錢、時間を浪費せざること、又つとめて貯蓄すること。

○女子部に於ける特別實踐事項

言語は優雅にしてしかも明瞭なること。

服装は質素にして華美ならざること。

飲食は美味飽食を貪らざること。

農業に興味を有し、田園を愛し、忠實に家事に服すること。

衛生に注意し、身體の強健をはかること。

掃除その他の作業に馴れ、勤勞を厭はざる習慣と、命令に服従する態度を養ふこと。

禮儀を正しくし、野卑に流れざること。

以上はまことに平凡な要目ではあるが、形式の整備よりも実践の効を大ならしめるつもりで、この様に細かく決めて、生徒各自に示し、その実践を強調してゐるのである。

○自治會の設置

自治的知見の體得と、自治精神の涵養に資するため、生徒自ら之を組織し、萬事を處理してゐる。

イ、學級自治會……その組織と任務

級長、副級長……學級の世話

圖書係……圖書館の世話、新聞、雜誌、購讀斡旋、雜誌の刊行

整理係……教室内外の整理整頓

獎學係……就學出席の督勵

ロ、學校自治會及び支部自治會—その組織と任務

役員會……毎月一回聯合協議

社會部……就學出席、奉仕事業、服裝風紀、神社參拜等に關しての仕事

産業部……家庭實習、研究發表會、見學視察、精農講座、部落實習、校内實習、奉仕實習、農業時報、貯金等に關する仕事

學藝部……雜誌發行、學藝會、展覽會、修養會、滿月會、義士會、乃木祭等に關する仕事

體育部……武道練習、遠足、登山、運動會、教練競技等に關する仕事

手藝部……女子に特設し、生花、料理、手藝等の研究をなす

各支部に於ても以上の如く自治的に組織してゐる。

○敬神尊祖の精神を顯現するために

イ、神社參拜—青年團と聯合して

毎月二日を青年團表彰記念日とし、全生徒は神社に參拜する。この日は區分により早朝參拜し、後境内の掃除をなし、職員訓話、その月に於ける學校並びに青年團の行事、聯絡事項等について指達する。

第一支部……城山神社

第七支部……福宮神社

第二、八支部……松熊神社

第六支部……長柄神社

第三、四、五支部……俊則神社

ロ、神饌田の經營

小學校實習地の一部をこれにあて、水稻を栽培して、毎年十月五日村社松熊神社に奉り、新嘗祭を執行して、生徒職員參拜す。

ハ、家庭に於ける神佛の禮拜……朝夕これを行はしめてゐる。

ニ、慰靈祭の執行

五ヶ年毎に一回、小學校と合同して行ひ、本校在學中に死亡せる教職員生徒の慰靈祭を執行して生徒參拜す。ホ、招魂祭の參拜

毎年在郷軍人分會に於て、戦病死軍人の招魂祭を執行し、生徒參拜す。

○儀式及び記念日式典に參列

イ、四 大 節……全生徒儀式に參列

ロ、國家的記念日……全生徒式典に參列

陸海軍記念日、勅語詔書令旨下賜記念日

ハ、學村的記念日……式典に參列し、催物に參加す。

本校創立記念日

模範村表彰記念日 } 十一月三日—記念式を行ひ、村内各種團體聯合運動會を開く

主基齊田記念日……九月十八日—記念式を行ひ、奉仕者の會合、齊田踊等を行ふ

青年團選奨記念日……十一月二日—記念式を行ひ、運動會等を開く

青訓創立記念日……七月一日—記念式を行ひ、演習、教練、分列式等を行ふ

○其他修養的恒例行事……青年團或は處女會と聯合して行ふ

イ、乃木 祭……九月十三日 講演會を開く

ロ、齊田 日……毎月十八日 奉安殿前の禮拜、國旗掲揚、國歌村歌の合唱、訓話

ハ、義士 會……十二月十四日 講演會、餘興

ニ、試膽 會……年一回行ふ

ホ、満月 會……毎月舊曆十五日夜開く

講演會、研究發表、餘興、茶話會等をなす。

ヘ、冬季修養會……毎年嚴寒の候五日間、連日連夜合宿して修養會を開く。

ト、修養貯金……全生徒に實行せしめてゐる。

チ、奉仕事業の實施

夜 警……舊正月前、新正月前、舊盆前の三回、各部落毎に行ふ。

道路修繕……各部落毎に近傍の道の修理をなし、併せて道路愛護の精神の普及につとむ。

天氣豫報……學校及び村内要所六所に、豫報旗及び豫報掲示場を設け、村民に氣象を通報す。

常習會……女子部に於て、毎月第二日曜日に集り、家事、裁縫、手藝、生花等についての研究會を開く。

危険物入……女子部支部の事業として道路に配置し、そのかたづけをなす。

敬老會……女子部の事業として、毎年一回婦女會と連合して行ふ。

奉仕實習……村内農家の果樹剪定、害虫驅除、茄子苗育成配布等を奉仕的に行つてゐる。

リ、不時呼集による指導

ヌ、見學、視察、受講の實施……機會ある毎或は機會をつくり成るだけ回数外く實施してゐる。

○表彰……善行生徒、優良支部、優秀研究物作品等は常に表彰し、賞狀、褒狀を授與してゐる。

○補習學校數へ歌……訓練の一助として、本校に於て作り生徒に歌はせてゐる。

一つとや 人々補習を第一に、智徳を修めて世に處せよ

二つとや 不斷の努力撓まずば、やがて身を立て國を建つ

三つとや 見よや、歐米各國の補習學校の有様を

四つとや 善きに従ひ惡きを捨て、學びにいそしめ青年よ

五つとや 何時も出席怠るな、一時の熱にかられず

六つとや 昔と御代は更まり人は教育第一ぞ

七つとや 何の職務につくとも、學なき身こそ不自由なれ

八つとや 夜間教授を晝間に改めるこそ、身のためよ世の爲よ

九つとや 學つて補習の學に就け、男も女も諸共にく
十とや 共に協力一致して、皇國の榮を圖れかしく

○臨機に應じ、宣言決議等により實踐を強調してゐる。

以上は主として平常に於ける訓練要目であるが、この他機に臨んで宣言決議等をなし、その實踐を強調して、要目の徹底を期してゐる。左に昭和八年一月一日の宣言決議を示すと
宣言

今や我が國の情勢は、内外共に非常の難局に直面せり。此の秋に方り、我等補習學校青年訓練所生徒民は、益々修養に努め、其の本分を盡んがため左の項を決議し之が實行を期す。

決議

一、毎早朝起床を勵行し、皇城遙拜を必ず實行すること

一、神社參拜は毎月二日、祖先禮拜は毎朝晩行ふこと

(以下七項目省略)

4 實 施 上

以上は甚だ平凡な事實を羅列したのであるが、本校に於ける青年處女の訓育は、單に六つかしい特種な要目實踐指導をかゝげるのみに力を注がず、平凡な事を必ず實行にうつし、且つそれは徹底せしめることを根本的指導方針としてゐる。又一方學校内のみの施設に萬全を期すことなく、家庭、社會の一員としてこの生活そのもの、内に、自己修養をなさしめ、これを大にして社會の純化をばかり、更に純化された社會による訓育を要望して、學校内外の訓育的環境によつて目的を達したいと考へてゐるのである。

青年團指導の實際

一、沿革の概要

本村青年團は明治二十六年の創立にして、爾來幾變遷を重ねて今日に至つてゐるが、その間年を追ふて發展し、内容の充實も來して、青年團としての使命をはたし、團員の素質も向上して來たのであるが、その結果として、大正五年には香川縣知事より、香川縣教育會より、昭和五年には香川縣警察部長より、又香川縣青年團長より表彰され、更に同年十一月二日文部大臣より「團體の施設經營宜しきに適ひ其の實績見るべきもの少からず」のかどによつて表彰旗並びに表彰狀を授與され、今日に及んでゐるのである。

二、青年團員の知能を啓發すべき施設

1 補習學校、青年訓練所と連絡提携し、團員の修養機關として、よく就學せしめよく出席せしめて、學科に實習にその成績の向上をはかつてゐる。

2 特別の修養的施設

イ、村立圖書館の利用……常に館に入りての修學をすゝめ、書籍を各支部に巡回し讀ましめてゐる。

ロ、雜誌、參考書等の共同購入……學藝部の事業として、全團員のを共同で購入し閱覽せしめてゐる。

ハ、中堅青年講習會の開催……毎年一回開いてゐる。

ニ、見學、視察旅行の實行……毎年實行してゐる(本年は愛媛縣松山市、道後、余土村方面に旅行せり)

- ホ、珠算練習会の開催……毎水曜日の夜行ふてゐる。
 - ヘ、書方練習会の開催……毎月一日に開いてゐる。
 - ト、展覧会の開催……毎年十一月三日に、小學校、補校、青訓と合同して開き、書方、圖畫、廢物利用作品等を出品せしめてゐる。
 - チ、討論會の開催……年二回開く。
 - リ、青年團報發行……年二回學藝部より發行す。
 - ヌ、通信教授、揭示教授……隨時に行ふ。揭示板は村内要所に五ヶ所設置す。
- 3 産業知能啓發的施設
- イ、副業その他農業一般に關する調査。
 - ロ、農事視察……補校、青訓生と聯合して年二回行つてゐる。
 - ハ、農事研究會開催……精農講座並びに座談會として、毎月十八回の夜開いてゐる。
 - ニ、農事講習會開催……毎年三回開いてゐる。
 - ホ、共同耕作……各支部毎に一反歩内外の共同實習地を設け、共同耕作せしめ、補助金を交付して研究せしめてゐる。
 - ヘ、農産物品評會開催……毎年十一月三日に行つてゐる。
 - ト、吹織競技會の開催毎年三月に開く。
 - チ、家庭實習の實施……全員之を行ひ、農作物全般、副業等について研究せしめてゐる。
 - リ、茄子、胡瓜苗育成配布……毎年補校生と共同で苗を育成し、實費にて各農家に配布してゐる。

- ヌ、果樹剪定奉仕實習……補習校生と聯各して、各部落毎に農家の果樹の剪定を奉仕的に行つてゐる。
 - ル、共同購入……種子、苗木、藥品等の共同購入をしてゐる。
- 4 生活改善研究
- イ、生活改善點の研究とその實行を申合せてゐる。
 - ロ、規約貯金の實行

三、訓練の實際

- 1 訓練の方針
- イ、團狀村狀時勢に鑑み定めたる五ヶ條の團綱領の徹底に努力すること。
- 山田村青年團綱領
- 一、山田村青年團員は敬神尊祖の遺訓を遵守して、皇國の美風を發揚すべし
 - 一、山田村青年團員は勤勞を尊び自己の職務に忠實なるべし
 - 一、山田村青年團員は虚飾を避け質實なるべし
 - 一、山田村青年團員は協同を尊び親睦を旨とすべし
 - 一、山田村青年團員は進取を尊び活動的なるべし
 - ロ、自治主義訓育に徹すること。
- 干渉を嫌ひ何事も自ら試んとする青年の心理に立脚し自治訓練に重きをおき立憲國民としての教養に勉む。
- ハ、鍛鍊主義、忍耐主義を重視す。

ニ、作業訓練並團體訓練の涵養に努む。

2 訓練上の施設

イ、自治訓練の施設

事業遂行上左の五部に分ち、各部に部長副部長を置き、更に教員一名宛各部の顧問となり、自治的に事業の計劃實行に當る。又評議員八名を互選し議決議機關とす。

- 一、社會部
 - 二、産業部
 - 三、學藝部
 - 四、體育部
 - 五、消防部
- ロ、社會奉仕的施設

○社會部を設置して事業を行つてゐる。

- 1 道路の愛護、修繕、各支部にて、危険物入を設置し、道路の修繕は春秋二回に、尙臨時に修理、架橋す。
- 2 各種の宣傳、村學校、各種團體の事業、催物に關しての宣傳及び各種の實行事項に就ては、ポスター、講演會、活動寫眞等を團主催に開催し、更に實行に導く。
- 3 神社佛閣の清掃……毎月二日早朝左の區分によつて全員神社に參拜し、境内の掃除をなす。
城山神社……第一支部 松熊神社……第二、八支部 俊則神社……第三、四、五支部
長橋神社……第六支部 福宮神社……第七支部
- 4 村事務の補助……調査統計に關する事項 納稅事務の補助
- 5 其他 天氣豫報の揭示 補習校青訓の相互援助 軍隊行軍時の接待

○産業部を設置して産業開發に貢獻す。

- 1 本村産業計劃の達成、並びにその實狀を年々調査し、村民に報告し、反省を促し將來の計劃につき參考する

やうつとむ。

2 各種の事業を遂行す 詳細は前述の通り

○消防部を設置して事業をなす。

- 1 本村消防組の後援
- 2 夜 警 舊年末、新年末、舊盆前に各支部毎に於て行ふ、同時に消防組と協力して毎夜二名宛不寢番につく
- 3 火防宣傳、火防調査
- 4 警鐘臺の設置 村内二十二ヶ所に警鐘を設置し、その管理の任に當る。

ハ、其の他の施設

○教化 動員

- 1 團員の申合せ
毎朝宮城を遙拜し、神佛に禮拜すること 國家の祝祭日には必ず國旗を掲揚すること 神社佛閣の前を通過する時は必ず拜禮すること 酒煙草は一切禁すること 時間を勵行すること 團員は必ず据置貯金をなすこと

2 實行促進要領

毎月満月會に出席し、その席上結果を報告し鞭撻し合ふこと。
各支部相互にその成績を報告し合ひ、鞭撻し合ふ。

○乃木祭、齋田日、義士會、試膽會、満月會、冬季修養會の開催（詳細は補校のそれに同じ）

○訓練要目の制定（詳細は補校のそれに同じ）

處女會指導の實際

一、處女會員の知能を啓發すべき施設

- 1 補習學校に就學することを獎勵す。
- 2 總集會の開催
毎年春秋二回之を開催し、次の如き行事を行つてゐる。
イ、會員の意見發表、研究發表 ロ、名士の講演 ハ、運動會、登山會、音樂會等の開催 ニ、茶話會、座談會 ホ、優良支部、優良處女の表彰
- 3 講習會の開催
毎年夏、冬季に二回開き、裁縫、手藝、洗濯、染色、料理、按摩、生花、作法、園藝、家政等について講習す。
- 4 講演會の開催……夏季休業中、女子部同窓會と聯合して開く。
- 5 展覽會の開催……毎年十一月三日に開き、裁縫、手藝、書方、廢物利用作品等を出品せしむ。
- 6 通信教育
- 7 見學、視察旅行……毎年一回以上行つてゐる。
- 8 村立圖書館の利用
- 9 中堅處女講習會開催……毎年一回開く。
- 10 常習會の開催……毎月第二日曜を期して開き、會員の研究發表、家事、裁縫、手藝等に關する座談會を開く。

11 家事研究の獎勵……家事、裁縫、手藝、園藝、養鶏等に關する實地研究を獎勵してゐる。

二、徳性の涵養に關する施設

- 1 本縣處女會綱領の實踐を期してゐること。
- 2 山田村處女會實行要目の實踐を期してゐること。(要目は次の通り)
一、質素にて浮華輕跳を避けることに努めませう
一、勤勞を尙び忠實に自己の職務に精出ませう
一、禮儀を重んじ父母長上に對して不遜の行なき様心掛けませう
一、讀書修養に心掛け諸會合にはつとめて出席し時勢の進運に遅れぬやう氣をつけませう
一、心身を鍛鍊して困苦缺乏に耐ゆる力を養ひませう
- 3 敬神崇祖の念を養ふため、左記事項の實行を強調してゐる。
イ、毎朝處女の手により、佛壇神棚の清掃をなし、新鮮な花を供へる。
ロ、朝晩は必ず自宅の神佛に禮拜すること。 ハ、神社佛閣の前を通過する時は必ず禮拜する。
イ、四大節の儀式に參列せしめてゐる。 ロ、祝祭日には國旗を掲揚せしめてゐる。
ハ、國家的、國民的記念日の舉行。 ニ、毎朝夕皇居、神宮を遙拜せしめる。
- 4 團體觀念を明確にし國民的精神を涵養するため
- 5 修養的恒例行事
イ、常習會の開催(前述) ロ、中堅處女講習會の開催。 ハ、修養貯金(毎月支部毎に行ふ規約貯金)

ニ、其の他……敬老會、奉仕的行事（前節参照）
危險物入の設置
村内催物に於ける炊事の擔當
支部内に於ける困窮家庭の手傳

三、生活改善に關する指導事項

- 1 家庭改善……臺所、住宅、農舍、宅地利用等についての改善研究をなさしむ。
- 2 消費節約の勵行……出納簿、家計簿、日記等の記入獎勵、廢物利用の獎勵、質素な服裝獎勵。
- 3 勤儉貯蓄の獎勵。
- 4 時間勵行の申合並びに實行。
- 5 虚禮を廢すること。
- 6 高尚な趣味を養ひ、適切な娛樂の選擇を指導す。

イ、文藝及び音樂の趣味の養成

圖書館の利用と讀書趣味の養成、機關雜誌の刊行、音樂會、讀書會等の開催。

ロ、園藝趣味の養成

一坪農業の經營、花卉の栽培、菊花展覽會の開催、農産物の品評會開催、宅地の美化。

ハ、娛樂の高雅なるを選ばしめ、趣味の向上に資してゐる。

四、その他の教養的施設

- 1 公民的訓練……補校に於ける公民科指導、各種の會合に於いて公民的修養に留意して行事す。
- 2 各種團體との提携……補習學校、婦人防火組合、婦人同行組、惠愛婦人會、婦人農談會、佛教婦人會。

青年處女の指導に於ける反省

以上は補習學校並男女青年團に於ける訓育の實際にして、之れ要するに補習學校は明治卅六年の創立にして卒業生を出すこと一千餘名。青年團は廿六年八月。處女會は大正四年四月の創設にして何れも古き歴史を有し、十五年には青年訓練所も設置し愈々その充實を期し、この間幾多の變遷を経たるも、常に時代の推移と郷土の實態に立脚して着實に經營し幸にして、逐年堅實なる發達を遂げ現に二百有餘の男女補習學校生徒と四百に近い男女青年團員を擁し、この四機關が本村青年教化を目的として唇齒輔車の關係に立ち、相互に相助けて施設經營以てより良い生徒、團員、村民、國民たらしむべくその使命に向つて邁進してゐるもので、その特色ともいふべき二三を摘録して結びの言葉としたい。

一、青年教育乃至修養の機關整備すること

補習學校並青年訓練所の教育を重視し、その施設經營に於て専任教員を増置し、専用教室四室を特設し、晝間本體の教授をなし實習指導を徹底し、就學出席成績又良好にして、女子部もその内容充實し農村主婦としての教養を完ふしつゝある等鄉村一般から認められ、進んで子弟を就學出席せしめるやうになつてゐる。

一、青年團處女會も各々独自の使命に向つて、發展し、青年團は内部を社會、學藝、産業、體育、消防の五部に分ち團長統率の下に部長中心の自發的活動を重んじて、自治計劃的に事業の遂行を圖り、殊に男女共に、村内を八ヶ支部に分ち本團の基礎團體として、独自の修養的施設を講じ、各々會場を特設し基本財産を蓄積し青年訓育上大なる實績を擧げてゐる。

一、村民の理解を有し、且又村内各種機關と連絡提携すること

一般村民の理解あることは勿論、青年教育關係機關との相互提携に留意し、更に役場、農會、産業組合、在郷軍人

分會、壯年會、惠愛婦人會、部落同行組等と密接なる關係を保持しつゝ進んでゐる。

一、男女青年の素質がよくなつたこと

1 態度が非常に眞面目で着實純朴よく自他のために働き、而かも眞剣味を帯びて來た。殊に農村生活の妙味を解し、土の生活、勤勞の世界、大自然の背景として創造の生活に生きる百姓の眞の姿を體得し、喜んで研究し、希望に輝いた各自の家庭に精進し尙家庭實習、一人一研等にも興をもち、相當の手腕力量を磨き村の中堅農民として名實共に認められるものが多くなつた。

2 青年の風紀向上し言動に活氣を呈し、氣魄に満ち、卒先難に當るの氣風を生じ禮を重んじ、質實剛健の精神旺盛して男女共に服装容儀、素行に見るべきもの現はれ讀書、園藝、武道、競技、角力、登山、滿月會、討論會、常習會等の催しをよろこぶやうになつた。

3 非常時局に目覺め國家的精神を堅持し、愛國的事業に進んで奉ずるの氣風が強くなつたことを見受ける。

一、村の社會教化産業開發上貢獻してゐること

青年處女を中心とする産業の開發、經濟、更生、生活改善その實蹟をあげて獨り本村の誇りとしてゐる「協同耕陸克く公共の事に竭す」の風より良く伸展して、最近公共的事業、共同作業、奉仕事業よく行はれ、臺所の改善宅地利用、灰置場の特設冠婚葬祭に於ける改善申合せの實行等皆それである。

之要するに本村が社會教育青年教化を重視し絶えざる教育的努力を拂つた結果の賜にして、その眞の姿は逆も文筆につくし得ない力強いものが有ることを嬉ぶものである。

社會教育の實際

一、教育の方針

教育の方針については、頭書にその大要を説明したので、こゝに更めて説明するまでもないが、さきに述べた通り農村に於ける現状は、學校系統を通じて、全村諸般の助長振興を圖らなければならぬと思ふのである。學校は村の文化の發祥の地となつて、その光を全村隈なく放射して、村勢の振張をはかる根源とならねばならぬ。こゝに指導精神の根底をおいて、社會一般の教育にあたつてゐるのである。

二、指導機關

青年團、處女會、卒業生同窓會、主基同窓會山田支會、同級會、壯丁教育、部落同行組、同行組婦人會、婦人農談會、村園藝組合、同行組農事改良組合、自警團、婦人火防組合等。

三、後援機關

山田村教育會、村會、學務委員、學校醫、壯年會、惠愛婦人會。

四、聯絡提携機關

小學校、補習學校、青年訓練所、村役場、在郷軍人分會、社寺院、駐在所、郵便局、村農會、山田村自警團、消防組信用組合、村親和會、村佛教會、愛嬌會、同好會。

五、施設事項

1 知的開發に關する施設

- イ、校地校舎の開放
 - ロ、圖書室、郷土室の開放
 - ハ、校具の利用
 - ニ、教化團體劃策に關しての指導(職員分擔)
 - ホ、各種の講習會、講座、講演會の開催
 - ヘ、實地指導
 - ト、印刷物の配布(農業時報、農家の曆、その他)
 - チ、通信、掲示による指導
 - リ、競技會の開催(麥稈眞田、吹等)
 - ヌ、品評會(農産物、副業品、農産加工品等)
 - ル、展覽會(農民藝術品、花卉、盆栽、薬細工、手藝品)
- ―詳細は前述の青年處女の章を参照されたし―

2 良風美俗の助長に關する施設

- イ、村是五ヶ條の實行促進
- ロ、本村の光輝ある歴史を自覺尊重せしむ(主基齊田奉仕、模範村、各種の選奨)
- ハ、齊田記念日、模範村表彰記念日式典の舉行
- ニ、敬老會
- ホ、善行者表彰
- ヘ、勤儉奨勵
- ト、各種の修養機關助長
- チ、民風作興惡風矯正

3 民衆娛樂趣味の改善に關する施設

- イ、郷土民の娛樂藝術の調査
 - ロ、趣味の向上……講談會、音樂會、學藝會、活動寫眞會の開催
- 齊田踊の奨勵―主基齊田奉仕を記念するための踊、毎年九月十八日の齊田記念日には村民學つて踊る。

園藝趣味の養成―盆栽展覽指の開催、園藝の實地指導。

ハ、旅行、遠足、見學等の開催

4 産業開發に關しての施設

イ、各種の調査、研究、計劃

山田村産業是の制定、産業調査、村勢調査、全村土壤調査、山田村産業經濟更新十ヶ年計劃案等

ロ、農事相談所の開設：農事に關して理論及び實地について隨時相談に應じてゐる。

ハ、農業藥局の開設：農家に必要な藥品を實費販賣し、その使用法、用途等について指導をなす。

ニ、共同購入販賣の斡旋

ホ、農業時報の發行：月一回全戸に配布して、指導の一助とする。

ヘ、精農講座開催：毎月一回開催して、意見の交換、研究の發表等をなす。

ト、農事講習會の開催：年數回開催

チ、専任教員の實地指導

リ、副業指導：宅地利用の指導

ヌ、視察見學等

5 家庭の改善に關しての施設

イ、衣服の改善……指導講習會の開催、展覽會の開催、作業服の制定

ロ、食物の改善……調理講習會の開催、臺所改善、虫齒豫防、營養週間の強調

ハ、住居の改善……井戸便所の改善、灰置場木置場の改善、宅地の利用法

ニ、社交儀禮の改善……作法講習、冠婚葬祭の改善、時間勵行

ホ、家庭の改善……兒童虐待防止、育兒法の研究、家庭經濟の指導、年中行事表配布

六、各種團體の指導の實際

各種團體に對しては、各々その部により特殊の指導を行つてゐるが、今その中の主なるものを左に擧げる。

1 卒業生の諸團體

イ、同窓會

男女兩部共本校卒業生を以て組織し、毎年夏休中一回定期總會を開催し、多數卒業生參集して相互の親睦を圖り久潤を慰し兼ねて母校愛郷土愛の精神涵養に資してゐる。

ロ、主基同窓會山田村支會

大正十五年三月の創立で本村出身の主基農學校卒業生にして在村せるものを以て組織し、小學校長顧問となり、直接間接指導に當り、諸般の事業を遂行し、相互親睦の實を擧げ、特に農事研究と改善發展に向つて進みつつある村の中堅農民團體である。

ハ、同級會 卒業年度毎に組織せる團體にして毎年一回集會、同窓會と目的を一にする。

2 壯丁教育

徴兵検査前一週間修身公民國語數學常識等につき、又入營前二週間入營後の必要事項につき毎年講習を開く。

3 部落同行組

村内三十三部落毎に組織し、組合員隣保互助と、宗教信仰を基礎として、産業教育衛生等諸般の改善發達に貢献しつゝある部落單位の自治上に於ける基礎的團體である。村治も教育も衛生も皆この同行組の活動にまつことの多い現状である。

4 同行組合農事改良組合

特に農事の改良發達を圖るため、各部落單位に設け村當局、學校、農會、産業組合等機關の指導統制のもとに三十三組合共よく活動し相當の成績を治めてゐる。知事、郡農會長、村農會長、學校長等より選擧さる。

5 同行組婦人會

部落單位として産業、衛生、教育等諸般の改善發達に努めてゐる。毎月一回部落内に會合し村長、學校長、學校職員等を招き、會食懇談裡に、目的達成を圖つてゐる強固なる婦人團體である。

6 園藝組合

本村農家副業の奨励をなし、物質生活の安定を圖り、併せて田園趣味を養ひ、以て農村生活の安固を圖る目的のもとに村内同好者相寄り創設したもので、本校の指導によつて各種の事業を遂行してゐる。

7 婦人火防組合

全村主婦を以て組織せる團體で、消防組並青年團火防部と連携して防火思想の向上と之が實際施設を指導してゐるもので、主なる事業として各戸に灰置場設置、竈、煙突改善、火防宣傳、見學、視察等を行つてゐる。

8 自警團

國民自治警察の達成を期し警察機關を援助し、官民親和の實を擧げるため、本村民皆會員として村長、學校長、職員、同行組長等役員として目的の達成に努む。

9 婦人農談會

全村農家主婦を以て組織せるもので各部落毎に支部を設け、毎年數回農談會を開き、又農事視察、農事講演會、農事活動寫眞等各種の催をなし、農村婦人としての啓發に資してゐる。

結語

以上は、まことにさゝやかな歩みのあとを示したわけであるが、これが我が全村教育の姿の一部面である。示したもの

は全く平凡なものではあるが、私共は常に確固たる信念と周到な計畫のもとに、地味に着実に、その実績をあげること
に努力してゐるのである。全村教育經營を目ざしてこゝに十年、その間の微力が今日幾分か報ひられ、その実績が多少
なりとも顯現されつゝあることを喜んでゐるのであつて、こゝに示し實際は、その一横断面である。訓育を徹底せしむ
る方案としてはあまりに特殊的であり、新鮮味をもたぬものではあらうが、これが我が校の方案であり、實施しつゝある
現實そのものである言ふまでもなく訓育は理論上の問題でなくて、實際上の問題である。私共は「平凡に徹する」とい
ふことが、この問題を解決する一つの鍵であり、教育經營上のすべてに亘る方法的原理の一つなることを自認して、益
々この実績をあげること精進したいと考へてゐるのである。

こゝに示した實際には、訓練そのものに直接關聯しない様なこともあり、紙數の制限をうけたため、説明が不足し、
間口のみを廣げて奥行のないかの様な處もあるが、大方の御推察をいたゞき、御批判を仰ぐことが出来れば幸である。

時局に鑑み訓練上特に努力すべき點如何

綾歌郡岡田尋常高等小學校

第一章 日本精神への訓練

第一節 日本精神への還元

思想國難經濟國難更に外交上の困難、これ等の時艱に對し我等國民は其の光輝ある歴史の示す事實より見て、必ずや
彼の獨逸國民が祖國を塗炭の苦みから自らの力によつて更生せしめ得た偉大な力にも比して、更に遜色なき偉大なる民
族として、不撓不屈あらゆる艱苦に堪へ、國民一致の力のもとに、如何なる國難をも克服して光榮ある獨立を完うし得
るものと信じて疑はない。

何れの時代を問はず、國家興隆の際に中つては、時代の指標は嚴然として存するを見る、幕末維新に際しては尊王攘
夷があり、明治初年には文明開化があり、日清戰役後には臥薪嘗膽があつた。教育に關する勅語、戊申詔書、國民精神
作興の詔書、今上陛下御登極の始に賜はりたる勅語、今次の聯盟に關する詔書は、何れも時世の指標を垂示し給ひ、國
民の趨向を明示し給へるもので、御聖慮の存する所誠に感激に堪へない所である。

非常時に遭遇せる日本國民は、内に強く國民精神を振作し、之が障礙たる外來思想より來る唯物主義の撲滅を期し、

國民信念の涵養に力め、弛緩頹變に傾かんとする國民の意氣を振作しなけれでならない。

現下非常時に於ける日本國民の指標は正に、「日本精神への還元」でなければならぬ。實に日本國民はその優秀なる民族性によつて、昭和の國民として建國の精神の體現こそは中心念願であらねばならない、宏遠なる我が建國の精神を時代に即して生々發展せしめ、以つてあらゆる難局を打開する根本責務を有してゐる。しかして熱し易く冷め易き國民性の欠陥を矯正して、堅忍持久困苦欠乏に堪ふる、克己の生活の訓練を體得すべきである。

第二節 日本教育の確立

非常時日本の教育の姿態は、あるものを、あるべきものへ轉向を企て、更により内的なものへ見直し、實行實動、行持の生活への營みでなければならぬ。即ち過去の誤れる外來教育を是正して、學的には民族教育學的自覺の下に日本精神への教育へ。更に事實的教育の開拓により具體全體の立場に於ける教育へ轉向をはからなければならぬ。

非常時日本の國策の積極的方面は言ふまでもなく教育の改造に外ならない、教育改造そのものは、軍備充實、經濟立國に對し一個の原動力であることを忘れてはならない。而して現在我が國に於ける教育根本改造の原理は「日本精神」に外ならぬ。

第三節 日本精神の特質

日本精神は建國の精神を理想として、三千年來練磨を経たる日本民族性の精髓である、而して又日本文化の原動力である。本來民族性と國民性とは必ずしも一致しないものであるが、我が國に於ては大和民族が宗族として、其の本來の特色たる同化性綜合性によつて、各種民族を統一したもので、我が國に於ては民族性と國民性とは略一致するものである。

る。

民族理想たる建國の精神とは、一、我が國は萬世一系の天皇の統治し給ふ國である。二、皇運は天壤と共に無窮である。三、王道を以つて政治の大本とし給ふ國である。四、上は皇祖祖宗の宏遠なる肇國の御理想と深厚なる樹徳によつて發達し來り。五、下は臣民の祖先が克忠克孝億兆一心以つて皇運を扶翼し奉り、以つて今日の善美を濟し來つた國體の精華である。

國民の理想は久しい國民生活の中に根強く培はれ、その信念となり國民性をして益々純化し特質を發揮し來つた。日本國民性の特質は、人我一體觀上に立ち、忘我的、犠牲的態度であつて、即ち、各も各もの上に神のましますことを忘れざること。常に有難くなつかしみ思ふ心を以てもの事に對ふること。己が受持を通して世の中を提げ追ひ進むこと。清明心を以つて汚を穢ひ其の中より美はしき（眞善美）ことを生ぜしむること。道と事とを明らかにし「すめらみこと」をして彌々「すめらみこと」たらしめ奉りその御光を仰ぎつゝ相扶けて「みこと」となし合ふこと。（箕博士）又忠君愛國の精神厚く。祖先崇拜家名尊重の念強く。現世的實際的であり。草木を愛し自然を嬉ぶ。樂天。洒落。淡泊。瀟洒。纖麗。纖巧の特色を有し。清淨潔白を貴び。禮節作法を重んじ。溫和寛恕の心性を有す。（芳賀博士）又陽性樂觀の精神的態度。正直廉潔の本具的性向。綜合統一の精神作用。淳化超上の思想的傾向。仁惠愛憐の對外的發露。大勇威力の正義的敢行。（井上博士）又正義に敦く勇氣に富み。仁愛に敦く。禮儀を重んじ。至誠の心強く。名譽を重んじ、忠節を盡すの念が強い。（新渡戸博士）

これ等の性格こそ太古以來、我が大和民族の血脈の中を流れ、漸次培はれ益々鞏固となつた國民の信條に外ならぬ。而して事實の存する限り、他面に於て短所弱點を有する例にもれず、この美はしき精髓の反面にも弱點は存してゐる即ち具體的に言へば、身體物質に關する正しい理解を欠き、隨つて經濟産業の發達未だ不十分であること、理知特に科學

的精神が劣り、随つて客觀的合理的に物を考へることが不得手、創造の形態が模倣受容に傾く、發動が一時的極端であり、随つて平時に於ては無關心で力が弱く線が細い、家族及び國家に對する以外の社會に關する自覺及び社會的訓練が不足してゐる、過去を重視する、他律的なること、過激なること、皮相的なること、男子本位なること等は反省すべき點である。

第四節 道德教育一元

我が國體は我が國民理想が、我が國民性の上に自らなる姿に於て成立したものである、我が國教育に於ける根源的な仕事は、我が國民理想の顯揚と、我が國民性の發揮により、根本を培ふことによつて益々我が國體に關する正確な觀念と、國體擁護の牢固たる信念とを養ふにある。

小學校に於ける道德教育、國民教育は一切知能の陶冶の上に於て一貫透徹すべき教育態度であらねばならぬ。即ち小學校の目的は各々獨立せる道德教育、國民教育、知識技能の三方面にあるのではなくして、兒童をしてあらゆる物に對して、日本人としての感じ方、考へ方、見方を常に正しく持ち得る人たらしめることによつて、日本文化を體認し、日本民族理想の實現、日本國體の擁護を自己の生活を通じて企圖する、よき日本人たるの基礎を陶冶するための道德教育國民教育、及び知識技能の教育でなければならぬ。

かくして教育の眞意義は道德教育にあり、道德教育は又國民教育としての道德教育でなければならぬ、故に小學校の教育目的觀を多元的に眺めて、之に對し各特別の教科を配し、又各特別の施設をなすものにあらすして、一元的な目的觀に立たなければならぬ、これが今日の教育改造の中心點である。

かゝる見地からして、日本には日本獨特の教育が確立さるべきで、特殊な國體を有し、獨特の傳統的精神を有し、獨

自の歴史を有し、而も特殊な土地、特殊な世界的地位を持つ日本に、獨自な教育が確立されなければならないことは言を待つまでもない。吾人は輸入教育の弊から脱して、今こそ日本教育の建設を企てなければならない。

第五節 日本教育の根本規範としての教育勅語

日本教育は、我が國民文化存續發展擴充による、國民道德の發展を終局の目的とするものである、而して日本の道德並に國民文化は、教育勅語に示された御聖旨を以て粹とし、凡ての文化財は何れも御聖旨を奉體實現することの内容となり得て、始めて日本文化の眞價を發揮し得るものである。故に生活に必須なる知識技能は、我が道德理想を啓發し培養し振作する内容をなすものでなければならぬ、かくして國體の精華が教育の淵源として、永久不動の眞理として垂示し給ひ、國家安危に際しては、正に奉公の精神を顯揚すべきことが示されてゐる。

第六節 日本精神發揮の訓練上留意すべき點

- 一、教育作用の全野に於て、日本民族理想、民族性を深く強く育てることについて努力する。
- 二、教育者自ら我が國體の尊嚴を體認し、國體信仰を有し鞏固なる國體擁護の念願を有すること。
- 三、教育者自ら我が國民性の體現に向つて、ひたすら修養を積み、教育者としての自覺と識見を有すること。
- 四、國體の尊嚴に關する明確なる自覺と、鞏固なる信仰とは、回顧的過去への理會憧憬としてではなく、將來益々發展して行く我が國體に對する信仰たらしむ、而して天壤無窮の皇運扶翼の信念を果すことを自己の使命と覺悟する。
- 五、國體信念を養ふに際しては、感情的言辭を以て宗教的信仰を強ふるのみに止まらず、唯物思想、社會主義的思想の横溢せんとする社會に備ふる用意あるべきこと。

- 六、西洋の國家思想と、日本の國家の本質とを合理的批判的な考察に徹底せしむること、而して彼の尺度を以て我を律することなからしむ。
- 七、感情教育を重視し、國民性の長所たる自然的本能的感情と、文化的理性的感情との綜合統一によつて、熱烈にして深厚な感情の持主たらしめ、これを動力として獨特な日本文化、即ち道德、藝術、宗教を創造せしむる様導く。
- 八、教育者は國民理想を兒童に培ひ、日本國體、日本國民性、日本文化の特殊性を通じて世界文化に貢獻せしむ。
- 九、國體の尊嚴を確信せしめ、國民性を理解せしむる教材資料を重視すると共にこれを補ふ。
- 一〇、各種の機會に於て國體の尊嚴を合理的に理會せしむる様努める。
- 一一、祝祭日等に於ては國民的行事を通じて、國民性國體觀念を養ふ。
- 一二、各科教授又は講演に於て努めて諸外國の歴史的事件、國勢、國民性を日本と對象して批判せしむ。
- 一三、敬神崇祖の念を養ふ。
- 一四、學習指導及び施設に於て物質偏重の傾向を矯正することに努む。
- 一五、圖書館に國體、國民性、國民道德、敬神崇祖の思想に關する讀物を備附け閱讀せしむ。
- 一六、實學を尊重し、鍛鍊實踐實習等を行ひ行的修養をなましむ。

第二章 社會的訓練

日常の道德的生活に於て、縦の關係に於ける道德の尊重と共に、日本人の缺陷たる個人對個人、個人對社會の横の關係に於ける、普遍道德を尊重し社會訓練に徹しなければならぬ。我が國今日の政治、經濟、思想等の行詰りの眞因は唯

物主義横溢し利己主義に墮し個人主義が強く働くため、國家社會に對する自治的公民的自覺が欠乏し、責任感が薄弱となり、家族制度、市町村、國家、其他各種團體の發達が阻害されてゐる。

由來日本人は共通理想のために小我を捨て、家族のために犠牲となるを辭せず、世界に比類なき天壤無窮の皇運を扶翼し奉つたのである。この自覺に立つて時弊を匡救し協同社會精神の自覺に生きるには、

- 一、今後の小學校に於ける徳性の涵養は、徳目の本體には従來と變ることなきも、其の作用については、より社會的に獨立自治の國民公民としての責任感念と、これを達成する徳性を涵養しなければならぬ。
- 二、従來の教育が學習指導及びその内容に於て、個人主義的立身出世を希ひ、功利主義、物質偏重の傾のあつたのに對して猛省が加へられなければならぬ。
- 三、己を知ることとは結局他人に於て己を知ることである、社會に於ける個人といふ關係に依つてでなくては個人の自覺はなく、個人は單一の個人でなく總體であり社會である。個人とは社會の個人である、社會化への唯一必然の道は其儘個人を深化する唯一の道で、ここに個人と社會との關係は自覺さるべきである。
- 四、人我一體の家族的協同犠牲の精神を更に、團體、學校、社會、國家の中へ擴充し特異なる協同社會の美點を日本の現代の社會に於て實現せしむること。
- 五、我が國の特色は、天皇を中心とする擴皇室の家族的全一的結合の共同社會たるところにある。我が國に於ける社會聯帶の思想の根柢は、眞に日本的なる家族一體、君民一體、君國一體の特質より胚胎するものである。
- 六、學校に於ける社會訓練は、學級、學校を一の小社會として先づ學校、學級が一體となり、全校一體の實感に於て共存共榮の聯帶意識を根柢に自治共同の社會的訓練を實行しなければならぬ。我が國現在の學校は利己的個人的色彩濃厚にして、他人の苦惱を直ちに同情出來ない様な、不道德が存在してゐる。

- 七、學校に於ける教育の理想とする、人格の自由と自律を、日本の國家に於ける共同社會的生活の中に於て、其の人格に正當な位置を得ることに見出さなければならぬ、而して眞の共存共榮は利害を超越したる人格の共存共榮にまで行くべきものである。
- 八、立憲治下に於ける國民教育は、獨立自治の公民又は國民としての責任觀念と、この責任を達成するに足る個人的及び集團的徳性を涵養しなければならぬ。
- 九、近時の産業組織は各種同業組合團體の組織を促進しつつある、しかしこれが協同社會としての國家的見地からして運用を誤らない様自覺せしめなければならぬ。即ち對立觀念にのみ立ち、自己の部門外に對しては殆んど顧みない様な場合極めて弱い社會組織を現出することを覺らしめる。
- 一〇、社會の進歩は成員が、各自の分業協力によつて、自己及び社會が發展するものなることを覺らしむ。

第三章 宗 教

精神主義の我が國に於て、國體擁護の信念が或は尙ほ薄弱なるを見るは誠に遺憾の極みである、即ち我が國に於て、共產運動の對策に異常の努力を拂ふにもかかはらず、危險思想を抱く者が、唯物主義の西洋諸國よりも多しといふ、その原因の一は我が文化の發達が外來文化の研究同化に待つ點の多かりしためによるも、又一面には東洋思想の深淵にしてしかも漠として、實生活を指導する力の薄弱なりしたため、かゝる運動に感染する傾向を多分に有する事實を示せるもので、今後日本人に日々の生活を指導するにあつては、現代的科學的宗教精神によらなければならぬ。

現在の教育の缺陷は、唯物的に物を眺め、物を物とし現象を現象として教ふるにある、物は心の象徴であり、現象は

精神に於て見て始めて價值があるのである、これを融合統一するところに宗教教育の使命がある、かくて人は一本の草にも宇宙の生活の律動を聴き、一粒の米も神の愛の象徴と觀るところに感謝の情が湧き起るのである。共產主義者中には宗教家なしと、

よろしく教育者は、一般的なもの特殊具體的なものに於て見、特殊具體的なものに於て一般を見出し、外的なものに於て見、内的なものに於て外的なものを見、有限を無限に見、無限を有限の中に見出し、神的なものを人間的なものの中に見出し、人間の本質に於て神を見、而して兩者を人生に於て表現する、かゝる見地に於て、我が國家と個人、君と民、家族制度を眺むる時、無限の歡喜の湧くのを覺えるものである、宗教の情熱のないものは竟に道德の眞の王國に入ることが出来ないといふ、道德教育は宗教教育に於て養はなければならぬ。

第四章 新教育方法運動より見ての訓練

第一節 新教育方法の動向

教育改革運動の動向は、具體的一般の意味に於ける教育本質の探究と、その實際化にある。民族教育學は民族即ち生ける具體的一般としての本質の上に教育學の再建を企てたのである、新教育方法は舊教育方法を有機的生命觀へと、立場を變更させることを企圖し、郷土は教育を機械觀より有機的生命觀へと立場を變更させる、何よりの地盤であり、プロヂエクトメソッドも、合科教授も、體驗學校も、生活學校も、作業學校も總て多くの分割された機械的な教育をその根源に引戻して、失はれた生命を蘇らせようとする企圖に過ぎない。

第二節 郷土教育より見ての訓練

教育を生活と考へる新教育に於ては、その生活を郷土に持ち來して、眞の具體的全體の立場に立ち、過去の教育の知的、機械的より來る、不生産的、非創造的、主知的、非勞作的、個人主義的、非經濟的の人間教育の當然陥つた、空疎な教育から脱却して、勤勞作業、經濟的生活、社會生活、直觀實驗觀察、具體的生活重視の訓練によつて、國民の養成を企圖するのである。而して郷土教育による訓練は當然勞作教育に包含される。

第三節 勞作教育より見ての訓練

考へることは行ふことにある、眞に勞作なき學習と訓練とはあり得ない。勞作教育は筋肉運動にのみ依存するものでなく、心身兩方面に關するもので、總ての學習訓練の基礎である。勞作教育は自我の本質を情意的に見、筋肉的作業は勿論、彼の靜かな味得による道念の閃きをも勞作と見る。かくて勞作は知識技能の發展方法であると共に、徳性の涵養に重大な意味を持つ。而して勞作は共同勞作社會訓練に於ける、人格の接觸によつて諸徳を培ひ得るのである。

第四節 農村教育と訓練

農村は穩健な思想、健康の産所として、又國防上重要な位置を維持する、「農村の振興は國防に次ぐ大事」であつて國の盛衰興亡は都市文明の爛熟による剛健の風の消耗によることを思へば、農村には農村としての特質を有すると共に職能がある。

農村に於ける過剰人口の都市集中は己むなき事ながら、農村の青年子女が嫌農思想を抱いて農村を脱走するその原因

の中には、從來の小學校に於ける教育の内容が、都市に偏し全國劃一に行はれた結果と、實業的訓練の不徹底に基因するのを挙げ得る。

今後の農村教育に於ては、農村救済開發の急務を念ひ、軍人、官吏に仕向ける訓練を改めて、農村振興の教育を農村自體の中より求めて、兒童の訓練を行ふと共に、海外發展の教育訓練の實施に留意すべきである。

第五章 考慮すべき訓練

第一節 訓練 觀

訓練はこれを教授、養護と分ち、三者各々別個の生活々動の指導に關するものでなく、唯一の具體的生活活動を、教育上から眺めた指導の見地であつて、これを三分することは、一具體の生活が抽象され概念化される處がある、實際教育に於ては、訓練なき教授、教授なき訓練は豫想することが出来ない。

訓練は正しい知的理會、純正にして旺盛なる感情の上に行はれる、意志生活の修練であらねばならぬ、これを理會と感情とを離れて、意志のみの鍛錬としたのは過去の過であつた。從來の教育がその努力に對して効を挙げ得なかつた原因の一は、知ることとをそれ自身の價值を越して遙に高く價值づけ、教授、訓練、養護を各別に見、知ること、行ふこととは、別々に陶冶し得るものと考へた結果による。眞に人格の内奥を揺り動かす様な深い陶冶は一如的的全的教育に於て可能である。

正しい教育は所謂教授時間中に、極めて多くの訓練を、而して訓練及びその施設の中には極めて多くの教授を必要と

することに目覚めなければならぬ。

第二節 教育精神と教師

児童の訓練は教師の人格の深さによつて決められると考へ得る、教師が自己自身を限りなく育て、児童と共に信じ、児童と共に働いて、實踐躬行彼等を導き、ひたすら向上發展の一路を進む熱意はよく児童の魂を育てることが出来る。

「児童は親や教師が言ふ通りにはならぬが、する通りにはなる」教育の全野に於て、教師の一言一行、凡て一貫したる修業者としての、人格態度から迸り出るものでなければならぬ。

教師の中には児童が愛の姿となつて生き、児童の内面には教師が敬の姿となつて生き、愛と敬とが信頼の一如の流れに相抱いて進まなければならぬ。

第三節 訓練方針

一、國民たるの志操を養ひ國家社會に奉仕する善良有爲の國民を養成する。

1 建國の精神、日本國民性の體現と、教育勅語、成申詔書、國民精神作興詔書の御趣旨に基き指導する。

2 常に國體を重んじ敬神崇祖の念を有する、善良なる國民としての性格を陶冶する。

3 獨一無双なる國體と、國民性を以つて世界に貢獻し、他の民族と協調し共存共榮人類社會を建設する精神を豫想して、國家觀念の理解に努める。

二、自治自律の精神を養ひ、共同自治の實踐指導に意を注ぐこと。

1 自立自營、自存自助の精神の涵養。

2 團體的作業によつて、團體内の自己の地位と、責任觀念を自覺せしむ。

3 團體的作業に於ては教師は児童と共に働する。

4 社會奉仕即人格向上の觀念の養成。

三、完教的情操を有する國民の養成。

1 感謝の生活をなさしむ。

2 皇宗を尊び、神靈祖先を崇敬せしめ敬虔の念を養ふ。

四、勤勉にして勞作愛好の國民の養成。

1 堅忍不拔克己の氣風を練習する。

2 勤勞愛好の氣風を養ふ。

五、質實剛健なる國民の養成。

1 艱難に遭遇せる際、自發自奮、全我を傾倒する態度の練成。

2 質素儉約の氣風を養ふ。

六、誠實なる國民の養成。

1 正義公正の氣風、忠實にして正直なる美風を養ふ。

2 禮儀を重んじ恭敬遜讓の美風を養ふ。

七、節約利用の慣習、國産愛用に留意せしむ。

1 學用品其の他の物品を尊重し、節約利用により經濟觀念を得させる。

2 國産愛用と國産改良、我國産業の發達に留意せしむ。

八、職業指導の訓練。

- 1 實習作業、其他の勞作を通して職業的精神涵養。
- 2 團體に於ける共働により、相互扶助の精神と職業觀を養ふ。

九、發達時期より見ての訓練。

- 1 青年期への發達過渡期に於ける訓練。情意方面の變動に備へ、感激性を利用して高雅な情操へ。
- 2 性による訓練。男子は特に剛健に。女子は特に溫良、貞淑に。

第四節 訓練の方法

- 一、各科教授の際特に訓練上の考慮を十分ならしむ。
- 二、自律自治を重んじ修練の計畫、實施を各自及び陶冶團體に於て實行せしむ。
- 三、自治的訓練に於ては兒童自治の範圍と指導の範圍とを明瞭に區別すること。
- 四、作業を重視する。
- 五、鍛練主義を採る。
- 六、一事を持久的に努めること。
- 七、機會訓練の徹底。
- 八、卑近な事實の練磨より校風の樹立。
- 九、消極的禁止はなるべく他方面へ積極的進取的指導に導く。
- 一〇、兒童個性環境長幼に應じ個人に適應すること。
- 一一、兒童をして希望に満ちた歡喜の生活をなさしむ。
- 一二、嚴格なると共に同情、寛容の態を持つること。
- 一三、賞罰特に罰について倫理的判斷を誤らざること。濫賞は慎む事。

第五節 訓練施設

一、訓練綱領。 感謝。勤勞。自治。剛健。

二、訓育系統案。 兒童發達、時代相、郷土民性を顧慮して。

三、國民信念、社會心、藝術心、經濟觀念の陶冶。

奉安殿禮拜—登校下校の際敬虔なる態度を以つて皇恩に感謝の誠を捧ぐ。

朝 會—伊勢大廟遙拜、點呼、敬禮、訓話、合同體操。

講堂訓話—毎週月曜、明治天皇御製奉誦、英雄偉人忠臣孝子の美談、偶發事項。

國旗掲揚式—祝祭日、十日、二十日

儀式及び記念日—四大節。地久節。 學校式。 奉讀式。 報告祭。

記念日。乃木祭、義士會、菅公、弘法大師、崇徳上皇、陸海軍記念日、時の記念日其他。

奉 讀 會—毎月三十日、尋四以上兒童勅語奉讀。

戰死者墓參—陸海軍記念日に於て。

慰 靈 祭—春秋彼岸に於て供養。

敬 老 會—毎年五月 慰勞學藝會。

神社參拜—毎月一日、早起參拜、 其他例祭、祈年祭、自治内容報告祭。

國民年中行事の重視。

私淑せる偉人を持たせること。

自 治 會—社會生活訓練、自治共同の精神、共存共營の精神、責任觀念。

決議機關—部落自治會、學級自治會、(尋四以上毎週一回) 學校自治會、(毎月一回)

議事事項は會長より兒童に周知し實行又は反省せしむ。

實行機關—體育部。體育、登山、遠足等の計畫實行。

學藝部。畫會、學藝會計畫實行、文集發行。

購買組合部。學用品の購買斡旋奉仕。

風紀部。學校の達示規定及び自治會決議の實行をはかる。

奉仕部。神社佛閣掃除、校地校舎の修繕整理、其他奉仕作業。

役員勤務

勤勞作業—自治、共同、責任、勤勞愛好、清潔整頓、奉仕の念、其他實業趣味。

奉仕日—校内及び社會に對し奉仕、神社佛閣の洒掃、公共建物の美化、道路修繕、毎月十日。

飼育實習—畜牛、養豚、養雞。

實習地、溫室、溫床、學校園、其他。

揭示教育—國家、公民的、社會的資料。

機會訓練—登校下校、教室出入、禮法、教室内、運動場、晝食、服裝容儀、言葉遣、湯呑場、傘棚、下足場、

便所、掃除、學用品、學校備品、集合解散、通行、時間勵行。

作法教育—高女に應接、湯茶の接待の實習。

郷土研究—勞作的社會的。

映畫會—映畫の持つ感化力利用。

看護當番—高一兒童、自治會役員として。

音樂會、學藝會、展覽會—創作發表、鑑賞。

畫會—自治會主催 毎月二回。

勤儉勞作—廢物利用、利用厚生をはかる。

貯金—毎月十日、二十日。

體育獎勵會

校内運動會—每月下旬

國技、團體競技、級技の獎勵。

校外運動、遠足—學年に適應せる配當表による。

強行遠足、耐寒遠足—鍛練を目的に。

水泳—毎年七月中旬より、參加兒童尋四以上希望者。

海水浴—七月下旬。

體育デ

檢閱—實行力を見る、月末大掃除、服裝、學用品、其他所持品。

時局に鑑み特に留意すべき點

香川縣女子師範學校訓導 花房新吾

自序

外交國難の打解に對しては、舉國一致、正義宣揚に徹底しなければなりません。經濟國難の打解に對しても、結局國家全般から考へられねばなりません。思想國難は、全般に根強く漲つた重大な問題であるが、その根本は日本國民たるの自覺による外、解決の道はないと思はれます。今こそ一切が、國民としての自覺の上に、統制されねばならぬ時だと考へた私は、先づ第一の問題として、自分を、この自覺に導くことが、自力更生の根本條件だと考へ、眞劍に内省致しました。もとより不十分であるとは存じますが、その結果として生れた訓練の目標が次のやうなものになりました。

― 兒童を日本人の子に、日本人の子孫に、日本國の小國民にとりかへすこと ―

右の様な目標のもとに、學校訓練實施の精神的方面を綴つたのが、この一篇であります。根本に根本にと考へて見たために、視野が狭くなつたこと、自己内省、自己内省と進んだために、獨斷に陥つていつたのは恐入りますが、施設活用の根本條件は人であり、人の協同であり、つまり人でありますから、この見苦しきも、更生のものがきとして又己むを得ないと思ひます。

一、訓練に於ける最高目標の確認

(1) 教育上より見たる時局

一切の事は心の持ちやうで如何様にでも、解決出来ると思つてゐる私には、所謂、思想國難、經濟國難、外交國難と並べたてて、叫ばれてゐる中に、思想國難が、最も根本的なものとして、關心される。

しかして思想國難の打解即ち國運發展の光輝ある國史を展開させてゐる祖先を持つ私共には、必ずや、この現在の思想國難が、打解されて、そこに、又一段と光輝ある國史の展開が實現されるものと、固く信じて疑はない。

しかし、現在の思想國難と、昔日のそれとは、大いに、その趣を異にしてゐる。印度思想の輸入、支那思想の導入の如きは、確かにその當時の重大問題であつたことと思ふが、之等は或る特定の少數者（僧侶とか、學者とかいはれる者）の手を通じたもので、その思想の發生地による偏見は、國民一般に及ぼす以前に於て、既に適當に處理されて居り、一般國民に接する際には、天地の公道である我が建國の大理想を、培ふ材料となつてゐるのが普通である。乃ち、外來の思想が、國民生活の全野に蔓る思想國難では、なかつたのである。

しかるに現在の思想國難は、廣く、且つ深く、國民全般の生活に喰入つてゐる。かく喰入つた理由は、もとより一口には考へられぬと思ふが、今その一部を考へて見ると、第一輸入の態度が、あまりにも不見識であつた。少しも考察といふものが行はれてゐない。ちやうど、自分をそれまで愛育して呉れた大恩ある親を捨て、目の色の青い、髪の色茶色、赤の他人を、そのかはりに頂いて、拜跪する態度である。間違のものは、こゝにある。

交通機關の發達は、彼我の距離を著しく短縮すると同時に、途中の危険を殆んど皆無の状態にまで進めたので、漫遊氣分の洋行者、街學者流の留學生を續出せしめた。數に於て昔日の比でない。而も渡海に命をかけて文化輸入につとめた昔の留學僧侶學生とは、質に於て、態度に於て、大いに異なる所があると思ふ。間違は益々増大するわけである。

而して之等の者が説き且つ實行するところのものは、所謂、個人主義、實利主義、又はそれより作りあげた社會觀、國家觀より出たものである。

眼前の利に走り大局を見ることの難いのは、萬人の通用性であるが、ことに徳川三百年冬眠の間に築かれた西洋物質文明の進歩を一時に並べたて、之を背景にして弱點につけ入れられては、一般民衆として信仰的に、隨喜するのは無理もないことであつたと思ふ。

最近思想國難として、國民全般の憂の根源をなしてゐるものは、もとより上述の如き簡単なものではないが、この眩惑に酔へる者共の上に、工作せんとしてゐるものであることは、明かである。しかしながら最近の世相には又、自らなる特性を見出すことが出来る。打續く經濟界の不振は、益々深刻の度を増して國內的にも、國際的にも、何かしら不安の空氣を醸成してゐる。殊に國際間に於ては愈々關稅障壁を高め、プロツク結成に努力する陰に、何かしら不氣味なものを思はせてゐる。

人には、この陰慘なる不安状態に蓋はれて、空虚な姿になつてゐる。之れ限りある人間を根據としたところの、まことにたよりない個人主義思想を根柢として興つたものを信頼したもの、當然味ふべき運命の必然であると思ふ。我等には永久に發展して熄まぬ大生命がある筈だ。傷ける者、惱める者、酔へる者、而して自棄の状態に到つてゐる同胞をこの大生命に蘇らせよ。と叫ぶものである。

この大生命とは何か。それは誠に大きな問題で、私如きが一口にはいへぬが兎も角も「我は日本人なり」と覺る時に、油然として、現出する大精神にして、所謂日本精神である、思想轉換の曙光は見えた。自力更生の偉大はあがつた。す

すべての者の足並の揃ふ時は到つた。今こそ日本人を、眞の日本人に、とりかへず時である。我等に與へられたる非常時とはこれだ。

(2) 日本精神による自己の統一

私の解する日本精神の眞髓は、絶大なる愛である。時間的には古今を貫き、空間的には東西に亘り、而も序を追ふて進展する所、天地の間に、遍滿せずんば已まざる性を有す。その發するや、常に人のために出づ。而も全體のために發す。その極る所、遂に、己を空うしてなほ省みざるのみならず、なほ子孫をして、發せしめんとす。正しき愛、力強き愛、一切を生かす愛、何といふも、其の實體を現はしかねる絶大なる愛である。

試みに神武天皇の御事業を見よ、更に第一代天皇として御即位の禮を行はせられたる御態度と御精神を見よ、吾等の祖先、即ち當時の臣民のために御自ら言語に絶する苦難と戦ひ、之を克服したまふ。而して聖慮は、御詔勅を昭々、宏く宇内を家となし給ひ、又遠く祖神に對して大教を宣べたまふ。乃ち愚考するに上に對しては謝となり、敬となり、下に對しては無極の慈となるを見る。

爾來列聖、この大精神を益々深め廣め、帝國をしらしめし給ふこと、茲に三千年、國民も亦天恩の鴻大なるを悟り、こゝにも亦、呼應したる愛の全健なる教育を見る。

「君が代は、千代に八千代に、さざれ石の巖となりて苔のむすまで」と聖壽萬歳を希ふところの君に對する愛は、敬愛に進みて尊王となり、忠君となり、事ある毎に、益々勇の發達を促して義勇となる。而も義勇の極る所、一個體の生命を絶つて、天壤無窮の皇運と共に、永生せんとする奉公の道を悟る。絶大なる愛は遂に、道（實踐である、精神のみではない）を生んだのである。斯の道の精神を人は犠牲的精神と呼んでゐるが、この語が意をつくしてゐるとは思はない。

皇上は「克ク忠ニ」と仰せらる。

以上は、君に對する方面を、極く簡単に考へて見たので、もとより十分でないのは當然であるが、確かに本幹の片鱗だけは、つかんでゐるつもりである。つかんだと言つても、かう思ふとい程度ふでは未だ眞當のものではない。身に行ふ即ち、體現する所にあるのだといふことは、とより承知してゐる。

次を急ぐために少しくこの精神の種々相を見てみよう。
武家政治七百年の状態は建國の精神、祖宗の制に悖り政事形態上一つの大きな變異を見せてはゐるが、愛を恩と悟つた武士は、恩に報ゆる愛の發現として、所謂武士道なる精神を組織創造してゐる。質素儉約武技を鍊るの事實は當主に對する報恩、即ち愛の時代的形式に外ならぬ。武士たる者は、その従士たると、旗下たると、藩士たるとの論なく何れもある組織内に於ける一機構として、全組織の生命を生命として存在してゐたものである。上下の關係に於て恩を忘れざらんとする努力は、恩義といふ言葉を生む精神を作つてゐる。横の關係に於て、卑怯未練をいやしめ、名譽を重んじた事實は、上當主を中心としてなる全組織に對する愛の純粋性と、より熱烈ならんことを競ふ、日本人らしい競争心にして何れも日本精神の眞髓たる絶大なる愛の一部面であると思はれる。但し目標にあやまりのある限り無極の發展は遂げられない。

政權を握り、法を行ひ、土地人民を領有して、宛然一つの大組織をなした徳川幕府の如きは、外人の眼には一つの國家の如き認識をされるまで到つてゐたが、變異はあくまで變異にして、一切が天地を兼併する建國以來の絶大なる愛に目覺めたる時、案外詭く瓦解して復本來の大組織にかへつたのである。

徳川末期、町人の中に現はれた仁狹の精神も、愛か正義に燃えた姿と見ることが出来るし、農民の土地に對する執着も人情小説に道義の觀念が深刻に味はされるのも、皆この愛の現はれと見ることが出来る。

世が明治となつてからの愛は、愛國となつて現はれた。かの征韓論の如きも愛國の方法論とも見られる。國民一般が今日に於てもなほ政策に於て破れた西郷を崇拜する所に、日本人の特徴を残してゐると思はれる。物質文明によつて日本精神は消磨されたのでは決してない。唯其の絢爛の陰に、沈潜してゐるのだと私は見る。

一度外國との關係逼迫するに當り、絶大なる愛は或は隱忍自重するの精神となり、或は勇躍國難に赴くの精神となつて發揮された。皆之れ、皇運無窮の發展、即ち我民族永遠の發展を期圖する國家愛の正義に燃えたる姿である。

先に 先帝陛下國際聯盟に参加を許され、使臣をして世界平和のために、正義を宣揚せしめたまふこと、並びに、今回畏くも國際聯盟離脱の天命を發布したまふこと、共に絶大なる人類愛の御聖旨と拜察し奉り、先にのべたる神武天皇の御詔勅と思ひ合せて一種いふべからざる感慨あるを覚ゆるのである。

文簡にして雜駁述ぶべきことをも盡さず、而も決して一言にて盡すべからざる事に對して、今要約など試みるは甚だ當を得ないわけであるが。絶大なる愛であると見た日本精神は少くとも、史上三千年。天地の公道と人情の自然によつて長養し來りたる総合的、發展的 大精神にして、かの一時的なる社會状態の一角より抽象されたる産物の比にあらず、之を醇化し、之を同化する使命と實力とを持つてゐる。即ち無窮に成長する所の國家發展の原理にして又社會發展の原理である。同時に一家發展の原理にして又個人發展の原理である。而して嚴然として生きてゐる事實である。私は唯一面を考へて見たのだが、現在に於て、又將來に向つて、同時に全体を体现されてゐる御方は、祖宗の皇統を踐みたまへる 天皇陛下であると確信す。

教育に關する勅語は、この大精神を發揮すべき日本道、主として日本國民道の本幹をお示し下さつたものと拜し奉る。其後、下し賜ふ所の詔書は、この大精神の發展を明かに御教示下されたものであつて、日本國民の時代的進展をお示しになつたものであると拜す。

故に、日本精神を發揮するといふことは、結局、聖旨を奉體格守することである。格守を形式の固守と考へてはならぬ。要は時代の進運に即して一路天壤無窮の皇運を扶翼するにあり。

(3) 最高目標は御聖旨

最近、しきりに訓練の再認識が叫ばれてゐるが、其の論は暫くおくとして、教育に於ける訓練の位置の重要さを明かに認識しかけてゐる事實に對しては賛意を表し、敬意を惜しむものではない。けれどもその目指す方向に於て、その實施する事項に對する態度に於て、實施の態度に於て考へさゝれる點が多々あると思ふ。

私は今少しく我國教育の實相について、考へて見ねばならぬと思ふ。吾々は徒らに空漠なる教育をして來てはゐないだらうか。自由教育、創造教育、體驗教育、勞作教育、作業主義、兒童中心主義、學習學校、生活學校、曰く何、曰く何と、所謂、新教育は次から次へと現出して來たが、果して如何なる人間を作らうとしての營みであつたか。猶現今、盛んに唱導されてゐる所の最も進んだといふ思潮によつて、經營されてゐる新學校とて、果して反省する餘地はなきか。目於て果して確固たる者を持つてゐるだらうか。私は文として掲げられたる目的の有無を問題にするものではない。國家的論にはその目的を下小學教育から、上大學の最高學府に至るまで法規として嚴然と示されある。故に學校に、別に何々と示してなくとも之を云爲することは出來ない。私の反省したいと欲する所は、その目的意識が果して學校の全般に經營の末梢にまで脈動してゐるか、どうかといふ問題である。

更に言葉を換へていへば、學校長の教育意識と經營が、又其々の學級を經營してゐる訓導の教育意識と經營の實際が眞に日本人を、眞の日本國民にまで教育するものになつてゐるか、どうかといふことである。

又言葉をかへていへば、現前の兒童が眞實、將來の眞日本人たらんとの自覺に目を追ふて目覺めつゝ學業に勵んでゐる

かどうかとの問題である。

教育の材料と教育の方法とに向つては目的達成のより時代的な、より完璧を期する要求により當然大いに新しい研究をするのが吾々實際其の道にある者の任務であるが、材料に眩惑され、方法によつて目的意識に累を及ぼすことは大いに警戒せねばならぬ。

明治大帝は開國の劈頭、五ヶ條の御誓文に於かせられて「知識を世界に求めて大いに皇基を振起すべし」と誓ひたまふ。然るに學者は、世の先覺者たる學者は徒らに新しきを競つて西洋思想の紹介これつとめ、選擇を嚴にせず無批判に謳歌して未だ思想の動搖してゐる者の前にさらけだした。これが、皇基を振起するに足るや否やそれが天壤無窮の皇運を扶翼するに役立つや、否や、の考察なしに國民の前にさらけ出す態度は以來、陸續として今日に及んでゐる。私は學問の自由を呪ふものではない。個人主義に立脚する街學者の態度を嫌ふものである。自國を忘れたる。無節操な學者に至つては其の地位が人々の信頼を受けるだけ、害毒は、深く、廣く、其罪甚しといふべし。

特に、職に教育にある者が現在の社會的名聲や利害關係に汲々として、徒らに他に牽制されて外見の美を整へ所信を斷行せず、心にもなき不徹底な所業に人の子、否、陛下の赤子を害ふは誠に寒心すべきことである。最近教育界に幾多不祥なる事件を勃發せしめたことは、我々として最も恐懼すべきことではないか。開國以來三千年幾多の訓練を経たる國史の成跡と、最近の事變に發輝されたる忠勇義烈の事實とに鑑みて、敢て悲觀説を立てるわけではないが、事態は容易に逆睹を許さない。經濟國難其れ自體よりも、それより到る一般社會に漲りつゝある不安定感の警戒を要す。外交國難についても略々同様の状態がある。

けれども、決して打解に對する不安のある者ではない。國難即ち試練と解する時、云ひ知れぬ精神力の湧起るのを感じ日本國史の然らしむる信念か。この次に來るものは我が帝國々運の一大躍進である。此の時に教育者の席末をけがすこ

とを得たるは千載一遇の好期、將にこれ發奮興起すべき時だと確信す。私は大いに先輩同僚の所信に聞き、嚴然たる教育の大精神を確立し關係範圍の總動員により、第二の國民を、よりよく指導するの方案を立て己の職責を果すことに於て自らも亦、眞日本人の一人として生きんとする者である。自分の信する打解の方法は他でない、一切のけがれを蔽ひ自ら聖勅を奉戴し、兒童をして先づ日本國民たるの誇りを自覺せしめ、日本國民として恥かしからぬ行動を起さしむるにあり。

再び思ふに、教育に關する勅語は、皇祖皇宗の御遺訓にして歷代天皇恢弘の大業を翼賛し奉りたる國民道を内含し、以後に下されたる詔勅、更に今上陛下によつて益々明かに示されたる大道の發展を添へて、嚴然として動かすことの出來ない興國的大國民道なりと拜察す。而も現人神、陛下の天命にして、他の何物とも比較すべきにあらず。とつて持つて天命を國民の自覺にまで導くに足るものをとるは、もとより可なりといへども己の日本人たるを忘れ、日本國民たるを忘れて、徒らに新奇を追ふことは大いに慎まなければならぬ。私はあくまで「勅語にかへれ」、「勅語にかへせ」と叫ぶものである。

更に經濟國難をかりに抽出して考へて見るに、吾等の祖先は過去に於て幾多の激烈なる國難にもよく耐へ、窮乏の中にも將來のために遠大なる計を立て、あくまで之を死守することによつて突破して居る。飢饉による國難、時の爲政者の政策による國難、國內的の國難と現時の世界的不景氣による國難と、自ら其處に異る所がある。國難の程度も範圍も性質も全然異つてゐる。一は生活程度の高くない國防の問題のない場合、一は好景氣の後をうけて殆んど無批判に生活程度を向上させた後で、國防上重大なる關係がある。一は自給經濟時代の國難で、一は國內的にも、對外的にも、交換經濟の發展せる時代の國難、今日の經濟國難は名の如く一身一家の問題にあらずして、實に國家の盛衰に拘る重大問題である。故に國家の大局に着眼して打解の方法を講ずべきである。一私人としての行動といへども、常に國民の一員とし

て統制されねばならぬ。國民一致協同して同じ目標に向つて活動を起す時、必ずや解決せられるものと信ず。所謂外交國難について、思出すことは先づ遼東還附後臥薪嘗膽十年の貴重なる歴史である。大命を奉じて逸る心を抑ししめ、正義を貫徹する實力を養ふに精進した。吾等の親愛なる父兄の時代である。「正義は必ずや貫徹し得る」といふことを信ずる國民は如何なる困苦に遭遇するとも、必らず正義を貫徹せしめなければ置かない國民でなければならぬ。敢て實力行使を禮讚するわけではないが、正義に協同し協働するものとは、共に、生を共にすべく正義貫徹に對して邪間立するものに對しては、之に汚されることのないだけの實力を養成して置かねばならぬことは火を見るよりも明かなことである。聯盟離脱に關する詔書を拜するに、聯盟離脱の後といへども聯盟離脱事情以外に於ける世界平和のための企圖には各般にわたつて、かはることなきを宣揚し給ふてある、實力養成といふことは世界の疑惑を招く恐れのある言葉で、使用を慎しむべきであるが、精神は詔書の御趣意に悖るものではないと思ふ。

以上くしく述べても、要は聖旨を體現することこそ現下時局打解の根本眼目であると信ずる所以の一端をのべたわけで、日本人を、眞の日本國民にまで教育するのだといふ意識を、教育事業一切にわたつて失つてはならないといふ要求である。之は國家の要求であり、縣の要求であり、町の要求であり、親の要求であり、教師の要求であり、兒童の要求であり、又あらねばならぬものである。

しかるに實際に於て今の一般社會環境は、なるが儘の姿で第二國民の養成には無關心であるといふよりも寒心すべき状態を以て進んでゐると思ふ。親たる者も、この大勢に吞まれて我子の教育方針を確立しかねてゐる状態である。學校は次第に教育の權威を失つて社會に阿る状態にかはり、その主義方針の徹底に眞劍ならずして徒らに、朝令暮改の小策に汲々とするに到つてゐる。之を新教育と考へてゐるものもあるらしいが、いやしくも小學校は現在の社會に捉はれて國民教育本來の使命を忽にしてはならない。それたがめには一校職員は同心協力、誠意聖旨を奉體し兒童のために先づそ

の父兄の覺醒を促し、延いて一村一町に及ぼし、少くとも兒童に關する限りに於て、確固たる教育環境を作り、全体の要請によつて兒童の小國民たるの自覺を促し、我國教育の精神を兒童の腦裡に打立てねばならぬ。

二、訓練に於ける學校目標

(1) 學校目標を再認識

今我々教育綱領として記載せるものを見るに左の如し。

- 一、教師は國體觀念を確保し、國民道德の具現に努むべし。
- 二、教師は兒童を愛し、理解し、犠牲的精神に生くべし。
- 三、教師は常に教育に關する理論的的研究を積むと共に教材に精通し、方法に熟達すべし。
- 四、教師は品性の修養に努め、文化價値の體認者、人格價値の具現者として教權を確保すべし。
- 五、教育的理解より見て必要なる限り兒童をして自由に生活せしめ、且つ必要なる限り權威の發揚に努むべし。
- 六、必要にして充分なる助成に努むると共に兒童の自律活動を尊重し、自主獨立、自由自治、の人格者たらしめんことを期すべし。

七、兒童の目的生活を重視すると共に、機械的生活を輕視すべからず。

八、常に油斷なくあらゆる機會を捉へて兒童教育の建設を怠らず、以て教育的努力の經濟を圖るべし。

九、兒童をして鞏固なる意志と、朗かなる感情と、聰明なる智恵と、健全なる身體の調和せる所有者たらしめんことを期すべし。

十、日本の一児童として町村の一児童として、家庭の一児童として又我校の一児童として、明く、直く、淨く、且つ、強く、生活せしむべし。

訓練方針として次の如き記載あり。

- 1 我民族固有の淨き、直き、明き、誠の心を培ひ、正善を愛好し、醜惡を惡むの性情を陶冶す。
 - 2 勤勞を尙び、質素に慣れ、事に堪ゆる強き意志を陶冶す。
 - 3 規律を重んじ、禮儀を貴ぶ、遵法の精神と報恩感謝敬神崇祖の精神を涵養す。
 - 4 團体作業になれ協同精神の發揮に努む。
 - 5 教師は實踐躬行、身を以て範を示し、児童の意識的無意識的生活の中に感應風化せしめ、以て徳化の實踐向上に努む
 - 6 全校職員は一致協同して、全校児童の訓育を擔當す。
 - 7 児童の個性觀察に徹底し、個別指導を重んじ、一時一事主義によりて児童の道德習慣を、不拔に養成す。
 - 8 下學年は教師の指導を主とし、上學年は自治を主とし、以て自律的生活に進ましむ。
 - 9 附屬小學校としての特質より來る長短を知り、善導宜しきを得。
- 訓練施設として

1 校 訓

當校の現況に照らし、訓練方針徹底の爲め特に左の要目を掲げて校訓となし、其の貫徹に努力す。

- 一、勇氣……………元氣よくあれ
- 二、規律……………きまりよくせよ
- 三、勤勞……………仕事にはげめ

2 朝 會

朝會は全校訓練の統一を計るため、毎朝始業十分前に之を行ひ、訓話、通達又は一齊體操を行ふ。

3 講 堂 訓 話

講堂訓話に於ては、國民志操を涵養し、校風を發揚し、兼て全校訓育上の統一を圖る。

講堂訓話の種類

- (1) 定 期
- (2) 祝日、大祭日、記念日
- (3) 其 他

講堂訓話事項

- (1) 勅語奉讀
- (2) 國體の闡明、國威の發揚、國民の自覺
- (3) 校訓を中心として、訓育上の統一を圖る。
- (4) 其 他

4 諸 會 合

學藝會、音樂會、童話會、體操練習會、共同體操、遠足旅行等に於ても訓練的價値に留意す。

5 神 社 參 拜

毎月十五日八幡神社參拜

九月二十一日白峰御陵參拜

伊勢神宮參拜（六學年）
入學及卒業報告神社參拜

6 社會行事

端午節句、七夕祭、雛祭、郷土祭典

7 慶弔慰問送迎

人情美の發揮に努む

8 個人指導

主事は、尋常科高等科卒業生に對し、一人宛談話、指導をなす。

學級主任は、擔任學級兒童につき、年一回以上、特別、引見指導をなす。

每學期一人宛成績發表をなし注意を與ふ。

注意事項

(1) 兒童の特性並に短所

(2) 復習、豫習、家事手傳につき

(3) 不良學科につき

(4) 將來の指導

(5) 其他

9 兒童調查簿

精神方面、身體方面、學業、環境等につき、調査し、更に指導方針を立て、個人指導に資す。

10 自治制

學級自治會、學友會等の活動

11 會食

毎日兒童と共に會食し、食事作法の指導及監護をなす。

12 貯金獎勵

節約を習慣づけんとす。郵便貯金、信用組合貯金

13 級訓、學級日誌

主任訓導の創意指導をなす。

14 作業

學校園學級園、動物飼育、各種當番、校具整理、大掃除、勤勞日、其他

15 監護

職員輪番に監護にあたり、一般兒童の取締りをなし、運動を獎勵す。

16 檢閲

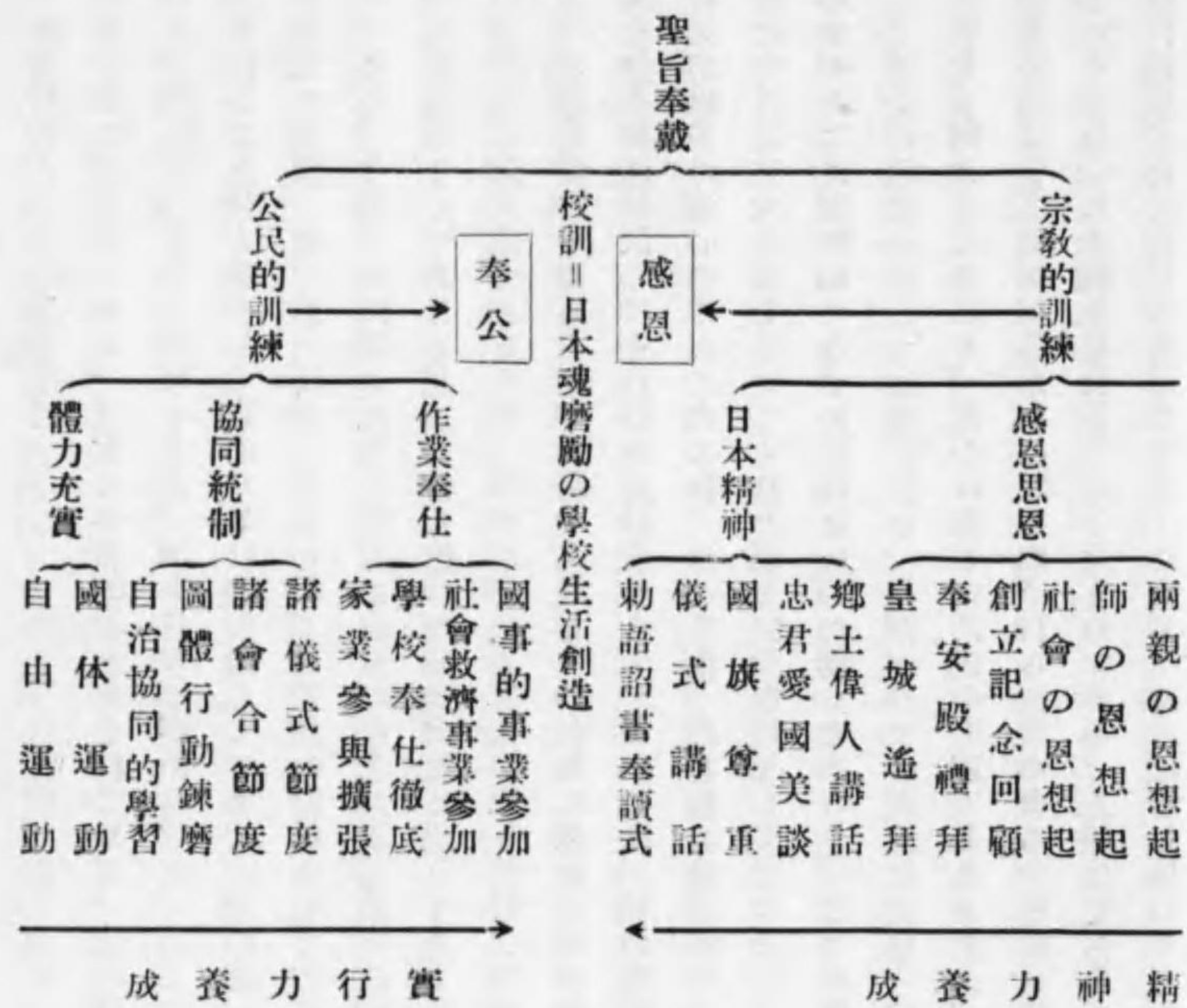
掃除檢閲

容儀檢閲

學用品檢閲

17 圖書館

鎌田共濟會、圖書館に通ひ、公衆道德を養ふ。



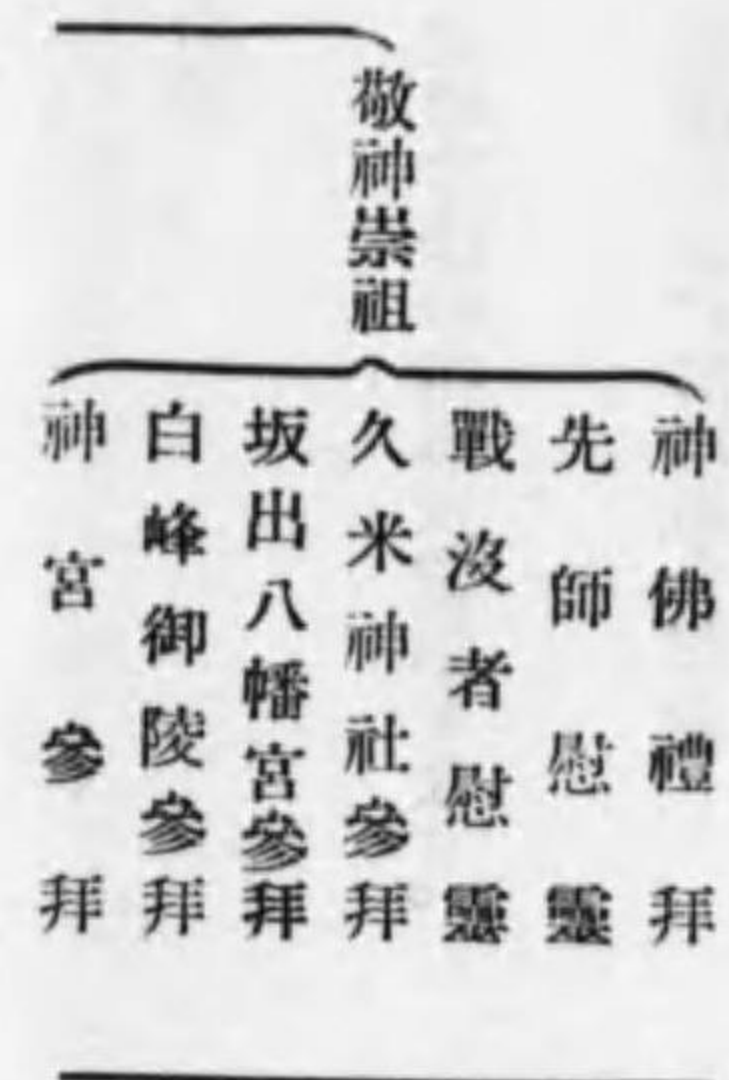
18 服 制

本校規定の制服を着せしめ、履物は靴とす。

以上の如き規定あり。一見誠に地味にして形式を整へず、更に書添ふべきものさへ添へず。形に於て貧弱其物の如くなれども其の方針に示された精神に於ては何れもこれ重要なもの、之を眞に學校の精神として、活動せしむることを刻下の急前なりと考へ、乃ち内校訓のみを組織的に組みかへて、これによつてすべてを活躍せしめんとし「勇氣、規律、勤勞」をあらためて「感恩奉公」更に誓詞「君父の恩を思ひ、規律正しく、元氣よく、御國のために學業に勵みます」を添へて、児童に示し、毎朝共に誓つて、全校その業務に勵んでゐるのである。即ち一切の行爲を君と親をはじめ一切の恩に感ずることによつて奮ひ立つものたらしめんとするものである。

(2) 實施事項の統合

イ、訓練實施の統合略表



ロ、統合精神としての感恩奉公

感恩は組織の原理である。兒童に必然的に具有されてゐて、之の自覺さるゝ所遡つては、無始の過去に至り擴がつては其の界限を知らざる精神である。而も自ら序がある。

之を悟ること最も近くして自然なるは親に對してである。親の親、祖父母の恩はいはすもがな。兒童に於て次第にその祖先に及ぼす時、君民同祖の我國に於ては當然の歸結として、天祖を見出すのは國史を學んだものには當然すぎる事である。今陛下の鴻恩を感じる兒童が自らの祖先が皇祖祖宗の御恩を受けて、己をして今日あらしめたことを知るは又當然のことであると思ふ。かく悟つた時如何なる思をするであらうか。

己は近所の幼友達の恩をうけ、學校に於ける友人の恩を受け、先生の恩を受け、書籍を作つた人の恩を受け、一切の人々の恩を受けてゐると悟つた時、又果して如何なる思をするであらうか。

恩を知る範圍は決してそれのみには止まらず、やがては一切の物にも及ぶことであらう。祖先が幾多の苦心を重ねて衣る物、食べる物、住む物の進歩から一切の文化を作り、或時は一命を犠牲としてこの帝國を今日の盛大にまで導いてくれた恩を悟つた時果してじつとしてゐることが出来るであらうか。

必ずやそこに何物かやらずに居れない心が湧くであらう。こゝに湧き起る心を實行に導く所を奉公と名づけたのである。奉公の道は小にしては家に向ひ、稍擴がつては郷土に向ひ、社會に向ふ。愈々極つては國家に向ひ更にのびては國境をも越えるであらう。奉公は正しい活動の原理であると思ふ。

感恩の道は當然教師が導かねばならぬ。自ら程度がある。程度を越えると意味をなさぬ。誓詞の中に『君父の恩を思ひ』としたのは上級生を目標にしたものである。上級生を目標にしたには理由のあることである。

現代利益社會的色彩の濃厚な中で、この考へは或は解し難いことかも知れぬが人は早晚、この心を悟る時に至ると思

ふ。所謂協同社會といふものもこれによつて結ばれたる社會によく似たものではないかとも思ふが、やはり一般的な概念で我が國の國家社會組織の状態を示す明瞭な組織を持つてゐない。感恩奉公の精神を校訓に選んだのは、日本人に通用する、而も日本國家組織を内面から支持する發展的原理であるからである。

感恩は被る恩であつて被せる恩ではない。妙なことをいふが、馬方の牛五郎が神崎與五郎に訛請文を書かせたといふ話は一面この間の消息を物語つてゐると思ふ「幾ら〜で待遇するから私の學校へ來て呉れ」と言はれた場合「はいそれでは御厄介になりませう」といふ者が世に果して幾人あるだらうか。いくら外來思想の影響をうけて、面目をあらためてゐるとはいへ、少くとも教職にある者の中には恐らく一人もあるまいと思ふ。

奉公は捧げる差上げる姿であつて、反對給付を持つてゐるものでない。家に捧げ家によつて町に捧げ、町によつて次第に高所に進み、心はついに日本民族最大の理想、天壤無窮の皇運と共に永世する大生命に歸するのである。

先に感恩がやがて奉公となるといふことをいつたが、私の思ふ所では感恩の情を起させる根本の所を、つきつめて行くところに見出すものはやはり大生命である。例へば家といふものを假りにこの大生命とするとその家に生れたものは家といふものの恩を感じなければ責任も名譽も感ずることなく唯々其の時に起る心のまゝに、勝手な行動をなしつゝには家産を破り守る所は次第に薄くなり、最後は生理的生命をも失ふに至る。こんなものが全家族となればそれではその家は破滅である。ところがその反對にその家の生命を感ずるものが一人でもふみ留まつて、家運の振興につとめることになる、その家は結局その次の代にのびるのである。その人の行動はその家の生命となつてその代まではつゞくわけである。家は生理上の制限から子供の生れない場合には絶滅することがあるわけだが、國家に國民が生理上の理由から絶滅するが如き場合は相像出来ない。この方面は自ら問題外である。國民が國恩に感じ、國家に奉公する時國運はそれだけ進展する。我國家をこの考へより見る時 陛下は嚴然として、この大生命を顯現したまふと愚考す

る。國民はその大生命の自ら放射したまふ絶對の愛を感じる時絶大なる國恩を知り、日本國民と生れたる誇りと責任を感じ奉公の實を致すに至る。かくて自らを大生命に歸せしむる時大生命は益々其の大いさを増し、強さを増し存續發展の力を増す、これを形の上より見て國運の發展と解す。

然して理屈ではなく人情の自然である。自然といふ意味は、捉はれたものでないといふことである。財といふものは人の欲するものだから、これも人情の自然であらうといふ者があるかも知れないが、これは自然でなくて、迷ひである場合が多い。元來方便であるからその程度をすぎた場合は正しく使用されず、かへつて其の人をあやまらせる。感恩奉公の道によつて生かしたいものである。自然の道は木に例へれば樹幹のやうなもので、方便の道は枝葉のやうなもので何かの都合で枝葉だけが繁つたまゝで、本幹が繁らなかつたなら危険である。枝葉の働きは本幹に歸してしまはねばならず、葉が働いて本幹を養へば葉は満足して散つてよいわけである。(例であるから葉と本幹との關係はすべてを説明するものではない) 親がその延長である子を愛し子がその根源である親を敬愛するやうなのが人情の自然といふ意味である。私の今いはんとする所は方便であるところの物質的な枝葉の繁茂による重荷によつて失はれたる自然を再び取りかへした所から出發すべきだといふことだ。ちやうどいくら文明になつても人の子は必ず赤ちやんで生れて来るやうに、そして其處にこそ理窟でない理窟が見える。以上のやうな意味に於て感恩奉公を我校訓練實施の根本的態度としたのであると思ふ。そして規定を根底といふ實施可能な状態に組直し、職員全部の協同一致と、少くとも保護者會と保護者各個との徹底的な連絡によつて、外貌の如何に關して焦慮するを慎しみ、大いにその根底から養はんとするものである。根底といふ意味は行爲の意味で精神的な根據である。

我校の兒童は素直で、溫和で、他を犯すやうなことはないが同時に弱々しくて困る。創立の日が浅いので果して教育の効果を實證するに足る材料はないが、どうも強いといふ感じが無い。「正なれ善なれ而して強なれ強ならざれば善を行ふことを得ず」といふ教へがあるが誠にその通りで人としても國家としてもかくなくてはならぬと思ふ。感恩奉公を選んで校訓とした理由の最奥は純な子供らしい所の校風を一段とすゝめて行爲の背後に自律的根據を持たせ意氣あり熱あり而して強さのあるものたらしめ、以て將來に向つて有爲有純なる國民たらしめんとするものである。

三、命令と服従に就ての考察

家とか、社會とか、國家とかいふ組織体はその組織体の存續發展のために、その組織の部分に對して必要にして當然なる要求を持つのが普通の事だと思ふ。この場合に於ける要求を大體命令と考へてその命令に合致する様自覺を以つて行動することを服従とする。訓練は外面に於ても内面に於てもこの要求に關係してゐるから、今暫く實際について考へて見たい。

世の中に「親の命令程純粹な動機より出てゐるものはあるまい」といふ考へは大體是認されてゐると思ふ。よしんばそれが現在の進歩してゐる道徳に伴つてゐない場合を考へても、子のために子の將來のためにとの念願から發せられる點に於て嘘言といへども、その時と場合を考へて見ると決して道に悖るものではないと思はれる場合が多い。子供等は斷じて信じ、これを行つて何等批難のなきものであると思ふ。

親の命令の信じられない子に親の貴い命令に服従の出来ない子に果して如何なるよい行が出来ようか、世には命令に服従することを、奴隸の道徳の如く考へてゐるものもあるらしいが、それは未だ半面のみしか考へぬ者の言ではあるまいか、大體命令は自己の意志を他人の行動によつて表現せんとするものであり、服従は他人の意志に自己の行動を以て適應する形をとる、然しながら命令者の意志が必ずしも命令者自身の利益のためにのみ働いてゐるとは限らない。多くは命令者の意志が服従者の意志たるべく換言すればそのやうに自發活動をなすべく願望することの切なるあまり嚴し

い命令の形をとつてあらはれるのが普通である。前者の如きは或は奴隸の道德をなすといつてもよからうが、親と子との關係に於ては子が親の利益のために働いたとて私はこれを奴隸の道德などとは毛頭思はない。寧ろ人の子の道として推奨してよいものであると思ふ。然しながら徹頭徹尾、自己の利益のために子を利用してゐる親が果して幾人あるであらうか、親の命令といふものは通例子自身の意志として行爲すべく願望するの餘り發せられるものであることを認めたいのである。例へば「そんなに遊ぶばかりしないで、もう少し勉強しなさい」といふ親は「私方のはどうしてあんなにいつまでも懲がないのでせうか」と訴へるのである。この時の親の命令の背後には此の命令を發せしめた理由がある。即ちその家の歴史とか、傳統の精神とか、現代社會の狀態から歸納された必要感とか、單なる名譽心とか國家の現狀にまで考へを及ぼして立てられた要求とか、あらゆる方面から考へてその結果ある原理とでもいふべきものを發見し、それによつて作られた考へか、種々雑多で必らずしも正しいもの理想的なものばかりでないことは事實である。

即ち親の命令の類は自己の斯くあらざるべからずと信する所を他の者の意志とし行爲とせんとする教育的なものである。少くとも教育の一機構を分擔すべきものであると思はれる。以上のべた如き願望による命令が命令を受けたもの、自己の意志となり。即ち自己自身が自己に對する命令者となる所に所謂自主自律の境域が展開されると思はれるのである。言葉の上の理窟ではなく實際に於て自己が自己に命令するものを内的命令とすれば、他に外的命令を考へることが出来る。人事界に於て兩親の命令や、學校や一般社會の要求や國家の法律や命令等がそれである。子は社會人は國民は素朴にいふと之に絶對の服従をする時先づ第一階級の自由を得るのである。而して其の命令を自己の其の地位に於ける本務であると、自覺する時即ち自己の命令となした時、更に上位の階段の自由を得ると思ふ。

人事界のみならず、自然といふ機構はある意味に於て我々に命令をしてゐると見ることが出来る。その秩序整然たる姿は示範の形に於て我々に組織を命令し、月星晨の萬物に光被する姿は他に及ぼす理想はかくあるべしと命ずるが如く

考へて見れば際限がない。我が皇祖は自然の命を感じて而も全體的な崇高な命を感じて、最も理想的な我帝國をお開きになつたのだとも考へられる。しかし自然の命は聲なき命令である。只さとるより外に知る方法がない。最もすぐれたものでなければ、その命令の存在さへも知ることは出来ない。まして服従することなどは思ひもよらぬことである。

昆蟲の飛ぶ姿を見て人間に空をとぶものを作れと悟つた所に現在の飛行機が出来てゐるのではなからうか、つまり理科せよとの命をうけて服従した結果と思ふことが出来る。これを發達の歴史から考へると、歴史が又更に進歩せよと命令を下してゐると思はれる。つまり自然科学にしても初めに天然自然の命をうけてこれを自分の命として、行動を起したもによつて開かれ、歴史と其後にうける自然の命との綜合された益々大きな命令によつて、益々進歩發達したので今後も際限なく發達するであらうと思はれる。

私は積極的に命を求めて已まぬ、すぐれて従順なる人間によつてのみ人間の世は進歩發達するものであると思はれるのである。

右にのべた如く命令の形は必ずしも一定の形式で現はれるものではない。人事界に於ても言語文章を以て現はれることよりも寧ろ態度行爲を以て、現はれることが多い。言語は比較的限定的に現はれるが、發する人によつて種々内容の異つたものとして現はれる。言語態度行爲の複合統一した形に於て現はれることが最も多いと思ふ。

自然界より来るものは姿態を以つて現象を以て現はれるわけで、今の程度の間には全く非限定的であると思ふより外はない。悟る程度によつて質によつて服従の形式が量的にも質的にも種々異なる。

國家は法律を以て比較的限定的な命令を出す、所謂社會は非限定的な命令を發するを通例とする。こゝに於て種々様様な服従形式があらはれる。つまり見やうによつては、種々に解釋出来るといふわけである。しかし國家構成の部分としての社會は國家の統制のもとに立つてゐるのであるからその社會の命令ともいふべきものは、又國家の統制のもとに

限定的命令として整理されるのが當然である。國家を越えて考へられる社會の存在も不定出來ぬと思ふが、これに國民といふ立場をはなれて、勝手な解釋を下すことは許すべきでない。

人事界の命令には、等しい形式でなされた命令に於てもそれ／＼強弱があるやうである。これを人間それ自身の違ひより見る場合に於て、命令者一身の一次的な利害より出でたものでは、どうも相手を服従させ得ない。命令者がすでに其の事の服従者であつた場合、現に服従者である場合により徹底する。つまり服従せる深さだけ服従する廣さだけ服従されるわけであると思ふ。服従する意志の強さだけ相手に服従されるわけである。従つて理想的な命令を出すには以前に於て命令者に、理想的な服従がいるといふことになる。

古今東西を通じて母といふものが弱き女に拘らず、よく子女か心服せしめ、そこに偉大な人物を育成して、賢母の名をほしいまゝにしてゐる所以は或はこんな所にあるのではないかと思ふ。即ち母には通例上に戴くものがある。夫としての外に主人としてのものがあり。寡婦となつても、なほ亡き主人として戴く所がある。のみならず祖先を戴くか兎も角も戴く所がある。かの親鸞上人がその師法然上人に絶対の服従をされた所に一大宗教を開かれたことや、西郷隆盛が述べられた「敬天愛人」などといふ言葉が思ひあはされる。

要するに眞の命令は、すでに遺憾なき服従を含み、かゝる命令による服従はやがて自己の命令として更生する必然を含んでゐると考へられると同時に自己の今ある姿を一切の關係から正しく認識する時一切の命令は束縛感を失つて、自己のものとなる。

私は命令といふものが訓練を行ふ手段として古くから考へられ、近頃は大變にきらはれてゐるやうであるが、きはれる命令は、命令の全部でない筈なのを利己的に發せられる命令が跋扈したのに觸られて、各稱の上から驅逐され同時に命の全般が訓練の方法から驅逐されてゐるやうに間違へられて却つて面白からぬものになつてゐるのであると思ふ。

未開の時代よりも世の中が進化すればする程命令は益々多く用ひられねばならぬと思ふ。國法に於ても社會慣習に於ても益々委しくなるのがあたりまへである。いかに生活によつて生活の訓練をしなければならぬといつても、それが兒童中心主義にのみ止まつてゐてはいけないと思ふ。

四、指導者の團結と指導精神の徹底

(1) 教職員の精神的結合

人の考へはそれ／＼異なる。同一對象に對しても同一な解釋が下されない。其所に文化の進歩があるのだと思ふ。私には先に日本精神を愛の方面から考へて見たが自分としてもまだ考へ様があると思ふ。それは單に批評の種を蒔くまでであるかも知れない。或は他人は一笑に附する價値もないと省みないかも知れない。去りながら教職員として、共に具體的に教育にあつてゐるものは、それを笑殺するわけにはならない、それはその考が他人の姿でなく自分の姿となつて現はれるからである。それが若し職員會議の問題であつたら、だまつておけないのである。兒童に直ちに影響するからである。したがつて全力を擧げての研究を要する問題である。

私は從來學校訓練といふものが不徹底に終つたのは、形を急いだためであつたと思ふ。兒童に不徹底で卒業でもすればすぐ駄目になつてしまふのは教職員に不徹底であつたためと思ふ。外形は同じ様に見えても、心の持ち様が異つた場合には結果は随分意外なものとなつて現はれる例が幾らもある。教職員の結合が事務的な程度で止まつてゐる有様では教育者としての仕事は行はれない。學校長と職員、職員相互間に相通じて而も熱意のあるものでなければ行はれるのではない。當座の急を救ふ場合はいざ知らず、苟くも教育的に考へてやることは、徹底する所まで行かねばならないか

ら強いところの精神的結合が要るのであると思ふ。

これがためには全員の絶えざる修養とその交換の機会が必要である。要するに學校といふ社會的指導機關の生命として是非共その人的要素の結合が先決問題だと申すのである。

(2) 家庭との精神的結合

人の行動は今己が如何なる地位にあるかといふことの自覺によつて、その地位に適當する行動組織が出来てゐる時、道德的に價値が現はれると思ふ。たとへばいくら熱心であるといつても學生が遊藝にばかりに熱中してゐたのではどうも都合がわるい。そこでつまり實際その地位によつて行が統制組織されなければ、訓練の目的には叶はなくなる。私の考へる所では、ごく大まかに考へて、先づ最初に得られる地位が、人の子といふものであらうと思ふ。人の子の心をその地位に自覺せしめて之を親に結ぶ。そして親につくすの道を聞くことが、一つの着眼となり得る。この着眼を假りに「ヨイ子」と名づけた。この「ヨイ子」とするには教師が中心で教を施すのが最も適當であると思ふ。乃ち親の意志を意志として行動すれば、それでよいわけであるが、子は親の恩に押れて割合にそれが行はれたいのが一つと、親の意志が偏つてゐた場合には、その子は親には従順ではあるが、社會からは親子諸共つまらぬものだと思はれる場合があるし、又親のない子は容易に親の意志を知る由がない。親にはなれてゐて滅多に逢はぬ者もあり、親の中には容易に意志を表明しないものもあるので、親の意志を正しく了解せしむるためには、教師といふものがなければならぬ。特に現在に於ては子は次第に親を離れる傾向がある。(ごく最近にはその反對の傾向も認めらる)而してこの親の意志を最も正しいものに導くことが出来ればこの間に於ける道德の規範は親によつて、體現されるわけで貴いものになる。兎に角日本人は人格の中心點として是非親といふものを持つ必要があると思ふのである。

次に子孫といふ地位を理解することによつて、崇祖の念は當然起るとも思ふが、子孫でない人はないはずだがこれが自覺の状態は様々である正しい自覺を促すには教師よりも、親が最も適當であると思ふ。

若し「ヨイ生徒」といふ地位を考へれば、その一つの條件の當然の歸結たる師の命に従ふといふことは、師自ら教えるには都合がよくない。よく勉強するといふやうな抽象的なことを條件として解くことは出来るが、訓練としては不適當であつて、この方面の指導は學校長といふより寧ろ親の方がよいと思ふ。「ヨイセイト」が直ちに具体的に「ヨイ國民」と將來まで保證することは出来ない。「ヨイ國民」といふことも考へられる。「ヨイ國民」とはヨイコドモで、ヨイセイトで、ヨイ郷土人である總てを總括して云ふのと、直接國家生活に關する方面からと、兩様の意味が考へられる。狭義に考へても教師と親と兩方面からの指導を要する。私は「ヨイ子供」即ち「ヨイ國民」といふ考へでなくて別々にわけて指導する方がよいと考へる。即ち「ヨイ子」になれとの眼目を置いて親を敬し親の命を守る子を作り、更に親との密接な連絡によつて親の意志による「ヨイ生徒」を作る方がよいと思ふ。又「ヨイ子」と「ヨイ生徒」との二方面から「ヨイ小國民」を養成したいと思ふ。兒童向に明瞭にするために、學校の示す目標を次の二つにしてしまふのがよいと思はれる。

ヨイ子……親のいひつけをきつぱり守る子

ヨイ小國民……聖旨を絶対に守る子

このやうに人格の中心點を得しめやうとすることに對しては從來考察を忽にしてゐた。大きな問題であると思ふ。現代の家庭の状況では、學校訓練が成長しないのも無理がない。折角の訓練をこはす者は多いが、之を助成するにはあまりに貧弱である。そこで家庭を救ふためにも重大である。例へば祝祭日に於て國旗を樹てることを未だに注意しなければならぬ家があるが國と共に、皇室と共に、その喜びを俱にし、その慎しみを俱にする意味に於て學校に於ても、各家に

於ても、皆國旗を掲揚するだけに止らず、祝日には祝杯位あげ、嚴肅なる儀式と兩方面から行くべきだと信じて今まで徐々に話して來てゐる。

要するに兒童の國民的な人格の中心點を作るために是非、家庭との連絡を徹底的にとる必要があるといふのである。この意味は今少しく考へると、その家庭の纏りをつけるために全員の心の合一された中心點をも要求するわけで、非常時の兒童を確實に日本人として將來の發展を期するため、是非必要である。父兄會、母姉會、保護者會と色々行事は行はれてゐるが、多數相手の會の外に懇談が是非必要である。學校に於けるものよりも、家庭を訪問しての懇談が最も有効である。

かく家庭を重要視する所以は社會全般を理想的教育機關とせんとするにあたり最も自然なる出發點であるからである

(3) 學級擔任の指導精神透徹

何れの學校にも、訓練實施に關して色々立派な施設があるが、現行の學校組織に於ては、所謂學級學習其ものゝ中に最も重要な訓練の部面があると思ふ。學習活動中に於ける兒童の精神活動を見のがしてはならない。私はこの中に於て日本人らしい物の見方、味ひ方、考へ方が養はれ、日本人らしい人格が構成されなければならないと思ふ。各科の經營は勿論各科の使命があるわけだが、其の使命を通じて統一組織せられて行かねばならない。

社會の狀態も家庭の有様も直接間接に兒童教育上最も都合よきものに更生させて行かねばならぬ。而もそれは根本の重要問題として、精神上の更生が先づはからねばならぬ。精神上の問題は一面的な文章だけでは、容易に通ずるものではない。必らずや人を見て法をとかねばならぬ。解くは必らずしも言葉を意味するものではないが、男子には男子向に、女子には女子向に職業により、年齢により適當なる方法によつて接觸淨化することが必要である。このためには一

面的な理窟では間に合はない。

ことに兒童には兒童の世界がある。指導者が徒らに高遠な理想を述べた所で、若しもそれが兒童に了解せられないものであれば何んにもならぬ。學年により、其の兒童により、其の程度の心情に自らを運び其處を出發點として、發展的に指導すべき融通無碍なる精神力がなければならぬ。これ私がこゝに指導精神の透徹の必要を叫ぶわけである。この方面の修養には單に讀書するに止まらず、講演を聞くに止らず、兒童その者を見ること、多くの人の經驗を参照することが最も有効である様である。これが施設經營更生の大切な鍵である。

學級單任は現在の兒童の指導を將來にまで徹底せしめねばならぬ。訓育の目的を何れの學校も大體同うしてゐるわけであるから、別に必要はないとも考へられるが、事實はさうでない。卒業後の青年處女に向つて行はれる指導の糸が最も有効であるとさへ考へられる。學校の組織が大きくなり學校長の精神が直ちに兒童に接觸しがたくなつた今日、最も期待すべきは小學校に於ける級擔任で特に卒業期の者である。この際の擔任者だけは職業的な小さい考へに止らぬ指導が是非必要である。

若し兒童の家庭を理想的に更生せしむることによつて、教育精神の更生が出来ない場合に於ては、擔任教師は益々精進兒童を徹底的に教育することによつて、更に之を家庭に及ぼすだけの熱と意氣とを持たねばならぬ。

自治の指導にしても團体訓練にしても、形だけを真似てその精神を養ふことに徹しなかつたならば却つて意外な結果を來すものである。主事先生は常に 陛下の赤子を預つてゐるのであるといふことを忘れてはならぬと言はれてゐる。

五、實施組織とその發展相（一例）

(1) 毎日 訓練

家庭にあつて

起床 目がさめたら威勢よく。若し起されたら「はい」の一言で。
洗面 齒をみがく。
禮拜 神様へ。佛様へ。
朝飯 好ききらひをいはない。ありがたくいただく。
登校 服装をととのへてから「いつてかへります」。左側通行。さつさと歩く。横にならばぬ。
學校に来て

挨拶 「お早やう」。「おはやうございます」
準備 整頓。掃除。皆協同で。
朝會 早く。静かに。きちんと。
勉強 自分から進んで。めいわくにならぬやう。規律正しく。元氣よく。氣がついたら姿勢をなほせ。
休憩 空氣のよい。日の當る所まで。
運動 おもしろくてためになる遊びを。みんなと一しよに。
掃除 整理。協同一致で。丁寧に。すばやく。
下校 「さやうなら」「さやうなら」左側通行。さつさと。横にならばぬ。
家庭へかへつて
復習 仕事は出来るだけ多く。お使は「はい」の一言で。
外出 行く先をはつきり。時間が来たらしきつかかへる。邪魔になることやあぶない遊びはしない。

入浴 夕はんはにこくと。
就寝 齒をみがいてから。

(2) 毎週訓練

月曜 服装整備。學用品整備。
火曜 勤勞日。學校のためになること。
水曜 圖書館へ。
木曜 何かよいこと一つ。
金曜 運動日。共同体操。綱引。
土曜 計劃日。相談日。
休日 郊外遠足。登山。參詣。採集等。

(3) 毎月訓練

二日 講堂訓話

四月 學校生活を中心として。
五月 皇室の御動靜を中心として。
六月 社會生活を中心として。
七月 國運發展國威發揚を中心として。

九月 帝國の國際關係、國家の理想を中心として。
 十月 親の恩を中心として。
 十一月 國民の自覺を中心にして。
 十二月 人物傳記を中心にして。
 一月 物事を始める氣分を中心として。
 二月 我國體觀念を中心として。
 三月 有終の美を中心として。
 第一水曜日 職員會
 十五日 神社參拜。參拜後境内淨化
 月 末 大掃除
 走力考査 四月 五月 六月 九月 十月 十一月 一月 二月
 (4) 年 中 行 事

月 日	行 事	大 要	學 年	郷 土 偉 人 講 話
三 日	神武天皇祭		尋 五	大久保謙之丞 (進テ公益ヲ廣メ)
五 日	始業式			
六 日	入學式			

四 月		五 月		六 月	
七 日	新入生氏神參拜	五 日	端午の節句 鯉幟 体操練習會	一〇日	時の記念日 朝會講話
八 日	釋尊降誕花祭 童話會(下級生)	六 日	久米神社參拜 相撲會	一七日	伊勢大神宮祭 朝會講話遙拜
二 三 日	孔子祭 講話(上級生)	二 七 日	川尻遠足(鍛鍊)	下 旬	學習研究會
二 五 日	創立記念日 春季遠足				
二 九 日	天長節拜賀式				
三〇日	靖國神社例祭 朝會講話				
下 旬	郷土遠足(個人別懇談開始)				
		全	尋 五	高 一	尋 六
		久米通賢 (公益ヲ廣メ世務ヲ開キ)	弟 橋 姫 (克ク忠ニ)	井上通女 (學ヲ修メ父母ニ孝ニ夫婦相和シ)	村 岡 箏 (克ク忠ニ)
		松平頼重 (世務ヲ開キ)			
					菅 公 (人物ノ點ヨリ) (克ク忠ニ)
七 日	學藝會				
一 日	メートル法施行記念日 計量訓練				

十二月		十一月		十月	
一日	二五日	一四日	二三日	一三日	一五日
三日			下旬	下旬	三〇日
元始祭	新年拜賀式(主事個人訓話開始)	義士紀念日 強行遠足 大正天皇祭 前日朝會講話	新嘗祭 聯合研究會	成申詔書下賜紀念日 奉讀式 氏神祭典 靖國神社例祭 朝會講話 運動會	教育勅語下賜紀念日 奉讀式
尋六	尋四	尋六	尋六	尋六	尋六
月照上人 (克ク忠ニ兄弟ニ友ニ)	村松三太夫 (克ク忠ニ關シ)		平賀源内 (學ヲ修メ)	松平頼恭 (世務ヲ開キ)	井上通女 (學ヲ修メ)
			柴野栗山 (學ヲ修メ)		

七月		八月		九月	
一日	三〇日	一日	一日	一日	二一日
一〇日		上旬	二二日	二二日	二二日
		下旬	二二日	二二日	二二日
水泳一週間 終業式 夏季休暇 暑中見舞 展幕 早起會 明治天皇祭	夏季休暇 自學ト体力鍊磨 旅行 日韓併合紀念日	始業式 關東震災紀念日 默禱 夏季休暇中の生活展覽會 乃木會 學藝會 白峰御陵參拜 秋季皇靈祭 保護者會總會			
尋五	尋六	尋二	尋四	尋六	全
弘法大師 (學ヲ修メ、博愛衆ニ及シ)	理源大師 (學ヲ修メ、博愛衆ニ及シ)	佐藤嗣信 (克ク忠ニ)	乃木大將 (克ク忠ニ、義勇公ニ奉シ)	智澄大師 (學ヲ修メ、博愛衆ニ及ホシ)	崇徳天皇 (忠ニ關シテ)

一月五日	新年宴會				
	高一	若江 薫子 (克ク忠ニ)	尋五	待澄法親王 (克ク忠ニ)	
二月	一日	紀元節拜賀式(兒童調査簿整理開始)			
	一九日	尋三	柴野 栗山 (學ヲ修メ)	尋五	
三月	三日	雛祭			
	六日	地久節 女子体操練習會			
	一〇日	陸軍紀念日 男子体操練習會			
一八日	修卒業式 卒業生參拜 神前講話			尋五	細川 頼之 (克ク忠ニ)

(5) 發展傾向

(イ) 敬神崇祖

私が赴任した翌日八幡様にまわりました。金山ではまだ起きてゐる宅は見えませんでした。新濱はさすがに今の新

興坂出の發祥地だけに、ぼつ／＼起きてゐます。門長屋で戸を繰つてゐました。池の上へ出た時、まだ薄暗いのに森の方から太鼓の音が聞えてきます。堤防を通つて正面に出ると御明しが拜めました。私が拜殿の前に立つた時拜殿の中に二人ばかり人がゐるやうでしたが、しとみがあつてわかりません。すむぶん早くまゐるものだと感心してかへりました。

十五日の神社參拜の朝、子供に負けては大變と思つて雨の中をゴムの長靴でまわりました。この靴は無細工ですから附屬では使ふまいと決めてゐましたが、前に植田先生が「これは坂出では必需品だ」といつてゐましたので、又心をかへてはいてゐたのです。境内に子供は誰も来てゐません。一先づ一人で詣つて、山桃の下まで引かへして暫くまつてゐますと、六年生だつたと思ひますが二三人やつてきます。「お早やう」といつたが相手にしません。「坂出の人は早起きがよいから。それならと久米さんがこちらへ鹽田を作つたといふ話があるのに、君等割合遅いね」といふと笑つた切りだまつて境内にきえて行きました。あとから、あとからつゞいて來ます。

次の五月の神社參拜には私が負けました。

いつか教生が尋二に氏神様といふ題で指導したのを見ましたが、後の方には「サシマシヨ」「ダンチリ」「オチオバ」などの圖畫がたくさん張られてあります。「オチ」の繪は棒をふりあげて走つてゐるのですが、口の所から線が二本引かれて「こらまで」といふ文字が無雑作にかゝれてゐます。御輿の渡御など随分念が入つてゐました。教生が「お下りが通ると」といふと「パチパチ」と手をうつて少し頭をさげるものが大分ありましたが、一寸でれくさくなつたか笑ひました。朗らかなものです。これでこそ躍進坂出だと思つたので、授業のあとで「あなたがた佛様に參りますか」ときいたら、笑つてゐます。よく聞くと、おそなへがあつたら」と小さな聲でいひました。「先生も子供の時、ようまゐつてお祖母さんにわらはれました。おばあさんはよくおつとめをしてゐましたが、もうなくなつて

しまひました」といふと、何かしら引きしまつてきました。

今年から列を正してまゐることに致しましたが、何かしらしつくりせぬ所があるやうに思ひます。形にとらはれず、いつか早くまゐつて見たいと思つてゐます。境内でそろふことにして。それから來年の夏休には、十日位つづけて朝早く参つたらと思つてゐます。

學校に伊勢神宮を勸請したらといふ意見も先生方の中に時々申されますが、どうも校地に適當な所がなく、講堂とお粗末千萬ですし、ことに一旦勸請すればこんどは御仕がおろそかになつた場合、却つて困りますし、私どもは唯形式に流れてその精神を失ふことがあつてはと未だによう致さずにをります。

高等科へ來た生徒の中には、御眞影奉安殿もない學校だつとつぶやくことがあるさうですが、時々本校へ生徒と共に参りますと、奉安殿の正前まで行かず横の方で、次々と最敬禮をいたすのがいじらしいのですが、どうも「前へまはつて拜みなさい」といふ氣になれません。

校庭に二宮翁の銅像を立て、頂きましたが、兒童は前を通る毎に頭をさげてゐます。「せよ」と申したのではなくて私共は「せよ」とも「すな」とも實際よう申さぬのであります。

毎朝々會の劈頭東方に向いて遙拜をいたしてゐますが、號令をかける小野先生は、目障りになる者が出て來はしないかと心配してゐられるらしい。是非立派な團が欲しいと申されます。

私の最も嬉しいのは使丁の多々羅君が、敬神の念のあつい變人らしい人であることです。小使室へはゐると、一寸では氣がつかないが神棚の小さいのが作られてあります。職員使所の手洗場に何やらお札をはつてあります。私にも般苦心經を書いてくれましたが、兎に角律氣なので先生方も一目おいてゐる位です。全校四百の兒童の將來のために誠によいことと思つて感謝してゐます。

(ロ) 講堂訓話の發展

主事先生は、講堂訓話の際よく「親の命令に絶対服従の出來ないやうな子では何にも出來ない」と力を入れて申されます。私はその度ごとに、自分のことが思はれます。三年生から上の兒童は、目を見張つて主事先生の方に視線がそゝがれます。一年生や二年生は「お父さん、お母さん」といふ言葉で、おつしやる時でもまだ十分感じない時だと思つて特に聞き耳を立てるといふ風は見えませんが、それでも教室にかへつた時、お母さんやお父さんのことを聞いて見ますとお話の主旨はよくわかつてゐるやうです。「あなたがたはもちろん、先生も、おぎや〜ねんねこの中で泣いてゐた時があるのです」と切り出すと「泣いたら、しんばいなさる」「でも長いことねよつたら」とか何とか、言葉を返しへる事や、アンヨのことや、しつこしたことや、弟の事や妹の事や、おもちやの事や、次から次へと聯想はとんで兎に角お父さんやお母さんのことを思ひ出して呉れます。今親を失つてゐる子などは氣の毒です。最後に「それでもこの頃は太ぶんかしこくなつて」といふと笑つてゐます。「あなたがたはおもちやなんか何でも好きなものを買つてもらつたでせうが、おもちやの十分買へないお母さんは、又かくべつ子供を可愛想に思つて御心配になるのです」と言ひ出すと引しまつてまゐります。

主事先生のお話は全校のすみ〜まで及んでまゐります。親のいひつけは唯一言で直ちに守る様に申して居りますが靜かに考へさせることによつて、かの十六夜日記の中の歌のやうな親心が何か事によつて蘇かへる機會を作りたいと思つて次の様なことはどうだらうかと考へてゐます。

- 1 誕生日に親に關して思ふことを書き、六年間保存して置いて卒業證書を共にかへす。
- 2 その文は保護者會及父兄懇談の参考とし、必要であれば朗讀會をしたらどうか。
- 3 静養室へ親子に關する繪畫をかける。

- 4 親の恩を感じる様な部屋を作つて次のやうなものを集めて見たいと思つてゐます。(但し集めてしまつたものよりその集める途中か主な目あてです)
- イ 親の愛を現はす讀物。
 - ロ 偉人の母傳記。
 - ハ 親心をあらはす詩歌及繪畫
 - ニ 嚴父慈母の教育振りを現はす物
 - ホ 映畫
- 5 此の部屋の出来上つたものは、大いに保護者を利用していただきたいと思つてゐます。

結 び

小學校訓練は人を造る根本の問題で、序を追ふて全人格的に築き上げねばならぬ。その間に少しの障も許されない。そこで誰もが云ふやうに結局、教師其の人の魂の問題になつて益々重責を感じるわけである。

時局に鑑み青年の訓育に就いて

香川郡女木尋常小學校長 田井忠太郎

序

眞實に知ることは愛することであり、愛することは實行することであり、理論は實踐に裏づけられることによつてはじめて力を得るし、實踐は理論によつて指導せられるところに誤りなきを得るのであらうと思ふ、理論と實踐の統一こそ人間の生活を正しく導くものである。理論と實踐即ち知と行は人間の生活を分裂的に見ず全體的に眺めることである。それは生活の統一を意味する、現代は凡ゆる意味に於て統一を求めてゐる、そのことは同時に今までの全てが分裂的であつたことを意味する、理論と實踐、價值と存在、思索と體驗、概念と生命、それ等は餘りにも乘離して考察された、その結果が人間生活の分裂であり、近代文明に對する懷疑である。

日本の教育はこの統一的立場に常に導かれてゐたであらうか、人間生活の全體相を誤りなく諦視して來たであらうか封建時代の低劣な文明を今日の偉大なる？ 文明に築き上げたのはたしかに教育の力である。然らばそれは教育の成功であらねばならない、日本の教育は果して成功したか、この間に對して誰か勇敢に「然り」と答へ得やう、私達はそこに一抹の疑問を持つ、過去の社會現象の考察によつてそれを實證するよりも現前の事實に眼を向けて見やう、私の今更奴々を要しない教育の失敗を物語る事象が遍滿してゐるではないか、私は今是等を一々數へる勇氣を持たない。それは

餘りにも痛ましい教育の破産である。

過去の教育が主知主義であつたことが其の大きな原因の一つであつたことを誰人も認めるでせう、知識偏重教授萬能のそれは輝々しき（一）收穫だつたのだ、こゝに着眼して最近德育即訓練が高調されて來たのは餘りにも當然なことである、それは餘りにも遅過ぎた観がある。

「口の人より手の人」、それが尊ばれて來るやうになつた、そうして作業主義教育や勞作教育や郷土教育が眞摯に研究され叫ばれるやうになつたのは誠に喜ばしい現象である、然しそれ等の主義が單に實踐を強調する爲に理論を蔑視するならば日本の教育が常道に歸つたとは云へない、やがて亦その反動の萌すであらうことは餘りにも明瞭である、理論と實踐の統一それこそ教育を正しく導く指標であらねばならない。

然し私は現實を無視しない、主知主義に陥つてゐる現下教育を救済するには當然主意主義即德育を高調しなければならぬことを知つてゐる、私達には現實を正しく觀察してそれを如何にして理想に近づけしむるか、問題なのである。

斯うした全體的な立場から現實を觀察してその誤つて指導された現象を正しく導く爲に如何にすればよいか！それは從來看過された訓練方面の強調によらねばならない。然らば現實に即した訓練とは如何なる訓練一般からの特異性を持つべきか、それが私の考察の中心點であつた。そうして私は「日本人としての自覺に出發して眞實の意味に於ける日本人となる」日本人に出發して日本人に到着する、これこそ私達教育者の指標でなければならぬといふ餘りにも平凡な結論に到着したのである私達は日本人として生れた然し果して日本人としての教育を受けて來たであらうか、私達は忘れられた故郷に歸らなければならぬ、國史に還つて新しく出發しなければならぬ、今や私達は日本を再検討内省して非常時局に處する眞實の日本人を育て上げなければならぬ。

私は自らの力が小なることを悲しむ、思索といひ經驗といひそれは餘りにも卑少である、然し私は「自ら耕した畑が

たつた一坪の土地であつたとしても、その畑の中で逍遙することを喜ぶ。そうしてその一坪の畑を立派な肥えた畑とすることによつて社會に貢獻することに誇りを感じます、私は私として精一杯のことを爲したい。この論は餘りにも平凡な自己の無智の表白であつたとしても私にとつては無上の喜悅である。富士の頂上を極めんとする者は先づ麓から一歩くゞと登つて行くべきであると思ふ。

草深いそうして波の音と松風に揺られてゐる鬼ヶ島の片隅で慌ただしい時の流れのひま／＼に綴つたので到底満足なものでないことを自覺してゐる。どうぞ御一讀後足りない點に就きまして御批正下さいませぬならばこの上もない光榮と思つてゐます。

次におことはり致さなければならぬのは此の原稿は當發表の一週間前に書きましましたのでと申すのは九月に轉任致しましてあれやこれやと不馴れの爲め學校行事に追はれて執筆の寸暇もなく焦心の中に十一月の半を迎へ當局の方々からは矢の様な御催促（締切は九月三十日）電報を頂くやら又態々御來島下さるやら重ね／＼の不都合と御迷惑をかけて各方面の方々にはす顔がありません、轉任早々落ちつかかなかつた私の心境に免じてお許し下さい、その爲めほんの要項の走り書で結末も何もついてゐない事を遺憾に思つてゐる次第です。

鬼ヶ島にて

田 井 忠 太 郎

第一章 概 論

第一節 青年訓育の必要

非常時だからと言つて別段取り立てゝ訓育を云々すると云ふ事はあまりにも平常に於ける迂濶さがしのばれて恥しい

平常時の努力こそ非常時への認識を有する者の奮闘である。私は常に小學校教育に於ける教育も勿論大切であるがより以上に義務教育を終へた者の教育が眞に國家への最大直接的のものであり緊急中の喫緊事であると思ふ。眞實の國民教育は六ヶ年の義務教育よりも小學校卒業後の教育であるとの確信を持つてゐる者である。上級學校へ進む者の教育法は可成整つてもゐるし研究もせられてゐるがそれは一少數者に限られてゐる。一般民衆の中核をなす男女青年の氣風の興廢は一舉にして國運の消長に關する。都市漁村に溢れるこれ等若人の動向をして誤らしめない事は教育者の最大の任務であり、天與の名譽である。指導者文明一少數者の文明は封建の時世ならばいざ知らず、現代の世界大衆へ呼びかける國際的の文明線へは民衆教育の強固なる一團あるのみ、國民の更生運動と云ひ國家總動員と言ひ等々何れも一般大衆の力強よい自覺を喚起するが爲めである、而してそれ等一般大衆の中樞をなす青年の訓育の必要は私の呶々を要さぬ程必要である、私が本研究發表に當りまして本題目を提示した所以も此に在るのであります。

現代輕薄な思想の如何に青年を損傷しつゝあるかを思ふ時寸刻も猶豫坐視するに偲びないものがある殊に農漁村の青年教育を靜視しその合理的歸着點を求め更始一新を期して行詰れる農村社會の不安状態を展開せしめなければならぬと思ふ。

第二節 青年への認識不足

A 從來の教育制度の下に培はれた世人は廣い範圍に亘つて風俗、宗教、共同觀念の外見化淺薄化しそのみならず墮落をさへ生じて來た、科學と其の結論を尊信する結果屢々知識偏重を惹起して來た就中高等程度の學校は青年の知識を狭い範圍に限り箱すし的にしてしまつた。進んで人間的個人的教育には一向無頓着であつて神性への伸展等は毫も認める事は出來ないであるから若さと言ふものに對する青年の權利は出來合ひものばかりを強ひられ誤られる

外見化された制肘によつてひどく萎縮されて來た。青年は元氣がある位にしか思つてゐない。ひどいになると青年時代は色事か卑俗な歌でも唱ふ時代位にしか思つて居らぬが一般的であるがこの時代は多くの場合內的に最も感動的な時であり、神に最も近い時であり、又凡ゆる價値に對して受入れる準備の最も旺盛な時であると言ふ、陶冶と多忙期であるあと云ふ教育的の理解があまりにも少ないよしあつても皮相である。青年團の各種行事を見てもお座なりで外見美を整へるに急々としてゐる有様である、心の底よりほとばしらぬ奉仕作業に熱中して見たり、四角な修養を強制して何處に青年の神性を伸ばす教育的な指導者の眞情があらう此の點は反面監督官廳のあまりにも形式的な官僚的な指導監督にも其の罪の一端はあると思ふ。

B 青年期の心身兩方面の相關的理解が薄弱である。
各種の書物によつて最近この種の研究も散見せられるがそれらを探つて以て合理的に施設經營し青年指導に當つてゐると思はない熱と力の上に更にこうした理解ある指導が必要ではないでせうか。
C 青年の社會的職分に對する認識不足。

第三節 訓育に對する指導者の態度

青年教育に携はる教育者としては秀でたる個性と能力とを要求する。凡ゆる教育事業に於てそうであるが特に此の純と眞とに最も感受性の強い時代に働きかける青年訓育に於ては特に教育者の態度が其の中心であると思ふ。總じて青年の心理として批判をしたがる指導者の態度に表裏があつたり、不公平があつたり言行不一致の場合には自己の指導を拒否することに慥でない、即ち強い權威者に對しては常に其の眞實性に對して批判的の感情を持つてゐることを忘れてはならぬ、従つて心から親しい友、信實なる人格に對しては是認もし尊敬もし服従もする。眞の青年指導の要極は實行し

て見せることであり彼等の胸中に飛びこんで共にするにある。話して見せるのではない。こゝで注意しなければならない事は指導者それ自身に出来得ない事を要求してはならないことである。故に指導者自身として自己の導かんとする若い人々に到達するだけの價値あるものとして表示する教育や陶冶の目的を先づ自分自身到達してゐなければならぬ。そこで指導者は自己の體驗を通して考へて見て青年自身が打ち勝つ事が出来ると考へられる障礙物は取り除けてはならぬ。彼等自身先づぶつからすのである。青年が指導者に後見されその手引でやる位の事では到底駄目である。又正しい指導法とは言へない、かゝるものは何時まで経つても成果を収める見込がない。青年は自分の意志自分の自由な決断によつて行動させてよいのである。たゞ此の場合指導者の模範が決定的なものとして彼等を動かし指導者に依つて示された人生の目的が彼等の眼前にちらづいてゐる様でなければならぬ。青年指導者の自己訓練は同時に導かると者の修養を強ひるものであり、導く者の信實忠實及び信仰は同時に青年をして信實自由信仰的ならしむる助けとなるものである。

即ち此の兩極性的なる形式は導く者と導かるゝ者とが相共に同目的を目指して私共に同じ人生の意義を探り行くと云ふ努力に依つてより高き形式なる單極性にまで進んで行く事が指導の本質であらうと思ふ。こうゆう事になると最早や青年訓育と青年運動との指導原理の間に差別を認めない事になる。

尙一言附加したい事は

青年指導者は青年の魂の伴侶として身を修めて行かねばならぬことを再言する。

更に指導者は若い者が年とつた者を必要とする場合は進んで之を助けてやるべきである。有害であり本然の意に反する贅肉は勿論之を青年から切り棄てゝよい。然し時が來たら蕾を開かせてやらなければならぬ。そうしてこの花を眺め、この花を望み見る事によつて彼の氣持の中に愉悅と満足の交響、やがては愛への感謝、人生の目的觀へ悟達せしめなければならぬと思ふ。

第四節 青年訓育の目標

體驗の少い私として到底斷定的な事は申せませんが、若し誤れるものでしたら御訂正なり御叱聲を得ば幸であります
西歐の或人曰く

『青年訓育は最も狭い意味に於ては、人間の魂をその典型たる神に倣ひ形づくらする最も内的にして最も本來的なる人生の目的に従つて人を導き人の魂を培ひ行かんとするものである。なぜなれば教育の目的と人生の目的とが相一致する處にのみ眞の全的教育と陶冶とは考へ得られるからである。これに依る時初めて生活はその眞の内容、その完全なる意味、その正しき方向を得るのである。それ故眞面目なる青年教育は先づ人世觀世界觀の教育でなければならぬ』

と、若き人々の魂の培は青年訓育の第一になすべきことであります。故に成熟期に於ける青年の魂の本質及び變化に對する理解ある見解に基いて青年訓育は特に青年の性格陶冶に當ることゝしなければならぬ。

例へば公共的な責任を引受けることによつて、自己を認められる様な機會を事實青年につくつてやる如き或は空想の心理を利用して創作的な能力を養ひ導く等、

すべて威壓的な束縛監督を脱するに非ざれば決して青年の性格陶冶は成し得るものではない。却つて威壓專政等の形式に對して青年の反抗するのは當然である。故に私は再言する青年訓育の本質は理解ある青年性を立脚點として偽らざる指導者の魂と若さを誇りとする青年の魂と相接觸せしめて誤らざる人生觀の道にのつて彼等の性格を純に正しく導くことであると。

第五節 青年自身に青年期の生活價値を認識せしめよ

世に生を受けて此の天地に生活する人類そのもの、目的は何のであるかと言ふ大きな目的観云ひ換へれば宇宙觀狹めれば人生觀を確かに把握せめて自己自身を省みて宗教的信念を基礎とした自覺、即ち大悟徹底した心境に於て自己現在の地位或は生活が生涯を通じて如何なる位置如何なる價值を有するか又持つべきかを彼等自身に悟らしめねば到底幾多の指導計畫も砂上の樓閣に等しく皮相の施設經營に止まつて指導者として望む十分の一も効果を擧げ得ないであらう凡そ東洋の道徳は人生を見るに一貫せる生活價值を認識しないのでその最も盛んなる壯年期を本位として見た様な傾向があつて他の期間は此の期の爲に附屬するものであるかの如く考へてゐたのであらう。近代に至つて稍々子供は大人を小さくしたものでなく又その準備時代でもないと言ふ事は如何に青年自身に自己を見つめしむる様になつて來たかは自然と明瞭に感知される事と思ふ。

實に青年期は人生の花であつて到底捨つべからざる價值がある事は犯すべからざる一大眞理である。故に私は青年教育の基調として先づ青年自身の社會的地位を承認すると共に彼等をして靜かにその現在を考へしめその期間の價值を認識せしめて人生に重要な意義を附加するものであると言ふ點を自覺せしめたい。

第二章 青年訓育の實際

第一節 訓育の輪廓

1 青年觀察

- A 身體方面の觀察と理解
- B 個性(精神方面の動向及びこの期特有の心理狀態研究)

一、基礎調査

2 環境調査

- A 家庭の事情を調査して青年自身の家庭的境遇地位の研究調査
- B 社會方面
 - 交友の思想及び附近住民の職業生活の態様一般
 - 環境地方の風習、時勢の及ぼせる傾向、及び社會教化方面の動勢狀態

A 教師の感化

- 教師の人格
 - 品性
 - 實力
- 感化の機會
 - 補習學校訓練所内青年の集合の機會を捉へて…普遍的
 - それ以外に於ける隨時隨所に對する機會を捉へて…
 - 特殊的

イ、學校及び訓練所より受ける自然の感化…施設經營上より

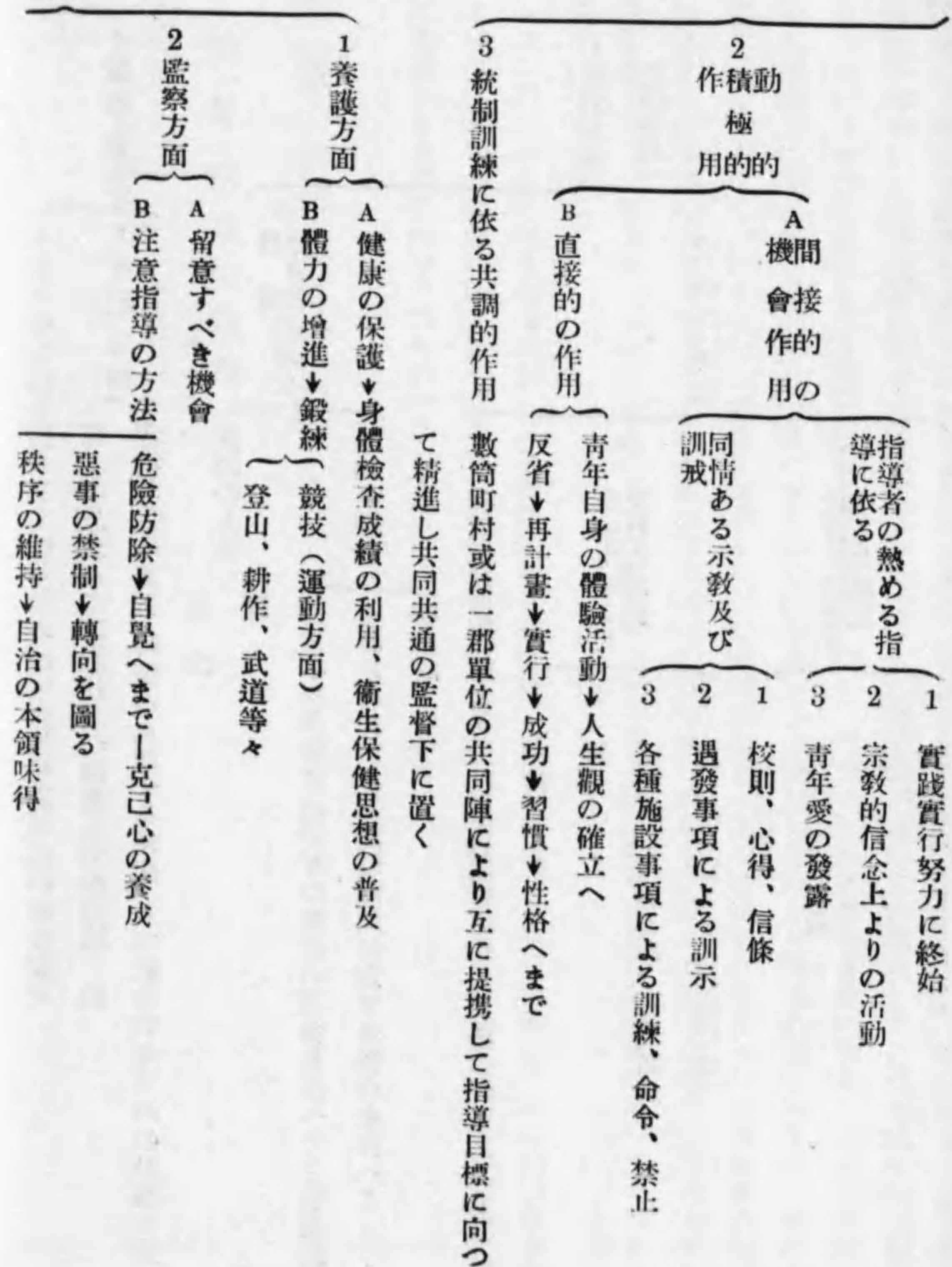
1 靜的方面 (消極的)

B 境遇の感化

- イ、學校及び訓練所より受ける自然の感化…施設經營上より
 - 1 宗教上より
 - 2 職業上
 - 3 家族の平和か否か、健か弱か
 - 4 部落に於ける一家の地位等
- ロ、家庭生活より受ける感化
 - 1 社會世相上
 - 2 時局問題の刺戟
 - 3 新聞
 - 4 青年自身の社會的地位上
- ハ、社會生活より受ける感化
 - 1 社會世相上
 - 2 時局問題の刺戟
 - 3 新聞
 - 4 青年自身の社會的地位上

二、中核的作用

三、外機的作用

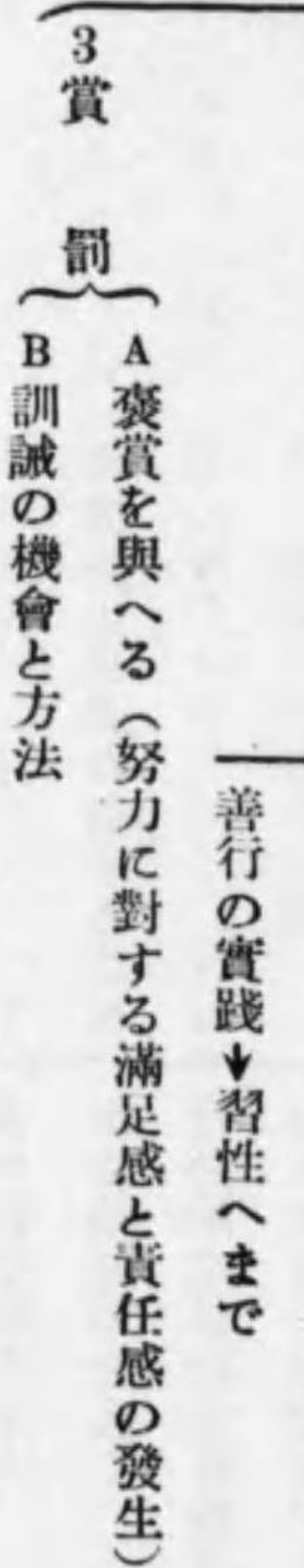


以上あまり感心もしない事項を稍、系統的に一覽表にしてみました。然し指導者として如何なる點が主力たるべきか又如何なる理解の上に立つての指導か位は心得て置く事が必要であると思つてゐる。

第二節 身體の變化と訓練

大體に於て前節訓練の輪廓に依つて述べたいのですが紙數に限りがあります事と私個人教職地位の變動によりまして充分の意見を述べます時間を持つてゐません之は折角の本研究会の御事業に對し又御當局者に對し尙一般縣下同職の諸賢に對しまして實に内心恐縮してゐます次第ですが現在(九月以來)の私の境遇としてはほんとに餘裕を持ち合せてゐませんので失禮とは存じつゝも概説に止めさせていただきます。随つて靴皮を隔てゝ足の痒い所をかく感じのする點ばかりと思つてゐますが悪しからず御賢察の上御同情を下さいます様先づ以ておことはり致して置きます。

さて青年期の身體方面の變化に就きましては各方面の研究者に依つて各種の書物雜誌類に散見しますので詳説を略しますが兎に角身長體重方面が交互に異狀な發展を來し筒式に成長致します然して自然は此の期に於て男子は飽迄男性的



理性的に訴へる場合……論理的に青年の心理を利用して情的に愛熱を以てする場合……感情的に行へば有價値成功必然

に女子は女性らしさを持つ様に育むて行きます。そうして外見上は一見成人の形式を具へるに至りますが内容については未だ完成の域に達しないで男女共不調和不充實でそれ自身不安の念を起さすと言ふ状態が青年期の一般でないかと思ひます。そうゆう特殊不調和の時代であるが故に時に倦怠の態度を見ますがこの點を指導者が心得てゐないと思はざる障害を來る原因にならうと思ふ。

即ち年齢別に見ますと

十一、二歳—十五、六歳迄…成長への轉換期—故に青年としての活動を普遍的に要求するのは無理。

十六、七歳—二十歳迄 此の期は成人への體格の建設期でありまして食欲方面に就いても種々變化を來たし其

の範圍も増大して來ますので多種食の陶冶期であると思ふ。

随つて飲食上の良習慣を作る上に於ても主要なる時期であると共に亦社交上の範圍擴大に刺戟されて飲酒喫煙とか暴飲暴食等の爲め身体を損する危険時期である。ですから此の期の生活訓練として

1 無理な鍛練法は採らぬこと—精神方面への影響甚大

個人衛生の改善

家庭衛生の改革

公衆衛生の改良

規律的生活の態様確立

徐々に強行軍登山、演習等による鍛練

詳細は省略

2 保健衛生思想に對する訓練

3 職業への準備訓練

二十歳—二十五、六歳迄 此の期は心身並行して發達する時代であつて身體方面に於ては内容の擴充期完成期である。既に社會生活上より見ましても實生活時代に入つて自己の活動が相當社會に認められ採擇される時代であるからその訓練方面に於ても仕上の時である。

訓練すべき事は、無理と思はれる労働に堪へる時期—社會奉仕作業。

概して身體方面に關係しての訓練は列擧すべき程のものを有しないけれ共各種多方面の訓練を行ふ場合に青年の身體的状況を顧慮する事を失念してはならぬ。徐々に鍛練すべきものである。

尙一言附加したい事は身體検査に依る結果に基いて各自の身體方面の特徴及反面の缺點について自覺せしめて將來の職業決定への基礎たらしむる様注意すべきだらう。

第三節 感覺的變化と訓練

一、皮膚の感覺

寄ると手を連れ、肩と肩をすれ合せたり手を肩に打ちかけて肩々同志をすると言ふのが青年の集合の姿態だらう。

この様に青年の時代は兎に角觸れて見たが事と言つた様に接觸衝動が強いものである。であるからこわ／＼した糊付着物は柔く揉んでから着るとか人の物に一寸手をふれて見たがる一寸異性にふれると心臓の鼓動がはづむ一段々悪くなつて行くと異性に對して惡戯をして見たくなる—寫眞や形見等に頼りして溜息吐息或は流涕膝を潤す等々で斯様な接觸衝動の旺盛なる時期には之等の衝動を有意義な立派な目的の爲めに消失する様に努める。そうして左様な方向への歩みと習慣性にする事が我々指導者の任務であらう。

その手段として

- 男子 Ⅱ 武道の奨励、冷水浴、日光浴、清掃作業、救難作業、家畜の手入等
- 女子 Ⅱ 舞踊の練習、洗濯作業、清掃作業、幼児の看護、急救法、繻帯のかけ方練習等

二、味覚と訓練の關係

小兒は同種食に偏し大人は多種食となつてゐるが青年は丁度その中間で過渡期であり、練習期である。そうして食慾上の範圍が増大して何んでも食つて見たいとか未だ人が食つてゐないものをばくづいて得々たる意氣に燃えるとか味の見分け方に得意になる時代である。随つて心理上、好奇にかられたり、他の食物に模倣して自我を抑壓し時には冒險食までやつたり、社交の体裁上飲酒喫煙もやりかねない時期である。こうした特性を利用して悪習に染まない様導いて行く事は並大抵の苦勞でない。

此の期に於ては

- 1 飲み食ひ會を時々開く
 - 有効に利用又活用
 - 凡ての話が圓滿に進行
 - 食はさなければ動かんと云ふ様な惡癖に注意
- 2 時々場所を更へて食す
 - 遠足の機會利用
 - 共同作業の作業場で
 - 粗食も美味となる
- 3 消極的方面だが衛生思想の涵養
- 4 試作地の試食會―自炊

三、嗅覺と訓練

殊に女性に於ては此の種の感受力が大である様に思はれる。青春の女子が垣根に咲く白菊に寄り添ふて愛撫の手を又は頭にかざしたり嗅ひだりする等の事は決して異性に對すチャームでなくて衝動である。

こゝろゆう時代にはこの性を優雅高尚な方面へ訓練する事を忘れてはならない。

即ち園藝の奨励―芳香の漂ふ花園で妙へなる香を満喫せしむればよい。

生花の指導 ― 經營、方法は省略

料理の指導

四、聽覺と訓練

何れの感覺も皆鋭敏であるが印象深く残るのは聽覺より來るものであらう。青春時代は音響そのものに惹かれてその元を極めないで全く參つてしまふ者が往々ある。タツチの妙より器樂の妙音そのものにチャム―されて樂手そのものゝ人格を極上化するとか或は一つの衝激によつて月下にすたく虫の音に一入哀愁の涙を誘ふとか颯々たる松風さては涼々なる水の流れ迄も人格化して精神上に反應して來る時代である。それだけ深刻であるわけだ。引いては情操陶冶に影響する所亦甚大であると言はねばならぬ。

こうした時代の訓練はむしろ趣味とか娛樂方面の啓培を圖る事が何よりだと信じてゐる。その個性に従ひ好みによつて社會一般に行はれてゐるものゝ中より選擇せしめるとか或は獨創すれば尚よい。

レコードに依つて良音樂を授ける

詩吟、琵琶歌、種々な樂器の練習、地方祭典の餘興、五節句、劍舞、樂隊

雄辯會―演説の練習

娛樂會―各種青年の趣味、たしなみの發表

茲で一言したいのは巷間に唱ふ俗謡の如何に普及力の強いかを我々指導者と言はず爲政者も共に熟考しなければなるまい。眞の國民音楽に乏しい我が國にそうした流行小唄の殷盛を極めるのもたしかに心理に合した點があればこそこゝに於て世に希ふのは眞の國民歌、或は俚謡青年歌の出現することを。

以上大雑束に述べましたがほんの走り書きと言つた形、然し青年期は五感の黄金時代とも言ふべき時期であつて若し此の期に適當な統御發達を考慮しないならば彼等の生活は全く表面感覺的となつて五つの貴重なる門戸は淺薄なるものゝ送迎に忙しく爲めに精神生活は表面にさらされて動物的生活を追求する様になる事に思ひを致してどこ迄も純に潔にもり育てたいものである。

第四節 精神作用の變化と訓練

一、知的作用と訓育

青年は凡ての眞理に對して盲目的服従より理解的服従へと進むものである。そこに疑惑や懷疑の念の起るのも當然であらう。自己の理解しないものはどこ迄も追求して止まない、猪突的であるそれだけにやゝもすると思考の形式が單純で一本調子であつて輕卒の斷定を缺いて熟慮する餘裕を持たない缺點がある。故に知的教養を彼等の心理發展の過程に適應して施す事は最も必要な事である。

知的訓練の施設として

- 1 勅語、詔書、勅諭の御趣意徹底に關する施設
- 2 補習教育
- 3 講習會講話會、優良町村の視察

- 4 青年文庫の活用
- 5 意見發表會
- 6 職業の餘暇を利用して彼等の要求する知識を手取早くそうして實際的に

新聞の利用
讀書會
座右圖書の選定
巡廻文庫

通信教育、揭示教育、圖書教育

二、想像作用と訓練

或人曰く『青年は未來に生活し老年は過去に生活す』と實にそうである。老人の未來は後生安樂淨土を希ふが青年には輝かしい未來が洋々としてその祕庫の扉を眼前に展開してゐる。未來があればある程希望にも燃えるし想像も亦強烈で時空の限界を脱し範圍と制限を超越し遠い理想郷に遊ぶ、そうして現實の状態に戻る事が甚だ遅い。換言すると經驗に乏しい青年の理想は時に空想の形になる事が多いたゞ自己の満足すべき様にそれからそれへと組立て、とり止めもない場合が多いし之がやがて創作發見の過程である事を我々は諒知すべきである。文藝方面にこつて小説を耽讀し内容に捉はれて批判をしない即ち客觀我に立つて眺めるとか冷靜な態度を失して盲目的に渴仰する。讀書の弊も恐るべきものがある。之等の想像性を善導利用して行くならば随分と面白い事が出来ると思ふ。訓練上の施設經營として

- 1 讀書の指導
- 2 郷土の理想化は如何にすべきか
- 3 各種方面の改造に對する意見發表

想像力の伸びるまゝに書かせて見る。

五十年後の日本とか世界とか言つた論文を或新聞社が懸賞募集した事がある様に記憶してゐる此の種の計畫も亦意義あるものであらう。

近くは「一九三六年を目指して」の大毎社の計畫の如き面白いと思ふ。

三、情的作用と訓練

感情の訓練が出来てゐない爲喜怒哀樂が表面に現はれる事が著しい。それだけ自己感情と言ふものが著しくなつて來て得意と羞耻が交錯したり時には反對情緒が湧いて不定不安を感じ易くして又さめやすいと云ふ状態である又この時代から眞の道德的行爲が始まり理想の偉人英雄を崇拜する様になつてくる。

この感情期の訓練としては

- 1 正善だと云ふ確信を持たせて實行をする習慣の養成—偶發事項に對する討論會も面白い。
- 2 責任を持たせて自己感情の善導を圖る。

役員に任命

各種修養施設の計畫實行

表彰

分團的活動—分擔の尊重

3 徳性の涵養

信條の制定

偉人祭、義士會、乃木會、修養會、試膽會

一日一善運動、一事慣行

私淑人物選定研究、名士訪問

宗教的會合

協同心、獨立自治の精神、公德心の涵養

プラトーン曰く「青年は精神的銘てい期なり」と。徐々に自覺を與へ圓滿な感情の養成に努むべきであると信じてゐる。

四、社交本能と訓練

青年期は又この種本能が強くなつて他中心とか或は社會制裁の意識が強くなつて來て公衆の非難をえらい氣にやんだり賞讃を無上の光榮に感じて益々献身發奮すると云ふ傾向がある、衣食言語動作等に就いても他人の言葉に依つて決すると言つた風である、青年の道德的訓練の根本問題はこの點がよほど大切であると思ふ。

訓練的事項としては

- 1 環境の統制—統制訓練の必要
- 2 交友の選擇
- 3 犠牲的精神の發揮—社會奉仕

道路の愛護

A 公共奉仕

町村事務の援助（周知、徴税、調査、匡救事業の勞力奉仕）
公募寄附の世話
神社佛閣、墓場の掃除

B 交通奉仕

指道標の設置
道路の修繕—道路愛護會の活動
交通整理—交通道德の知識養成

C 各種の宣傳等々

五、遊牧本能と訓練

一定の場所よりも變つた場所、屋内生活よりも戶外生活、近い所よりも時には遠方の土地をと言つた様にじつと固着する事を厭ふ風がある、そうして自然に興味を持つ傾きがある、夜遊び徹夜或は時に冒險的事實が好かれる。これに對しては私は次の様な事を考へてゐる。

- 1 夜警作業
- 2 試膽會
- 3 團體旅行 行事
- 4 キャンプ旅行—登山
- 5 一夜講習

6 移動講習

以上身體精神兩方面に處する概説と云つてもほんの一部分を抜き書したに止まつてゐますが、第一章でも述べた通り我々はどこ迄も好伴侶でありたいその爲には青年の自覺自奮を促す意味に於て時には彼等の本能衝動にまかせて脱線的な事を敢てやらせて然るべきだと思ふ、やらせて後反省の機會を與へて道徳意識の擴充をはかり多少ロマンテツクの詩的試みを企て彼等の本能的傾向を利用し善導する事が指導者としての採るべき態度ではなからうか、後年に於て男子らしき男子たるには青年らしき青年期が必要である。大人らしき青年期は決して有望なる青年を育成する所以でないと思ふ

第五節 自治公民的訓練

自治的訓練の效果に關して

ルーデ曰く

- 1 自己訓練は強制的訓練よりも効果が多い。
- 2 彼等是他から強制された規律よりも自己が參與した規定に對してよりよく服従するものである。
- 3 自治制によつて益々自立的になる。
- 4 自治は彼等をして自己の能力を自覺せしめ個人及び全體の自信を強大にする。
- 5 責任の念を増大する。
- 6 性格を教養し眞の公民的自己教育となる。
- 7 共同社會感を強める。

國民更生運動の叫ばれる今日自力で他を害せず共存共榮の事象を處理する能力を有せしむる事は亦緊切なものと言は

なければならぬ、けれども留意すべき事は無制限の自治を許容すべきではない此の種の弊害に就いてはウイールヘルマン教授の夙に看破した所によつて見るも明かな事であるから指導者はこの點に注意すべきであると思ふ。
公民訓練の目標

眞の公民教育、公民的訓練は公民科と云ふ一學科の教授や實習に依つて完成せられるものでなくして國民として又公民として恥しからぬ資質を得せしむるに在るから實は國民教育と概念を同じうするものであるが唯その見方に於て日常須知の知識技能教授や徳性の涵養と云ふ内容に迄ふれないで公民生活に之を結びつけたる所に特質があるものである、公民的訓練の内容は頗る多岐に渡るが主として近代人の缺陥たる公共的生活の部面を充足するに足るものを選んでその時代の公民的教育とするのが便宜であると思つてゐる。

自治公民訓練の實施要項

- 1 自治公民に關する智識の習得と公民科教授及び機會を捉へて。
- 2 法令の研究
- 3 自治公民資料の配布
- 4 自治衛生
- 5 戸主會、婦人會等の事業援助
- 6 優良町村の視察
- 7 共有村林の殖林、手入等
- 8 軍隊慰問、家族慰問
- 9 掲示板の利用

10 警察事務の助勢等

第六節 社會生活技能の訓練

社會生活上心得べき事柄は非常に澤山あるがその何れも残らず習得する事は至難中の至難であり又全部心得る必要もない、文化の進展は益々職業の分裂多岐を來たして行く有様であるからその各種の中で特に日常何時もくも比較的に馴れなければならぬ事を練習して心得て置く事は必要であると思ふ。今左に其の一部分を摘出して要項のみを羅列すると、

- 1 救急及び救難の心得
- 2 交通方面では
 - A 列車時刻表の見方 驛構内の模様
 - B 旅行案内の見方 旅行の仕方(切符の買方、乗替等)
 - C 道路の築造修繕
 - D 交通道徳一般
 - E 飛行機飛行船の概要
 - F 漕艇法
- 3 通信運搬方面
 - A 電報の打方
 - B 小包の出方
 - C 郵便に關する事項(封書、葉書、書留、爲替)
 - D 貯金一般

- E 電信、電話のかけ方
- F 荷物の送り状
- 4 測量に関するもの
 - A 目測法、歩測
 - B 高さ測量の概要
 - C 圖面の描方
 - D 方位の發見（羅針盤、北極星、太陽、月、樹枝樹皮による發見法等）
- 5 野營の場合
 - A 位置の定め方
 - B 天幕の張り方
 - C 炊事
- 6 簡易なる天氣豫法等

第七節 團體訓練に就いて

團體訓練の目的は團體心理を應用すると言ふ點に存することは勿論であるが動もすれば從來之を誤解してゐる者が少くない。寧ろ自己個人の人格の陶冶にあるのである。即ち訓練された所の個人が集合して團體的行動をなすと云ふ様にならねばならぬ、從來は個人としての修養や訓練を怠つてそうして團體的行動の形式を學ばしめた傾が多かつたではなからうか、個人の修養と相俟つて團體心理を應用し團體の制裁により或は團體に於て養成されたる所の所謂團風に依つて個人の個性をも發展せしめる事が出来る茲に始めて團體訓練の眞價が現はれるのである。

第八節 統制訓練に就いて

本章第一節訓練の輪廓に於て表解しました、訓練の中核につきましては逐一の説明と言ふよりも今迄の訓練中に所々關係して一斑を述べましたことに依つて御諒承を願ひたいと思ひます尙指導者の感化の項は第一章の所に於てお読み下さればその態度の如何に青年に及ぼす事の偉大であり訓育上重要な力を持つかはお分かりの事と存じまして省略させて頂きたい、それから訓練の外縁的作用に涉つては之又皆さんの日常經驗なさつてゐられる點で詳細を述べます事は却つて當を得ない事と思ひます關係上各自の御研究に委ねたいと思ひます。唯一つ本節に於ては統制訓練の事を申し述べさせて頂いて稿の大略を終へたいと思ひます。

統制訓練とは

個々の村に於て青年の訓練を致します爲めに各村独自の個性が現はれて行く事は結構であるが私はそうした基礎の出來た村の青年と言ふ團體を更に大きくしてせめてそれ等の青年の社會生活の舞臺を打つて一丸とした廣範圍の町村が協力一致して同一目的手段に依つて普遍的の訓練をして見たいと思ふのであります。昨今統制經濟と言ひ産業組合の統制等々皆一様の理由でなからうかと思ふこうした提携的の訓育は中等學校に於ても教護聯盟(?)の名の下に一致して學生風紀の改善を致してゐられることと承知してゐる。そうゆう意味に統制訓練を私は解してゐる。

統制訓練の必要、

蛇辯省略

統制訓練の方法、

1 統制機關の整備

- 2 統制訓育項目の決定
- 3 關係市町村内青年の生活舞臺の調査
- 4 統制關係市町村青年の合同團結
- 5 統制經濟へまで↓青年の職業發展
- 6 統制組織に依る職業教育の徹底

その効果 省略

思ひつきのまゝでありますから御研究をお願い致します。

第三章 結

論

種々な事業色々な教育作用、自治制の運用にしましても結局は人であります問題の解決成績の向上は人そのものに存します、形式は大同小異でありましても主體の指導人物、中心の機關が熱意がなければ到底成果は擧げ得ない、こういう事はその例枚擧に遑のない程明瞭であります、最初に申しました様に指導者に宗教的信仰心の確固たるものを腹の底に持つて正しい人生觀によつてその人が活動すれば他は自然に運轉するものである。青年は殊に感じ易い、涙にも脆ければ或る時は意志も強い多情多感な青年を引卒してこの非常時にぶつつかるには口先きの人ではなく手の人腹の人でなければならぬ。根本を腹に据えて大きな眼で青年の活動を見ればこそ同情も起り、理解あつての愛も生れる、ゆとりのある指導には必ずや理論と實際とは調和的に併進するに間違ひない、青年らしい生活を彼等に行はせつゝ理想の彼岸へ不知不識辿り着かしめるのもそうした指導者の態度にまたねばならぬと思ふ、今や帝國は内憂外患並び來つて國民の安

逸を許さざるの秋非常時の認識を更にも一步我人ともに新にして希望ある黎明の光を求めつゝ躍進することが眞の生き方ではあるまいか。

最後に黎明の歌を掲げて筆を置く事にする、

黎明。われ嶺に立つ。

見よ乾坤いま眠よりさめんとす

夜のとばりの如く群峰を覆ひつくせし雲霧は

しづくと下りて溪谿にかくれ

山々の嶺はさやかにも瑠璃色の空に、

その永遠にして新なる姿を現はし來る光。

はじめはほのかなる曉の光。

やがては彩雲のかげやき。

而して最後に一切を照しつくさずんば

やまさる強烈なる金箭の光芒

見よ。大空と大地と、

その光芒を受けていまぞ聖なる生命に輝き來るよ。

過去の暗黒と醜汚に苦しみ悩む者よ。

黎明我曠野の中に立つ。

大空のはてよりはてに流れ行く雲を追ふて、光の流れ来るよ。

草より草に吹き来り吹き去る朝風の音よ、

さら／＼とわが周囲にさゝやき来る朝風の音よ、

鶏犬の聲は遠く聞え炊煙模糊としてかなたの村里にたなびく

露しとゞ田園のあしたの貴きかな

鍬を肩にせる早や出の壯夫

その昂然たる足どりを見よ 黍明は總ての働くものを

讚美し祝福する。働く者に力あり。働く者に光あり。

黍明。われ海の渚に立つ。

曉の光と共に海潮の寄せ来るを見よ、

ドドツドツドツ

ドドツドツドツ

小さき岩礁はおどりこえ、大いなるものは廻りかこみ

勇躍して進み来るその澎湃たる勢を見よ、

わが胸の鼓動を壓して響き来るその力強きどよもしを聞け

若き血潮の同じリズムに躍るを覺ゆるよ。

おゝ黍明は力だ。新なる時の力だ。

時代の先頭に立つ若き人々よ、

新潮どよもす黍明の海邊に

正しき力の暗示を聞け。

昭和八年十一月二十日 印刷
昭和八年十一月廿五日 發行

(非賣品)

編纂者

香川縣女子師範學校附屬小學校內
香川縣初等教育聯合研究會

印刷者

高松刑務所印刷販賣所代表者
出村 傳

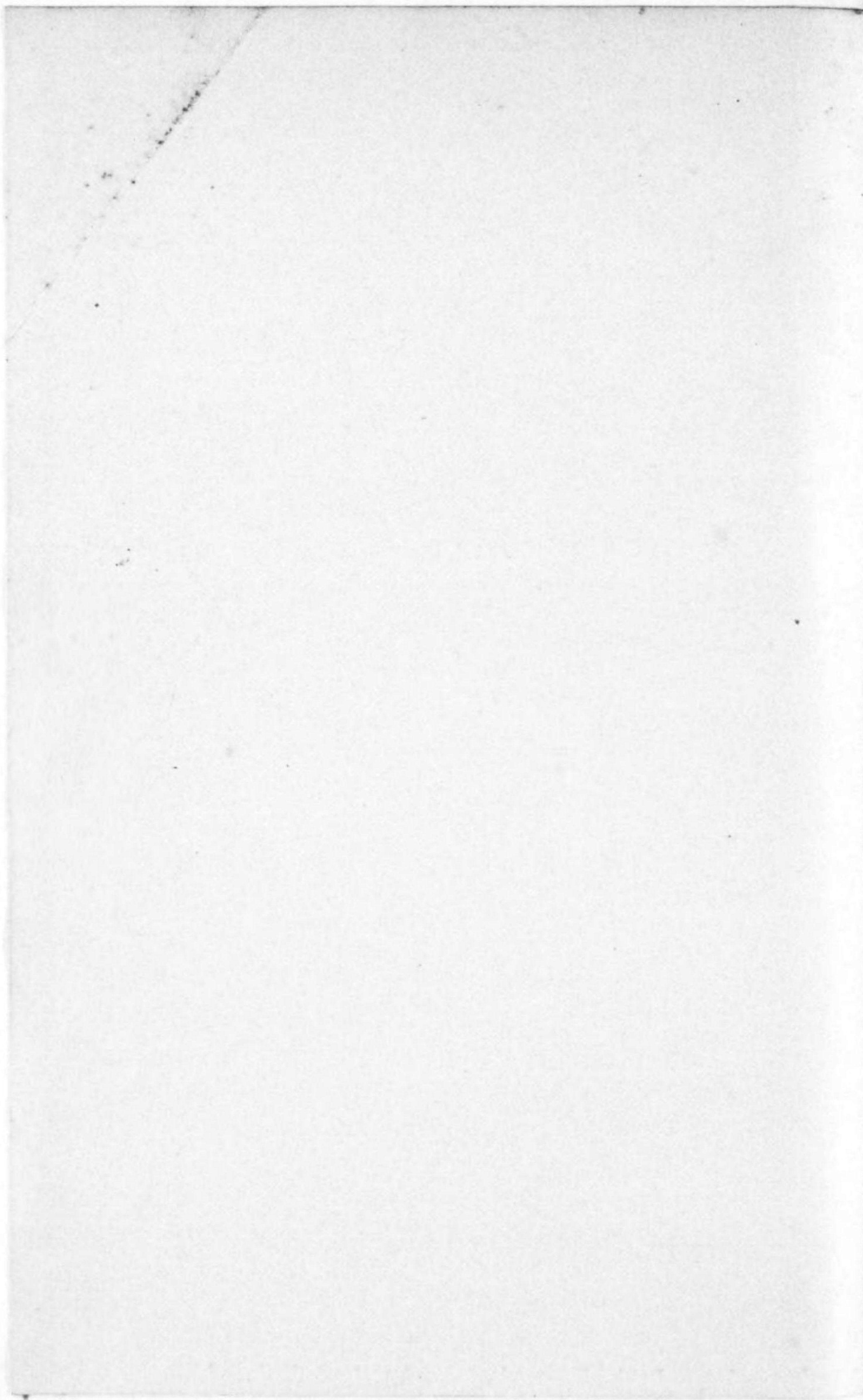
印刷所

高松刑務所印刷部
高松市鹽屋町二六
高松市松島町番外一番

發行所

香川縣女子師範學校附屬小學校

21215



此書係由... 印刷... 民國... 年... 月... 日... 出版... 售價... 元... 角... 分... 總發行所... 地址... 電話... 郵政掛號... 零售每冊... 元... 角... 分... 函購加郵費... 元... 角... 分... 凡欲購者請向... 函購... 或向... 經銷處... 洽購... 此致... 敬啟者... 民國... 年... 月... 日... 印刷... 總發行所... 地址... 電話... 郵政掛號... 零售每冊... 元... 角... 分... 函購加郵費... 元... 角... 分... 凡欲購者請向... 函購... 或向... 經銷處... 洽購... 此致... 敬啟者...

253
689